

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第3回幕別町議会定例会
(平成27年9月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第4 報告第9号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第5 報告第10号 平成26年度幕別町健全化判断比率の報告について
日程第6 報告第11号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第7 報告第12号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第8 報告第13号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
日程第9 報告第14号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
日程第10 報告第15号 平成26年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第11 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成27年度幕別町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第12 議案第64号 幕別町消防団条例
日程第13 議案第65号 幕別町消防団員等報賞金条例
日程第14 認定第1号 平成26年度幕別町一般会計決算認定について
日程第15 認定第2号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第16 認定第3号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第17 認定第4号 平成26年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第18 認定第5号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第19 認定第6号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第20 認定第7号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第21 認定第8号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第22 認定第9号 平成26年度幕別町水道事業会計決算認定について

会議録

平成27年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年9月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 4 小田新紀 5 内山美穂子 6 若山和幸
7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥 11 小川純文
12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄 16 中橋友子
17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
3 高橋健雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
土 木 課 長 寺田 治 都 市 施 設 課 長 笹原敏文
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀

議事の経過

(平成27年9月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成27年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、19 藤原議員、1 番板垣議員、2 番荒議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、「例月出納検査結果報告書」及び「平成26年度幕別町一般会計・特別会計歳入歳出決算・水道事業会計決算」「基金運用状況」「財政健全化」「簡易水道特別会計等の経営健全化」についての「審査意見書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
後ほど、ごらんいただきたいと思っております。
次に、事務局から報告させます。
○議会事務局長（野坂正美） 本日、3番高橋議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成27年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
本年も10月1日に119年目の開町記念日を迎えます。
偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。
例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会か

らいただきました答申を尊重し、本年は8名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

自治功労賞として、永年にわたり町長として本町の自治振興に貢献されました札内中央町の岡田和夫さん、議会議員、議会議長として貢献されました相川の古川稔さん、同じく議会議員として貢献されました栄の牧野茂敏さん、教育委員、教育委員長として本町の教育行政の振興に貢献されました札内青葉町の沖田道子さん、固定資産評価審査委員として適正な審査に努め、本町の税制度の公平性の確保に貢献されました忠類協徳の姉崎秀男さんの5名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

社会功労賞としては、永きにわたり消防団員として地域住民の安全確保にご功績のありました駒島の村上耕作さん、五位の橋本浩弥さんの、2名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

産業功労賞としては、永きにわたり商工会の理事、副会長、忠類村においては会長を務められ、本町経済の活性化に尽力された忠類白銀町の加藤修治さんを顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月24日、国は平成27年度の普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を15兆7,495億円、前年度との比較では1,229億円、0.8%の減と決定いたしました。

本年度の算定に当たっては、自治体が、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するために「人口減少等特別対策事業費」が新設されるとともに、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた経費の加算や見直しが行われたところであります。

こうした状況のもと、決定されました本町の普通交付税額は56億6,340万6,000円で、前年度との対比では2,475万5,000円、0.4%の減となりました。

本年度においては、先ほど申し上げました「人口減少等特別対策事業費」の新設などにより、基準財政需要額が前年度に比べ増額となったものの、基準財政収入額が前年度に比較して増となったことなどが減額となった主な要因と分析いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約1億円の留保財源が生じたところではありますが、除排雪経費など補正予算の財源として、今後の財政運営に有効に活用してまいりたいと考えております。

国は、本年6月に閣議決定した「骨太の方針」において、地方交付税の上乗せ措置である「別枠加算」や「歳出特別枠」についての見直しの考えを示しておりますが、地方交付税は地方固有の一般財源であるとの認識の下、北海道や町村会と連携し、その総額の確保に向けて、強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏次期共生ビジョンについて申し上げます。

十勝においては、平成23年7月に帯広市と各町村間で「定住自立圏の形成に関する協定書」を締結し、同年9月には共生ビジョンを作成いたしました。

現共生ビジョンにつきましては、毎年度、所要の見直しを行いながらフードバレーとかちの推進や移住・交流の促進などの取り組みを進め、一定の成果を上げてきたところではありますが、本年度をもって期間満了となることから、次期共生ビジョンの策定作業を進めているところであります。

策定のスケジュールにつきましては、11月までに原案を作成し、12月に各市町村でのパブリックコメントの実施、来年1月から2月にかけて市町村長意見交換会や共生ビジョン懇談会等での検討などを経て、案を確定することとしております。

地方創生や地域の活性化につながる新たな取り組みを加えることなどを検討しているところであり、現協定で読み込めない項目については、変更が必要となりますことから、協定変更の手続を来年3月定例会に提案させていただく予定といたしております。

次に、8月11日の局地的な大雨と強風、ひょうによる農作物などの被害状況について申し上げます。

南から暖かく湿った空気が北海道上空に入って、大気の状態が不安定になった影響により、十勝管

内は8月11日午後、局地的な大雨に見舞われました。

本町では、午後2時36分に大雨警報が発令されたことに伴い、速やかに関係職員による第1次警戒体制を敷き、情報収集に努めるとともに、出動態勢を整え、緊急事態に備えたところであります。

その後、相川では午後3時から4時までの1時間に40.5ミリメートル、日新では28.5ミリメートルの激しい雨が降りましたが、午後7時ごろには雨もおさまり、午後10時45分には大雨警報も解除されたことから、同時刻に第1次警戒体制を解いたところであります。

本町におきましては、大きな被害には至らなかったものの、農作物の倒伏や町道の路肩崩壊などの被害が発生いたしました。

町内各農協を通じて確認をいたしました農業被害についてであります。大雨と強風などによる影響で豆類57ヘクタール、デントコーン20ヘクタール、スイートコーン14ヘクタール、そば10ヘクタールの合計101ヘクタールの倒伏とD型ハウスの一部損壊が3棟確認されました。

倒伏したスイートコーンにつきましては、その後、収穫が完了しておりますが、収量・品質等への影響は、ほとんどなかったとのこととあります。

豆類等は今後の天候により回復が見込める程度の被害でありましたが、今後とも関係機関の指導をいただきながら推移を見守ってまいりたいと考えております。

また、町道など41か所において路肩や法面の崩壊、砂利道洗掘などの被害が発生いたしましたが、速やかに復旧作業に取り組んでいるところであり、被害総額はおよそ375万円と見込んでおります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、春先から良好な天候に恵まれたものの、6月から7月にかけての雨不足による影響が懸念されておりましたが、その後、適度な雨に恵まれ現在は回復傾向にあり、収穫の終わりました小麦をはじめ、その他の作物においても平年を上回る状態で生育しているところとあります。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年より3日早い7月18日から収穫作業が始まり、期間中、降雨に見舞われた日もありましたが、倒伏や穂発芽などの発生もなく順調に作業が行われ、8月2日までに全町の約3,520ヘクタールの収穫を終えたところとあります。

収穫量につきましては、開花期の好天や6月下旬から7月上旬にかけて高温とならず実の肥大する期間が長かったなどの要因により、現時点では、10アール当たり、昨年を3.5俵程度上回る12.5俵と推定されております。

品質につきましても良好で、製品歩留まり率は高く、製品量は平成23年から栽培が開始された「きたほなみ」史上最高の収量が見込まれ、今後の出来秋に弾みとなる喜ばしい結果となっております。

9月1日におけるその他の作物の生育状況は、馬鈴薯は4日から6日早く、生育は「良」となっております。てん菜は5日早い状況で「良」となっております。菜豆、小豆はさやのつく時期が若干おくれさや数も平年を下回っており、1日のおくれ、大豆は平年並みであります。

また、飼料用作物につきましては、牧草は忠類地区で平年並み、幕別地区においては7日のおくれ、サイレージ用トウモロコシは各地区とも4日早い状況であります。

今後におきましても、好天に恵まれ、各作物の順調な生育と、平年を上回る豊穰の秋を迎えられますとともに、収穫時などに農作業事故がないよう心から願っているところとあります。

次に、地域防災避難訓練について申し上げます。

昨年5月に修正いたしました地域防災計画をもとに、本年を初年度に5年計画で市街地を中心とした地域防災避難訓練を実施することとしており、本年度は、10月18日、日曜日に札内南小学校を避難所とする7公区を対象に行う予定としております。

避難訓練の内容といたしましては、災害発生から避難所への避難までを地域の自助・共助の確認と実践をするものと、避難所の開設から運営について公助との協力のもと実施するものの二つであります。

また、あわせて避難所である札内南小学校においては、幕別消防署や北海道開発局帯広開発建設部の協力を得て、災害時の救急対応や初期消火の実演、災害車両の展示、さらには防災関連用品の展示等を通して、対象公区の住民の皆さんはもちろんのこと、広く町民の方の参加をいただき意識啓発に努めたいと考えております。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について申し上げます。

この交付金につきましては、地域経済の活性化に資することを目的として、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策に対し国が支援するもので、本町におきましては、三つの事業に取り組んでおります。

初めに、幕別町商工会が発行しましたプレミアム商品券についてであります。

プレミアム商品券の予約は、商品券発行総セット数2万2,000セットに対しまして、5,098人、2万3,609セットの申し込みがあり、抽選の結果、購入辞退者113人を除く4,744の方に購入をいただき完売したところであります。

プレミアム商品券の発行により、商工業者の営業活動の高まりと地域住民の消費喚起につながり、流出しがちな購買力を地域内にとどめられればと期待をいたしているところであります。

次に、旅行閑散期を対象として、町内の三つの宿泊施設の宿泊代金の一部を助成する誘客促進事業についてであります。

株式会社JTB北海道帯広支店を業務委託先として、同社の関連会社が運営する旅行予約サイト「るぶトラベル」を窓口として旅行商品の販売を開始したところであります。

助成金額につきましては、1泊1人当たり3,000円から5,000円の範囲で、宿泊代金の2分の1を超えない金額を正規の宿泊代金から割引くもので、9月1日から翌年1月末までを対象期間としておりますが、助成対象となる宿泊日の設定は、誘客促進の目的に沿うよう各宿泊施設と調整の上、実施いたしております。

次に、子育て世帯の経済的負担の軽減と町内事業所の売り上げ向上を図る子育て応援商品券についてであります。

幕別町に住民登録をされている18歳未満のお子さんを養育している世帯を対象とし、3人以上のお子さんを養育している世帯については1万円、3人未満の世帯については5,000円分の子育て応援商品券を交付するものであります。

本年6月5日に、対象である2,646世帯へ申請書を発送しており、8月31日現在の申請件数は2,539世帯で申請率は96.0%であります。

引き続き、町広報紙等を通じて制度の周知を図りながら申請を促してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在の公共工事の発注済額は、平成26年度からの繰越事業と新庁舎の今年度分を含め31億8,420万円で、発注率にいたしますと83.0%となっております。

土木工事関係では、札内西大通や明野6線、中当基線などの道路整備工事のほか、幕別地区暗渠排水工事、札内北・幕別両地区の耐震性貯水槽整備工事、新生地区外2地区の配水管布設工事などの発注を終えております。

また、建築工事関係では役場新庁舎建設工事の地中熱ヒートポンプ設備工事を初め、幕別町民プール屋根改修工事ほか、百年記念ホール屋根防水改修工事などの発注を終えております。

今後は、札内中学校運動場改修工事や札内9号団地道路3号道路整備工事等の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適期の発注と無理のない工期設定に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第8号、専決処分した事件の報告について及び日程第4号、報告第9号、専決処分した事件の報告についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第8号及び報告第9号、専決処分した2件の事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

本2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたことから報告するものであります。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成27年8月4日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成27年5月17日午後5時30分ころ、幕別町札内泉町73番地の2、泉町団地1号棟駐車場において、相手方が駐車していた車両に、敷地内の樹木が強風により倒れ、その衝撃により、車両の左フェンダー、右後部、右側面等に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、409,126円とするものであります。

2ページをごらんください。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額を車両修復費及び代車費用の全額とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

続きまして、議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第9号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成27年8月4日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、報告第8号と同日、同時刻、同一場所において、同様の理由により、相手方の車両の左側面等に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、371,000円とするものであります。

4ページをごらんください。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額を車両修復費の全額とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、2件とも全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、損害賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公営住宅管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところであります。今後このような管理者の瑕疵による事故が起きないように、施設管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

小島議員。

○7番（小島智恵） 昨年だったと思いますけれども、同様に泉町団地の敷地内において、同様に強風による倒木があって車両に損害を与えたという同じような事案あったと思うのですが、その際においても、安全管理、事故防止に努めるという報告がなされたと思うのですが、また今回、同じ敷

地内で起きておりました、今回は2台も損害を与えてしまったということであります。幸いにも人身事故はなかったのですけれども、当然のことながら大変危険性を伴うことでもありますから、繰り返し起きていること、これはどういうことなのか、御説明いただきたいと思っております。

○都市施設課長（笹原敏文） 今の小島議員からおっしゃいましたように、昨年にも強風によりまして樹木の倒木がありまして、同じような事故があったというものであります。

ことしも、当日、風速を見ますと10メートル前後ぐらいの強風が吹いていたというようなこともありまして、このような倒木の被害が、事故が起きたというふうに考えております。

いずれも、昨年もことしも樹種がナナカマドだという樹木でありました。

昨年も事故起きた以降、ことしも実は春先に樹木の点検を行いました、状態について確認はしております。

ただ、今回起きた部分に関しましては、昨年とは若干違いまして、太い枝がその先の部分の葉がかなり生い茂っていて、なおかつその長さがかかなりあったということで、折れた枝を見てみますと約4メートルちょっとぐらいの長さで、葉張りも最大で3メートルを超えるぐらいの大きな状態であったというようなことで、その重みなどもありまして、と強風の影響により倒れたのではないのかなというふうに考えております。

今回、事故が起きました以降も、点検のほうをしておりますので、今後このようなことがないように十分な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 葉が先のほうにあって、その重さでということもあると思うのですけれども、そういった葉のもちろん剪定をかけることもそうですし、またそういった強風で倒れる危険性があるのではないかという樹木、そういったものを春先に行っているということですのでけれども、本当にきちんと点検が徹底的になされているのか、再度確認したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 点検以降、剪定等の作業やなんかのことも行っておりますけれども、ただ余りにも強剪定をいたしますと、葉が生い茂っている部分も切ってしまうということになりますものですから、そのことが原因によって樹木の生育状態が悪くなってしまいうようなこともございますので、それはそれぞれの個々の樹木の状態に応じて剪定等の管理をしているという状況になっております。

いずれにいたしましても、この事故が起きた以降も、ここ最近も樹木の管理についてどういうふうになっているのか、私たちもそうですけれども、専門の業者も依頼をして、その状態については確認しているというところであります。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で報告第8号及び報告第9号を終わります。

日程第5、報告第10号、平成26年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第10号、平成26年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

このたびの報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

初めに、「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字であり、同じく、「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありますことから、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては14.3%となり、平成25年度と比べまして1.8ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、これまでの新規町債の発行額の抑制など、財政健全化の取り組みによる「公債費の減少」と、地方債の活用によりまして、臨時財政対策債や合併特例債など普通交付税の基準財政需要額への算入率の高い、有利な地方債を中心に活用してきたことによる、「普通交付税算入額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては104.2%となり、平成25年度と比べまして3.3ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、各特別会計の地方債償還の財源に充てる一般会計からの「繰出金の減少」であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第10号についての報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号を終わります。

日程第6、報告第11号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第10号、報告第15号、平成26年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第11号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第15号、平成26年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の6ページから10ページにわたってごらんをいただきたいと思っております。

この度の報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりでございます。

以上、報告第11号から第15号までについての報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号から報告第15号までを終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りします。

日程第 11、承認第 5 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 11、承認第 5 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 11、承認第 5 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 5 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 27 年 8 月 14 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思えます。

平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 310 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 169 億 8,134 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思えます。

5 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更でございますが、「土木施設等単独災害復旧事業」につきまして、限度額の変更を行うものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思えます。

14 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 310 万円の追加でございます。

8 月 11 日の局地的な大雨と強風により途別新川線外 5 路線、7 箇所が発生いたしました路肩崩壊等に係る復旧工事に要する費用を追加したものでございます。

このたびの災害により、復旧工事が必要となりました箇所につきましては、議案説明資料の 1 ページにございます土木災害復旧箇所図にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思えます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページになります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 100 万円の追加でございます。

普通交付税の追加であります。

22 款 1 項町債 10 目災害復旧費 210 万円の追加でございます。

土木施設等単独災害復旧事業の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 12、議案第 64 号、幕別町消防団条例及び日程第 13 号、議案第 65 号、幕別町消防団員等報賞金条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 64 号、幕別町消防団条例及び議案第 65 号、幕別町消防団員等報賞金条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 64 号、幕別町消防団条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお開きいただきたいと思えます。

消防団は、昭和 22 年に消防団令が発布されたことにより、全国的に市町村のもとに設置されたところですが、昭和 47 年に北海道の指導に基づき、東部 4 町が東十勝消防事務組合を設立し、消防団に関する事務を含むすべての消防事務を一部事務組合が担うこととして、現在に至っているところでもあります。

さらに、本年 5 月には十勝 19 市町村が「とちかち広域消防事務組合」を設立し、来年 4 月からは、とちかち広域消防事務組合が十勝全域の消防事務に取り組むこととなります。

ただし、消防団に関しましては、地域に密着した多様な活動を行うため、広域化の対象外とされたところであり、それぞれの市町村が継承することとなります。

このことから、平成 28 年 4 月以降は、幕別町のもとに消防団を設置するとともに、とちかち広域消防事務組合の身分を有する幕別消防署等の消防職員を幕別町職員として併任発令し、現行どおり消防団と消防職員とのつながりを維持していくことによって、これまで同様、本来の姿である地域固有の消防力を堅持していくものであります。

本条例につきましては、消防組織法において消防団の設置に関する事項は、条例で定めることとされておりますことから、基本的には現行の組織等の内容を継承することとして、「幕別町消防団条例」を定めようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明させていただきます。

第 1 条は、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第 2 条は、消防団の設置、名称及び区域並びに団員の定員について定めるものであります。町内の全区域を対象とした「幕別町消防団」を設置し、定員は、今までの幕別消防団の定員と同じ 170 名とするものであります。

第 3 条は、団長及び団員の任命について定めるものであります。

第 4 条は、町長が指定する団員の任期について定めるものであります。

第 5 条は、団員の退職の際の手續について定めるものであります。

議案書 12 ページをごらんください。

第 6 条は、団員の欠格条項について定めるものであります。

第 7 条は、団員の分限について定めるものであります。

第 8 条は、団員の懲戒について定めるものであります。

第 9 条は、分限及び懲戒の手續について定めるものであります。

第 10 条は、団員の服務について定めるものであります。

議案書 13 ページをお開きください。

第 11 条は、団員が居住地を離れる場合の届出について定めるものであります。

第 12 条は、団員の出勤について定めるものであります。

第 13 条は、団員の報酬について定めるものであります。

第 14 条は、出勤等における費用弁償、公務のための旅行に対する費用弁償について定めるものであります。

議案書 14 ページをごらんください。

第 15 条は、委任規定であります。

附則でございますが、第 1 項は、条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からと定めるものであります。

第 2 項は、消防団長の推薦についての経過措置であります。が、条例の施行日前に消防団長の職にあるものは、本条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、消防団からの推薦があったものとみなすものであります。

第 3 項は、団員の任命についての経過措置であります。が、条例の施行日前に在職する消防団長以外の団員は、本条例第 3 条第 2 項の規定により、引き続き任命されたものとみなすものであります。

第 4 項は、団員の分限及び懲戒に関する処分、手続、その他の行為についての経過措置であります。が、条例の施行日前になされた処分などは、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものであります。

次に、議案第 65 号、幕別町消防団員等報賞金条例につきましてご説明申し上げます。

議案書 16 ページをごらんください。

本条例につきましては、消防団の事務が町に継承されることに伴い、消防団員及び協力者に対する報賞金の支給に関して、現行の制度内容と差異がないように規定するものであります。

団員が消防活動に従事中、障害を受けて、死亡又は障害の状態となり、その功労が顕著であると認められるときは、基本的には北海道市町村総合事務組合から賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金が支給されることとなります。が、その行為に対する状況により、賞じゅつ金の支給対象にならない場合があります。があり得ることから、救済措置として町が報賞金を支給することができることとするものであります。

また、消防作業に従事するなどの協力者に対しても、団員と同様のケースになった場合には、報賞金を支給することができることとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明させていただきます。

第 1 条は、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第 2 条は、報賞金の支給要件と対象者について定めるものであり、第 1 項は消防団員、第 2 項は地域住民等の協力者に関して規定しているところであります。

第 3 条は、報賞金の種類について定めるものであります。

第 1 項は、報賞金を殉職者報賞金及び障害者報賞金に区分けするものであります。

第 2 項は、殉職者報賞金の支給額と、支給する遺族の範囲等を定めるものであります。

第 3 項は、障害者報賞金の支給額について定めるものであります。が、その金額は、次のページの別表のとおりであり、障害等級ごとに功労の程度による支給額を規定しているところであります。

第 4 条は、報賞金の支給に関する功労の認定について定めるものであります。

第 5 条は、委任規定であります。

附則でございますが、施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 議件については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 64 号、幕別町消防団条例及び、議案第 65 号、幕別町消防団員等報奨金条例の 2 議件については、総務文教委員会に付託いたします。

程第 14、認定第 1 号、平成 26 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 22、認定第 9 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 26 年度幕別町各会計決算審査委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いをます。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議員選出監査委員を除く 18 名の委員で構成する平成 26 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これを付託のうえ審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することとに、決定いたしました。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 3 日から 9 月 7 日までの 5 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、9 月 3 日から 9 月 7 日までの 5 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 8 日午前 10 時からであります。

10 : 48 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第3回幕別町議会定例会
(平成27年9月8日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成27年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年9月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
総 務 部 長 菅野勇次 (選挙管理委員会事務局長) 選挙管理委員会委員長 松岡 政芳
教 育 部 長 山岸伸雄 経 済 部 長 田井啓一
民 生 部 長 境谷美智子 企 画 室 長 細澤正典
建 設 部 長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 会 計 管 理 者 原田雅則
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
農 林 課 長 川瀬吉治 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 町 民 課 長 山本 充
経 済 建 設 課 長 天羽 徹 土 木 課 長 寺田 治
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 こ ど も 課 長 杉崎峰之
図 書 館 長 林 隆則 農 業 委 員 会 事 務 局 長 高橋宏邦
福 祉 課 長 新居友敬 商 工 観 光 課 長 岡田直之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子

議事の経過

(平成27年9月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による、平成26年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほど、ごらんいただきたいと思います。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○7番（小島智恵） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目ですが、高齢者等のコミバス運賃無料化を。

コミュニティバス導入の経緯については、平成22年11月に高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情（署名1,386名）が提出され、平成23年3月議会にて陳情採択がなされました。

その後、地域公共交通確保対策協議会の設置、そして2度の試験運行を経て、高齢者等交通弱者の交通機関の確保を図ることを目的として、平成25年10月から本運行開始に至っています。

また、予約型乗り合いタクシー（駒島線・古舞線）においても、運行されているところであります。

しかし、コミバス本格運行から2年がたとうとしておりますが、これまで利用率の低迷は続いております。本来、高齢化率の上昇に伴って需要は見込まれるところでありますが、現状では大きな乖離が見られています。今後、実態を検証し、より利用しやすいコミバスの運行が求められているのではないのでしょうか。

以下について、お伺いします。

①利用状況。

②利用率が少ない原因、対策。

③運賃収入の実績。

④現行は、運賃 100 円、往復 200 円ということですが、運転免許証返納された高齢者及び障がい者については、運賃無料にしていかがでしょうか。

2 点目ですが、経済の振興策についてであります。

経済産業省の工業統計調査によりますと、平成 24 年の十勝管内における製造品出荷額等では、一番多い帯広市に次いで、芽室町、音更町、本別町、清水町、士幌町の順であります。我が町は残念ながらその次の 7 番目となっています。これは、他の自治体と比較しますと、大手企業が少ないことによるからではないでしょうか。

しかし、過去には大手企業が立地を希望されたものの、条件が整わず、他の自治体に立地したケースがあったと聞いており、企業が参入しやすい環境を整えていく必要があります。

また、町の都市計画マスタープランにおける町民アンケートでは、満足度の低い項目として、2 番目に多いのが、「就労機会や労働環境」が挙げられ、働く場所が少ないため、企業誘致に力を入れてほしいとの声が聞かれています。

今後、企業誘致への取り組みを強化し、雇用の確保、創出や若者の流出を防ぎ、我が町に末永く定住していただくためのまちづくりが求められています。

以下についてお伺いします。

①企業誘致への考え方、見通し、支援策。

②工業団地造成の考え方。

③現企業への支援策の強化。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義）小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「高齢者等のコミバス運賃無料化を」についてであります。

国内においては、急速な車社会が進展し、鉄道や路線バスなどの地域公共交通に頼らない生活が広がり、その結果、地域公共交通の利用者が減少し、路線の廃止や便数の減少により、利便性が低下している地域が多数見られます。

子どもや高齢者、障がい者など、車を自由に利用できない人々にとっては、通学、通院、買い物などの移動手段の確保が制限され、安心して暮らし続けることが困難になってきております。

さらに、急速な高齢化の進展に伴い、自家用車による移動が困難になる方々が増加していくことが避けられない中、高齢者や障がい者等の交通弱者の生活交通手段の確保や、交通空白地域・不便地域の解消は重要な課題であると認識いたしております。

このようなことから、町では、平成 24 年 1 月に帯広運輸支局、帯広開発建設部、十勝総合振興局を初め、関係する交通事業者や住民代表で組織する「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を設置し、地域にとって必要な公共交通のあり方などを検討してまいりました。

協議会では、平成 24 年 7 月と 11 月のコミュニティバスの試験運行と、利用者に対するアンケートの結果を踏まえ、幕別地区と札内地区でのコミュニティバスの運行は必要であるとの結論に至り、平成 25 年 10 月から十勝バス株式会社が運行主体となり、コミュニティバスの本格運行を開始したところであります。

ご質問の 1 点目、「利用状況について」であります。

コミュニティバスの運行実績について申し上げます。

初めに、平成 26 年度のコミュニティバスの運行実績であります。幕別線、札内線の 2 路線合計の利用者数は 9,767 人で 1 日当たり 39.7 人、1 便当たり 4.0 人でありました。

路線別の利用者数であります。幕別線の利用者数は 3,637 人、1 日当たり 14.8 人、1 便当たり 3.0 人であり、札内線の利用者数は 6,130 人、1 日当たり 24.9 人、1 便当たり 5.0 人であります。

次に、平成 27 年 4 月から 8 月までの 5 カ月間、延べ 104 日間での利用者数であります。路線別の利用者数であります。幕別線は合計 1,070 人であり、利用者内訳は大人 607 人、子ども 443 人、乳幼

児 20 人でありました。

札内線では、合計 2,284 人であり、利用者内訳は大人 2,145 人、子ども 82 人、乳幼児 57 人でありました。

本年度の 5 カ月間の利用人数を、前年同月と比較いたしますと、幕別線は 114 人の減、1 日当たり 1.0 人、1 便当たり 0.2 人の減少となっております。

一方、札内線は 432 人の増、1 日当たり 4.4 人、1 便当たり 0.9 人の増加となっており、徐々にではありますが、コミュニティバスの認知度が上がり、利用者が増加したものと考えております。

ご質問の 2 点目、「利用率が少ない原因、対策について」であります。

役場に寄せられる質問や問い合わせといたしましては、コミバスの乗車方法やバス停の情報、運行時刻などの利用方法に関することが多く、まだまだコミバスについての情報が十分に伝わっていないことが、利用率の伸び悩みの原因となっているものと考えております。

このため、町といたしましては、出前講座や広報紙などを活用し、より一層コミバスの利用方法等についての PR を行ってまいります。

また、昨年の産業まつりの会場では、コミバスを展示し、乗車方法の紹介に合わせて、幼児にコミバスの塗り絵を書いていただき、コミバス車内に展示するなど、コミバスに親しんでいただく企画も行ったところであります。

さらには、幕別町図書館では、「コミバス de 映画」と題するコミバスの運行時間に合わせた映画を上映するイベントを開催するなど、コミバスの利用促進を図っております。

他町の例を見ましても、利用者の増加には時間を要するものと認識いたしておりますが、潜在しているニーズの掘り起こしに努め、より多くの住民の方にご利用をいただき、地域の継続的な公共交通機関として定着するよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「運賃収入の実績について」であります。

平成 26 年度の運賃収入につきましては、幕別線で 16 万 2,700 円、札内線で 36 万 6,850 円、合計 52 万 9,550 円であります。

平成 27 年 4 月から 8 月までの 5 カ月間につきましては、幕別線は 5 万 1,000 円、札内線は 17 万 7,350 円であり、全体で 22 万 8,350 円であります。

運賃収入につきましては、現金収入のほか、回数券の購入による収入がありますことから、月別で変動がありますが、本年度の 5 カ月間の運賃収入と、前年同月と比較いたしますと、幕別線は 900 円の減少、札内線は 5 万 1,150 円の増加となっております。

ご質問の 4 点目、「運転免許証を返納された高齢者及び障がい者については運賃無料にしてはどうかについて」であります。

コミバスの乗車運賃につきましては、平成 24 年 9 月に実施いたしました、住民アンケート調査をもとに、平成 24 年 12 月の幕別町地域公共交通確保対策協議会において、中学生以上「100 円」、小学生「50 円」、乳幼児「無料」、通学のために利用する小中学校の児童生徒「無料」として合意いただいたものであります。

また、割引制度につきましても、毎月 1 日を「コミバスデー」として無料にするほか、回数券の販売、十勝バスとコミバス間での乗り継ぎ割引制度や運転免許証を返納された 65 歳以上の方に対する 1 年間有効の半額乗車券の交付を行っているところであります。

この運転免許証返納者への半額乗車券のこれまでの交付実績は、本年度に 1 件の申請がありました。

平成 24 年 9 月の住民アンケート調査の結果では、運行した場合に支払ってもよいと思う料金は、「無料」と回答された方が 20%に対して、「100 円」と回答された方が 36%であり、平成 24 年 11 月に行った試験運行でのアンケート調査におきましても、「100 円」の乗車運賃は妥当または安いと回答いただいた方が 98%でありましたことから、利用に対する一定の負担については、ご理解いただけているものと認識いたしております。

また、障がい者に対する運賃につきましても、これまで無料とする要望もなく、適正な運賃負担で

あると考えております。

次に、「経済の振興策について」であります。

本町には、基幹産業であります、農業に関連した製造業や地域に根差した建設業、運送業などの企業が立地いたしておりますが、長引く景気低迷の中で、企業の投資が進まないことなどから、新たな企業進出は極めて厳しい状況にあるものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「企業誘致への考え方、見通し、支援策について」であります。

初めに、企業誘致への考え方についてであります。本町におきましては、他の自治体と比較いたしましても、充実した企業誘致優遇制度により、企業の誘致活動を行っており、近年では、忠類地域への食品加工工場の立地や札内地区の野菜冷凍加工工場の増設を伴う本社機能の移転、さらには既存企業の買収による長野県からの製麺業の進出などがありました。

今後におきましても、本町の基幹産業であります農業に関連した製造業などの企業誘致を重点的に進めてまいりたいと考えており、町内の金融機関や道内の建設コンサルタント会社に対し、企業開発促進条例による優遇制度や工業団地の状況を説明し、情報提供の依頼を行うとともに、北海道東京事務所への情報提供や首都圏で開催される企業立地セミナーにも参加をするなどして、引き続き企業誘致活動を進めてまいります。

次に、企業誘致の見通しについてであります。本町には、明野工業団地、札内東工業団地、リバーサイド幕別工業団地の3カ所の工業団地があり、明野工業団地は既に完売しておりますことから、土地開発公社におきまして、2カ所の工業団地で土地の分譲を行っております。

現在、分譲中の区画につきましては、札内東工業団地は6区画、面積にいたしまして1万9,140平方メートル、リバーサイド幕別工業団地は7区画、3万4,823平方メートル、合計13区画、5万3,963平方メートルとなっております。

現在、土地開発公社におきまして、リバーサイド幕別工業団地の土地販売に関しまして、製造業2社、運送業1社と販売に向けた交渉を進めており、工業団地以外におきましても、工場の立地に向けて、町の担当者が企業側と打ち合わせを重ねており、新たな企業立地につながればと期待をいたしているところであります。

次に、企業誘致への支援策についてであります。企業開発促進条例に基づき、町内に工場やソフトウエアハウス、試験研究施設、観光事業施設等を新設または増設した場合に、固定資産税相当額補助金や投資額に対する補助金、雇用促進補助金、工業用地取得促進補助金を交付いたしております。

特に、投資額に対する補助金は、工業団地内においては、土地代を除く投資額の10%の額、工業団地以外は、土地代を除く投資額の5%の額を、いずれも1億円を上限として交付するものであり、充実した優遇制度となっております。

今後におきましては、本社機能の町外からの移転に対する助成などにつきましても、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「工業団地造成の考え方について」であります。

先ほどもお答えいたしましたように、2カ所の工業団地で約5万4,000平方メートルの分譲地がありますことから、現状では新たな工業団地の造成は難しいものと考えており、当面は工業団地内の土地の完売を最優先として取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「現企業への支援策の強化について」であります。

本年4月から、中小企業における退職金共済制度の加入を促進し、中小企業に就業する従業員の福祉の向上と雇用の安定化を図るために、被共済者の共済制度加入から3年間を限度に共済掛金の一部を助成する「中小企業退職金共済制度加入促進事業」を実施いたしております。

また、本年7月からは、中小企業融資について、中小企業者の育成や振興、さらには経営の安定化に資するよう、資金調達を整えるために、利息補給金の対象となる貸付利率を、「年1.2%」から「年1.0%」に引き下げるとともに、補給対象の利息の幅を「年2.0%」から「年2.2%」に拡充し、保証料補給金につきましても、融資額に係る保証料を全額とするように拡充したところであります。

す。

今後の支援策の強化につきましては、企業開発促進条例に基づく企業誘致優遇制度の拡充や、本町の特性を生かした特産品開発のための調査研究に要する経費を補助する、「特産品研究開発事業補助金」につきましても拡充に向け、商工会や金融機関のご意見を伺いながら、来年度からの実施を目指し、検討を進めてまいります。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁）小島議員。

○7番（小島智恵）質問させていただきます。

コミバスのほうですけれども、依然として空バスが走っているということが、相変わらずお見かけしているところではありますけれども、バスを見るたびに、このままでよいのかと常々考えてしまうところではあるのですが、本町の高齢化率、平成26年10月では28%、将来推計では2年後の平成29年度では30.8%、そして平成32年度では32.4%と、このように高齢化率が伸びていく中で、やはり将来的には、こういう交通弱者対策の必要性、ますます増していく状況にあると言えると思うのですが、平成26年の利用者数では、1便当たり3人から5人ということで答弁いただきました。

また、本年度の5カ月間の利用人数で、前年同月比では、幕別線では114人減、そして札内線では432人ふえているわけなのですけれども、その利用率が少ない原因としては、コミバスの乗車方法等々のPR不足であるというふうな分析がなされたと思います。

出前講座や広報紙で周知するというものでありますけれども、老人クラブ等、そういった高齢者が集まる機会などに、行政側からみずから出向いて説明したりPRしたりする、そういった機会はないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁）飯田町長。

○町長（飯田晴義）一例として答弁では申し上げましたけれども、私どもとしましては、やはりコミバスに乗っていただけない最大の原因というのは、マイホーム時代が長らく続いて、どうやって乗ったらいいのかということがなかなかわかっていただけない、非常に恐ろしさといいますか、乗ることに対する拒否反応、難しさというのを感じておられているのかなというふうに思いますので、あらゆる機会を通じてPRに努めて、コミバスが身近な存在になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁）小島議員。

○7番（小島智恵）乗り方がわからないということ、できるだけ出向いてご説明いただければと、そういった乗り方等々を説明いただければと思います。

それで、図書館で「コミバス de 映画」上映されておりますけれども、そちらの利用状況、もしわかりましたら教えていただければと思います。

○議長（芳滝 仁）企画室長。

○企画室長（細澤正典）コミバス de 映画の状況ではありますが、5月1日に行ったときは、11名の方が映画会に来られておりますが、そのうち2名の方がコミバスを利用しております。

また、7月に行った2回目の映画会では、15名の方が参加されまして、そのうち5名の方がコミバスを利用している状況です。

○議長（芳滝 仁）小島議員。

○7番（小島智恵）高齢者が喜ぶような内容の映画上映をされたと思うのですが、いずれにしても、実際にコミバス利用して映画を見られた方が2名から5名ということで、数名の利用ということで、こういったイベントを使って、ただこの利用率を上げるという、この利用率を上げるためにやっているような印象を受けるわけなのですけれども、本来の目的、趣旨からすると、当然のことながら交通弱者の足の確保ということでありますから、イベントで利用率を上げるという、少し考え方にずれがでてきているのではないかと思うところなのですけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） それにつきましては、小島議員との認識がちょっと違うのかなというふうに思っています。私どもとしては、やはりコミバスというものをしっかり知っていただいて、乗り方も含めて親しみを感じていただいて乗ってもらうことを目的としておりますので、決してイベントで引きつけるような、そういう気持ちは毛頭ございませんので、その辺のところはご理解をいただきたいなというふうに思います。
- 議長（芳滝 仁） 小島議員。
- 7番（小島智恵） 映画をやめてくださいとは言いませんけれども、本当に困っている交通弱者の方の、その利用促進をどう図るか、ここをやっぱり本格的に本気になって考えなければいけないのだろうと思います。
- コミバス運行、これ期間5年で区切りという中でされると思うのですけれども、今現在2年がたとうとしているわけです。そして、特に幕別線においては、利用が少ないという状況の答弁がございました。こういった、今後、利用者低迷によってはコミバス廃止、こういったことも現実として起こり得るのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田義晴） 今の段階で、どうするという事は申し上げられませんが、やはり今後の高齢化社会を考えたときに、ますますコミバスの重要性というのは、あるいは依存度というのは高まっていくというふうに思っておりますので、私どもとしましては、コミバスにしっかり親しみを持って乗っていただける、そういった周知に努めてまいりたいというふうに思っております。
- 議長（芳滝 仁） 小島議員。
- 7番（小島智恵） 親しみを持ってということで、現実的なその対策が余り聞かれていない状況なのですけれども、運賃収入としては、平成26年度幕バス、札バス合わせて52万9,000円余りということでもありますけれども、この52万9,000円のうち、65以上の方の高齢者の運賃収入というのは、これは算出できるものなのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（芳滝 仁） 企画室長。
- 企画室長（細澤正典） コミバスの料金につきましては、中学生以上が「大人」、小学生以下が「子ども」というような形になっておりまして、大人が何人ということはおわかりなのですが、中学生が通学のために無料パスで乗っている数字もありますことから、高齢者の利用実態、利用金額というものは算出できないということでもあります。
- 議長（芳滝 仁） 小島議員。
- 7番（小島智恵） 児童生徒の通学の無料分があるということですので、なかなか現時点では算出は難しいということでもありますけれども、いずれにしても前向きな答弁はないのですけれども、無料化と考えた場合に52万9,000円以内におさまるというふうに認識をしているわけなのですけれども、アンケート調査では、100円の運賃妥当または安いとの回答が大多数でして、一定の負担についてご理解いただけるということで、無料化に向けては全く前向きな答弁いただけていないのですけれども、このアンケート結果、もちろん尊重いたしますけれども、実際、利用するに当たって、高齢者の方、もちろん年金で生活されております。国民年金の方は、特に厳しい経済状況の中で生活をされていると思います。100円といえども、往復となると200円、これによって乗車を控えるといったことは考えられないのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（芳滝 仁） 企画室長。
- 企画室長（細澤正典） 幕別町のコミバスにおきましては、毎月1日の日をコミバスデーとして、無料の日としております。ただし、この1日の日の利用状況、無料だからといって、必ずしも利用状況がふえていないという状況があります。この100円という金額が、利用率に結びついているという判断はしておりません。
- 議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 1日無料デーで、さほどふえてないと、利用者がふえてないということなのですから、そもそも1日が無料デーという、この周知もまずはちょっと図られていない、そんなの知らないよという話もよく聞いているのですけれども、だからといって、これ単純比較もできないのかなというふうに思います。やはりいつでも気軽に利用していただけるという観点で、こういった無料化の提案をさせていただいたところなのですからけれども、ちょっと障がい者の運賃についてもお聞きしたいのですけれども、無料の要望はないと、はっきり断言されたのですけれども、コミバス自体は、車椅子の方も乗車できるようになっているはずなのですからけれども、実際、余り利用している姿をお見かけしないのですけれども、障がい者の方の利用状況、これどのようにになっているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） コミバスで使用しているバスにつきましては、ノンステップバスということで、車椅子の方が利用される場合は、スロープを出して乗るような形になっておりますが、実際、車椅子の方が利用された実績はございません。それとあと、それ以外の身体障がい者、身体障害者手帳をお持ちの方の利用ということも、実際カウントはしておりませんので、利用実態としては押さえておりません。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 高齢者のみならず、障がい者の方の利用も実績としては今ないというお答えでしたけれども、そういった障がい者の方についても、利用促進を図って、せっかく乗れるわけですから、そういったことも考えていただければと思っております。

十勝管内の自治体の状況でありますけれども、音更町では国の補助なしで1,000万円超える金額でコミバス運行をしているとお聞きしているところであります。また、帯広市では、既存のバス路線の中でありまして、コミバスではないのですけれども、形は違うのですが、「高齢者おでかけサポートバス事業」ということで、それまでは、限度額のあるチケットみたいのをお渡ししていたのですけれども、平成24年度の4月から高齢者バス無料乗車証を交付して、満70歳以上の方は無料で乗車できるようになりまして、これが大変喜ばれて、乗車される方も増加していると。外出する機会なども増加しているということで、こういった無料化によって効果が見られている事例もございます。

我が町のコミバスにおいても、このような思い切ったこともしていかないと、利用促進にはなかなかつなげていかなければいけないのではないかと思うところであります。

また、交通弱者の足の確保が目的でありますから、いわゆる高齢者等の福祉の向上というところで、福祉の向上を図るという観点も入れつつ、帯広市のように70歳以上無料というような、ある程度の年齢、65歳だと、今の65歳の方少し若くて、運転できる方も多いのかなという印象も受けるのですけれども、このように70歳とか、年齢をある程度設けて、乗車証なり健康保険証を提示とか、いろいろ方法はあるのですけれども、そういった無料化に対する考え方はご検討いただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ高齢者福祉あるいは障がい者福祉、いろんな施策がある中で、ただにすれば、それは確かにいいかもしれませんが、また違うほうの要求があれば、では、それも全て補助するとか、ただにするのかということになるわけでありまして、やはり私どもとしましては、福祉全体を見ながら、その中の高齢者福祉がどうだったり、障がい者福祉がどうだったりということを考えて、バランスをとりながらやっているつもりでありますので、その辺はさきの調査にあったように、ただにすれば乗ってくれるのかということ、必ずしもそうは結びついていないというようなことも、私どもは認識しておりますので、この5年後に向けて、このコミバスをどうするのかといったことに向けて、少なくとも夏冬1回ぐらいずつ実態調査というものをやる必要があるというふうに認識しておりますので、そういった中から、今の住民の皆さん、高齢者の皆さんがどういった思いを持っておられるかということ把握して、次の施策に結びつけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番(小島智恵) 結局、前向きな答弁をいただけないのですけれども、財政的な負担としましては、仮に無料化といいますが、恐らく国の補助を受けられないのかなという感じで、その52万9,000円など、町の手出しになるという、これ、そういった認識でよろしいですか。

○議長(芳滝 仁) 企画室長。

○企画室長(細澤正典) 通常であれば、かかった経費がありまして、そこから料金収入を引いて国の補助がいただけるものであります。今回そういう町の施策として無料にした場合、その部分が国の補助金がいただけるかどうかというのは、まだ協議はしておりませんが、かなり難しい面があるというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 小島議員。

○7番(小島智恵) 難しいということで、町の手出しになるだろうという予測はされるのですけれども、もう一度、ちょっと帯広市の話に戻りますけれども、帯広市の場合、補助金なしで昨年度は十勝バスに約1億6,700万円、そして拓殖バスに約3,000万円、計2億円かけてこのような手持ちで事業をなされていると、かなり力を入れられている状況であります。

自治体の規模は違えども、コミバスではなく既存の路線を利用してというところでもあるのですけれども、我が町においては、仮に無料化したところで、大体52万円以内でこの持ち出しがおさまるのではないかとということなのではあるのですけれども、それでも無理なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 企画室長。

○企画室長(細澤正典) 26年度の国の補助金とかの実態を申し上げまして、説明いたしたいと思うのですけれども、町の補助金なのではあるけれども、このコミバスの運行に関しまして、663万3,434円をコミバスの運行の補助金として行っているところです。

これは、国の補助金が、運行に対する補助金が400万円ほど、そして車両の購入に係るものが290万円ほど入った町の補助金になっています。そして、この町の補助金の8割が特別交付税で入っているということになります。ですので、実質の町の負担金としては、132万円ほどという形になっております。確かに料金収入50何万円、これがこのうちの高齢者の分が入っていないという部分に関しましては、少額という考え方もあるのかもしれませんが、やはりこのコミバスを地域の公共交通として継続的に定着させるということであれば、利用される方の応分の負担、これをいただいて継続していくことが必要なのかなというふうに考えております。

○議長(芳滝 仁) 小島議員。

○7番(小島智恵) 応分負担という話だったのであるけれども、町の負担132万円ということなので、なおさら、ちょっと無料化に向けて検討いただけないかと思うところではあるけれども、例えばふるさと寄附などを活用して、寄附者の意向としてそういった高齢者福祉にお役立てくださいといった、そういった寄附はこういったコミバスに回すことはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田義晴) これ財源論の話をするとお金があるからやる、ではそのお金が入らなくなったらどうするのかということになるわけでありまして、私はこの施策として、住民にサービスして継続的にやっぱりやるべきだということを考えたときに、そこにはきちっとした財源措置をしなければならぬ。お金があるから、寄附があるからそれを充てるということは、果たしてどうなのかというふうに思っております。

しかも、このコミバスに関していいますと、さらに体の不自由な方、お年寄りの方、障がい者の方については、外出支援サービスというものをやっておりますので、そういったさまざまな施策の中で、私どもはバランスのとれているという現状を認識しておりますので、お金があるからやるのではなくて、やるべきことをやるというふうな考え方で維持させていただいております。

○議長(芳滝 仁) 小島議員。

○7番(小島智恵) コミバスについては、この程度にさせていただきたいと思っております。

2点目の経済の振興策についてでありますけれども、以前から、なぜ我が町は近隣の町と比べて大

手企業が少ないのだろうと、町民の多くの皆様方も疑問をお持ちだと思います。施策として、幾ら定住だとか、人口減少対策あるいは子育て支援などといいますが、やはりこの働くところがなければ、住み続けることはもちろんできません。

私の同級生なんか、地元幕別に残っている方は少ない状況でありまして、魅力ある大手企業が来ていただけるような施策、それを願ってやまないところであります。

①の企業誘致なのですけれども、現在、企業誘致優遇制度がございまして、かなり他の自治体よりは優遇されていると思うのですけれども、さらに本社機能の町外からの移転に対する助成も検討したいと、拡充を図られることを考えられているという答弁でありました。

やはり企業誘致に関しては、情報が一番大事だと思うところであります。情報のアンテナ、これを高く張っていらっしゃるのか、またお話が少しでもあれば、柔軟に対応していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の情報のアンテナでありますけれども、私たち、町外の金融機関はもとより、道内の建設コンサルタント、そういったところとも、常々情報交換をさせていただいております。

といいますのは、企業が新たに建設する場合、まずは金融機関にご相談に行ったり、法的な手続は建設コンサルタントということになりますので、そういったところと、常々情報交換しております。

また、そういった情報がありましたときには、私たちはその日すぐにでも東京でもどこでも駆けつけるということで、お話をさせていただいています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） わかりました。

③のその既存企業に対しては、中小企業融資の拡充などもされたところではあるのですけれども、もう少し大胆なことをやっていかないと、この企業誘致だとかは厳しいのではないかと思います。工業団地の造成について提案したいところなわけなのですけれども、現状では答弁でありましたように、新たな工業団地造成は難しいと、当面、既存の工業団地の完売を最優先すると、これもまた前向きな答弁をいただけなかったのですけれども、先日ちょうど地元紙に芽室の工業団地拡大という記事が載っておりました。芽室は、国道 38 号線に工業団地があるのですけれども、98%がもう埋まっていると。そして、企業からは、面積の広い区画の要望が来ているため、案として新工業団地造成についても打ち出していると、そのようなこともあわせて載っていたところであります。

これまでにおいても、他の町との競争の中で、我が町は競り負けしてきた状況だとは思いますが、それが、その製造品出荷額を見ると、よくあらわれていると思うのですけれども、こういった芽室の記事なんかを見ますと、ますますこの企業誘致の厳しさが増してくるような気がしてなりません。

我が町の既存の工業団地の場合、やはり区画が狭い状況でありますから、小規模の企業さんにはニーズがあると思うのですけれども、しかしこれ長らく売れ残りが続いている状況であります。何だかもうだんだんと少し限界に近づいているなという気がするのですけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 時代的に、今どういう状況なのかということが、やはり企業誘致に対する姿勢は大きく変わってくるのかなというふうに思っています。やはり平成 20 年秋のリーマンショック以降の不景気、どん底からは立ち直ったとはいいいながらも、我々としてはまだまだその好景気感というのは感じないわけで、首都、東京圏ではかなり投資欲が前向きになってきたというお話を聞くわけでありまして、道内、十勝においては、全くそういうことは感じられないわけでありまして、やはり企業誘致を積極的に進めるかどうかというのは、景気の状態に大きく左右されているというふうに思っております。

実は平成 21 年から 25 年の 5 年間で、土地開発公社等が持っている土地が、本当に長らく塩漬けに

なって、300 億円も 400 億円も負債を抱えているという事態がありまして、それを解決するために地方債制度が起こされました。そのような状況がありまして、ようやくそこからは脱してきたというものの、どこもやはりなかなか企業誘致に前向きにはいけないというのは、私は現状だというふうに思っております。したがって、まず、今持っている約 5 ヘクタール程度のこの土地をまず売却をしたいなというふうに思います。

これ工業団地を造成するということは、そこには取得費がかかり、そして造成費がかかるわけでありまして。そうすると、それは借入れをもって充てなければならないわけでありまして。かつては、私どもの土地開発公社、平成 20 年ごろは、毎月 2,000 万円の利払いをしていたわけでありましてけれども、そのときに、先ほどの公社をどうするかという、全国的な話になったときに、私どもの公社は、やはりまだそんなにたくさん土地を抱えているわけではないですし、2,000 万円の利子を幾らかでも負担軽減を図ることで、公社のメリットといいますか、フレキシブルに融資活動ができる、そういうメリットを最大に生かして、残っている土地を売却してこうと、そういう判断をして今に至っているわけでありまして。

そんなことから、まずは今売れ残っている土地を売却した上で、そして次、見込みがあるのであれば、新たな土地造成、工業団地造成というのは考えられるのかなというふうに思いますけれども、ただ、今、芽室との比較をなさいましたけれども、大きく私どもの町と違うのは、そこは市街化区域に入っているか入っていないかという問題がありまして、もう既に市街化区域に入っているところについては、すぐにでも何ら法的な手続を要せず造成ができるわけでありまして。

ところが、私どもの町で、ではあいている土地がある、畑があるので、ここを工業団地にしようかといったとしても、そこには「農業振興地域の整備に関する法律」という法律があって、その農用地から白地地域に除外をしなければならないという手続がありますし、また農地法の転用という手続もあるわけでありまして、これが非常にハードルが高いわけでありまして、これは、農水省は、今の農地は全く農地を減らさずに守るのだという、省庁間の対立とはいいいませんが、そういう壁もありまして、今の農地を農振地域を除外するということが、今本当に一番難しい作業でありまして、土地がありながら農振地域を農地から農地以外に変えていくというのは、極めて難しい。

ですから、もう芽室のように 98%、99%も売れて、さらに投資意欲があるという、誘致の可能性があるという場合については、私どもも前向きに取り組みたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7 番（小島智恵） 詳しくご説明いただきましたけれども、さきに景気に左右されるというような話もあったのですけれども、そういった外的要因ももちろんあると思うのですけれども、やはり受け皿づくり、これがなければどんな企業でも入りたくても入れない、こういった状況が生まれてくると思います。

都市計画マスタープランを見たのですけれども、農地の転用だとか、白地地域だとかという話があり、なかなか難しいのだという話は、今ご説明いただいたところなのですけれども、そのマスタープランの中で、点々で囲まれて国道 38 号線沿いで、千住のあたり、そのマスタープランを見ますと、構想上では、これあるのではないかというふうに私は期待してしまったところなのですけれども、これ、どういうふうに理解したらよろしいですか。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 議員がおっしゃいました今の部分に関しましては、都市計画のマスタープランの中でも、土地利用の更新について定めた部分についてのところでありまして。

この点線とおっしゃいました部分につきましては、国道 38 号線といいますと、やはり交通量の多い主要幹線道路の沿道であるというようなことで、一応マスタープラン上は、地域資源を活用しながら、周辺環境に配慮した土地利用を図っていく場所であるというふうな位置づけと考えております。

地域資源の活用といった部分につきましては、具体的にはやはり基幹産業であります農業、そうしたものを中心とした産業の立地ですとか、また豊富な地下水を利用した企業さんですとか、そうした

ものを想定をしているというものであります。

また、周辺環境への配慮としましては、当然この周辺につきましては、広大な農地が広がっていたりですか、また恵まれた自然環境があるという状況でございますので、そうした環境に配慮しながら土地利用を図っていきたいというふうに考えている場所であります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 町長答弁と何か多少考え方というか、違ってくるのかなというふうに、今受けとめたのですけれども、土地利用を図っていくというお答えだったと思うのですけれども、そういった白地地域だとか、全くの農地ではなくて、その白地地域というのも、実際、存在しておりますから、こういったところ、それこそ、その土地利用というところで、企業参入を図っていただくために、受け皿づくりを行政側としてこれできないものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 都市計画マスタープランにつきましては、当初、平成12年に向こう20年間、平成32年を見た中での土地利用のあり方を・・・構想して打ち出したものでありまして、今おっしゃるような国道38号線沿線については、そういった工業系の利用が可能となる土地であるという程度にとどまっているのですね。そこを積極的に開発していくというところのスタンスではありませんので、やはりこれは現実的にその時代時代の中で、どういう要請があるのかに依拠してやっていくべきなのかなと。今はそういう積極的に、そこを工業系の開発をしていくことは考えられないですし、実は、私町長になってから、今、農業振興地域、農業振興計画の見直しをやっているわけでありまして、全体見直しをしております。

そういった中で、今後の企業誘致の受け皿として、農業振興地域の白地地域をふやしていくことができないのか、特に38号線沿いにふやしていくことができないのかということも、実は検討いたしました。が、先ほど申し上げましたように、農水省の方で、一切農業振興地域の白地地域をふやすことはならないということで、可能性としては極めて低いといえますか、そこに何か立地してそれを拡張するという場合は、かなりハードルが低くなるのではありますけれども、今ない中で農業振興地域の白地地域を設けることは、ほとんど不可能であるという認識に立っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 農水省、国のほうで厳しく見ているというところであるのですけれども、何よりも、やはりこちら側の事情というよりも、大手企業は、やはり入ってきやすい環境、入りたいたいと言っただけのような受け皿づくり、これが大事だろうと思います。

もう少し柔軟な考え方をちょっと持っていただけるとありがたいのですけれども、芽室や音更だとか、そういった他町に引けをとらないように柔軟に考えていただいて、前向きな姿勢を、今後、期待したいと思います。

終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時05分まで休憩いたします。

10:54 休憩

11:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○16番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、「幕別町創生総合戦略」の策定についてであります。

少子高齢化の急速な進展に対応し、人口問題の克服と経済成長力の確保のために、政府は「地方創

生」政策を提唱し、2060年、平成72年に1億人程度の人口を確保すること、実質経済成長率1.5%から2%程度の維持を政策目標に掲げております。

その実現のために「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に公布され、各地方自治体は「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を平成27年度末までに策定することが求められ、平成28年度を具体的事業を本格的に推進する段階へと位置づけられ、幕別町におきましても今後5年間、平成27年度から平成31年度の「幕別町創生総合戦略」の策定が開始されております。

少子化は自然現象ではなく、長期にわたる政策の反映であるにもかかわらず、「人口減少社会論」「自治体消滅論」を突如強調する国の地方創生には問題が多くあると考えますが、地方創生事業を積極的に有効活用し、町民と地域の活性化につなげていくことが大切であると考えます。

そこで、幕別町創生総合戦略計画の策定状況について、次の点をお伺いいたします。

1、地方人口ビジョンについて、将来人口の展望、目標について伺います。

2、地方創生の四つの政策分野の具体策を、どのように考えていられるのか。

①地方における安定した雇用を創出する施策。

②地方への新しいひとの流れをつくる施策。

③若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる施策。

④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する施策についてであります。

次、2点目、総合計画の柱である「基本構想」の策定についてお伺いいたします。

全ての町の計画の基本となる行財政の総合的な指針である総合計画について、これまで基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年5月、地方自治法の一部改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定するかどうかは自治体の独自判断に委ねられました。

幕別町の第5期総合計画は、平成29年が最終年となっております。今後も住民との合意の上、計画が持たれることが必要であると考えますが、策定に向けての考え方を伺いいたします。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「幕別町創生総合戦略の策定について」であります。

国は、人口減少対策を最重要課題として位置づけ、2060年時点で人口1億人を維持する方向性を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、2020年までの対策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に策定いたしました。

国の総合戦略の基本的な考え方は、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち、ひと、しごとの創生と好循環の確立」としており、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その循環を支える「まち」に活力を取り戻すという内容であります。

総合戦略は、長期ビジョンが提示する日本の将来像の実現に向け、雇用の創出、人の流れ、結婚・出産・子育て、安心・安全なまちの四つの基本目標を掲げ、人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中の是正を着実に進めようとするものであります。

地方自治体においても、本年度中に「地方版総合戦略」の策定が求められており、本町におきましては、本年1月30日に、幕別町地域創生・人口減少対策推進本部を設置するとともに、住民や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働者団体等の代表20名で構成する幕別町創生総合戦略審議会を設置し、6月30日に第1回会議を開催し、幕別町人口ビジョンと創生総合戦略の策定をスタートしたところであります。

ご質問の1点目、「地方人口ビジョンについて、将来人口の展望目標は」についてであります。

人口ビジョンにつきましては、各地方公共団体における人口の現状を分析し、さまざまな仮定のもとで将来人口を推計、比較した上で、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであ

り、まち、ひと、しごとと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上での重要な基本情報として位置づけられております。

本町における将来人口の展望目標については、現在、調査分析中であり、今後、幕別町の人口がどのように推移していくかなど、具体的な数値はこの場でお示しするまでには至っていないため、策定に当たりましての方向性について申し上げます。

将来人口の推計に当たりましては、出生・死亡による自然動態や、転入・転出による社会動態などの人口の現状と分析、さらに国や道の人口ビジョンを勘案しつつ将来人口を推計することといたしております。

国の人口ビジョンでは、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示しており、現在の合計特殊出生率1.42が2020年には1.6程度、2030年には国民希望出生率である1.8程度、2040年には2.07程度まで上昇する考え方を示しております。

また、本年8月に示された北海道人口ビジョンの素案では、国の長期ビジョンに準拠し、合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇すると仮定した場合と、札幌市の合計特殊出生率が全道平均より低いことを考慮し、札幌市のみ10年ずつ遅れて上昇すると仮定した二つの仮定を踏まえ、2040年の北海道の人口が約460万から450万人を維持することが可能とする将来展望としております。

本町の人口は、平成22年の国勢調査で、昭和35年以来50年間続いていた増加が初めて減少に転じました。しかしながら、その後は札幌内地区での堅調な住宅建設などにより人口は増加傾向にありましたが、平成26年の人口動態調査では自然減が社会増を上回り、前年比18人の減となりました。

地区別の平成23年と27年の1月1日時点での住民基本台帳人口の比較では、南幕別農村部を含む幕別地区は441人、6.8%減少しております。一方、西幕別農村部を含む札幌内地区は729人、3.8%増加いたしました。忠類地区は81人、4.8%減少しております。町全体では207人、0.8%増加いたしました。

このように本町においては、各地区の人口の推移がそれぞれ異なっていることから、幕別市街地、札幌市街地、忠類市街地、幕別札幌内農村地域、忠類農村地域の5地区ごとに人口推計を行い、その総体として町の人口の将来展望を定めてまいりたいと考えております。

また、総合戦略と人口ビジョン策定に当たりまして、本年7月、年齢別や町外に転出した方などを無作為に抽出し、結婚や出産の意向、子育てに関すること、人口減少に対する意識や住まいのこと、学生の進路などに関するアンケートを実施したところであります。調査結果については、現在分析中ではありますが、人口ビジョンと総合戦略の策定に反映してまいります。

ご質問の2点目、「地方創生の四つの政策分野の具体策をどのように考えているかについて」であります。

地方創生の四つの政策分野につきましては、総合戦略を人口ビジョンと並行して策定作業を進めているため、具体的な施策につきましては、これから位置づけることとしておりますので、総論としての考え方をお答えいたします。

地方版総合戦略を策定するに当たりましては、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、盛り込むべき施策としては、一つにはしごとづくり、二つにはひとの流れ、三つには結婚・出産・子育て、四つにはまちづくりに係る各分野を広くカバーすることが求められております。

国は自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の五つの政策原則に基づき、雇用の創出や人の流れなどの四つの基本目標に対して取り組む項目と数値目標を掲げ総合戦略をまとめております。

北海道創生総合戦略の素案では、国の四つの基本目標を基本戦略と位置づけ、さらに「道産食品輸出1,000億円戦略」や「外国人観光客300万人戦略」など北海道の独自性や優位性を最大限にいかした五つの戦略を重点的に推進し、政策の実効性を高めることとしております。

本町におきましては、国や道の総合戦略を勘案しながら、四つの基本目標であります雇用の創出、人の流れ、結婚・出産・子育て、安心安全なまちに対する施策の基本的な方向や取り組むべき柱、施

策を位置づけることとしております。

具体的な施策や事業については、庁内からの提案を取りまとめているところではありますが、一例を挙げますと、雇用の創出といたしましては新增設企業に対する企業開発促進事業、人の流れを生み出す事業といたしましてはマイホーム応援事業、子育て支援といたしましては本年10月から中学生まで拡充いたします「子ども医療費の助成」、安心安全なまち暮らしを守る取り組みといたしましては地域包括ケアシステムの構築など、これまで取り組んでいる事業や新たな事業、さらにはアンケートの結果を踏まえた施策も盛り込む考えであります。

今後、これらの事業等を積み上げ、総合戦略審議会でのご意見を踏まえて策定を進めてまいります。次に、「総合計画の柱である基本構想の策定について」であります。

ご質問の、「策定に向けての考え方について」であります。

これまで、総合計画の基本部分である基本構想につきましては、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法の改正により、策定する、しない、議会の議決を経る、経らないは、自治体の判断に委ねられることになりました。

基本構想は、まちのあるべき将来像を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策の基本方向を示すまちづくりの指針となるものであり、これを実現するための政策や施策の体系と手段を具体的に示した基本計画と合わせて策定する総合計画は、まちづくりの最上位に位置づけられる計画であると認識いたしております。

また、これまでの総合計画の策定に当たりましては、広く町民の声を反映させる町民参加の計画づくりを基本とし、町民アンケート調査の実施や「子ども議会」の開催、諮問機関としての策定審議会の設置、忠類地域住民会議からの意見、提言、ホームページ上での意見収集のほか、まちづくり町民会議を設置するなど多くの方々からのご意見を参考とさせていただきました。

この策定までのプロセスが、多くの住民の皆さんとともに今後のまちづくりを考える機会となり、大変重要であると考えておりますことから、次期計画の策定につきましても従来の策定手法を継承することを基本とし、計画期間等につきましては他の市町村の事例を参考に検討してまいります。

以上で、中橋議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 基本的な町の計画づくりについてのお尋ねでありますから、幅広い中身にはなってしまうのですけれども、今回のこの地方創生の方針も、安倍内閣、新しい内閣が誕生した2014年に骨太方針、いわゆる経済対策の中に盛り込まれて出されてきました。ですから、手がけていられる中身は、今まで町がたくさんの計画を持ってきて、少子化対策も経済対策も雇用対策も、それぞれいろいろありますけれども、取り組んでこられてきていた。しかし、また計画を出しなさいということでもありますから、本当に大変なことだというふうには思います。

しかも、今回の計画は5ヵ年ということでもありますから、総合計画が10ヵ年この半分の位置を占めるということでありまして、これはやはりこの時点で、この9月の議会で、来年の3月までつくるといっておりますから、きちっとお尋ねしておかなければいけないなということ、質問を出させていただきました。

まずは、タイムスケジュール的なことをちょっと聞いておきたいのですけれども、来年の3月末までに策定を終えるということになっています。現在どの段階まで進んでいられて、それとこういった計画については、それぞれ町によってやり方がありまして、先日は芽室町議会の文教委員会に提案がされているということも報道されておりました。また、帯広などでは、ずっと計画の進行とともに委員会にかけられて、議員と一緒に議論をしているということもあります。

今回、幕別町は諮問委員会という形をとって、それはそれで大事なことだと思いますから、十分そこで検討いただきながらも、どういった時点で議会にも示していただけるのか、あるいは今はどこまで進んでおられるのか、そして3月の末か（聴取不能）なると思いますが、どういう形で示していただけるのか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 創生総合戦略の策定のスケジュールであります。

審議会を開催して策定するというご回答しておりますが、審議会の開催自体は5回程度予定しております、12月には策定したいというふうに考えております。

2回目の会議を9月9日、明日、開催したいというふうに考えておまして、1回目の会議では全体的な総合戦略の考え方ですとか、人口ビジョンの考え方、それとアンケートを実施するに当たっての考え方をお話しさせていただきました。それで、明日はアンケートの結果を踏まえて、どのようなアンケートの回答結果か、そしてまた人口ビジョンに対する考え方についてご説明させていただきたいというふうに思っております。10月、11月、2回の会議を開きまして、そこで素案を策定したいというふうに思っております。素案ができますとパブリックコメントを実施して、12月には策定という形になっておりますので、素案を策定した段階で議会のほうには内容をお示しできるかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） わかりました。それでは、第1の質問の人口ビジョンのことでお伺いをいたします。

数字はまだ出すことはできませんと、それで基本的な考え方について示しますというお答えでありました。

この地方創生という言葉、私余り実は好きではないのですよね。地方はもともとありましたから、今どき改めて創生なんていうことが、一体言葉として適切なのかということも感じております。でも、人口減少というのは揺るぎない事実でありますから、これをやはりどのように今後人口を目標として定めていくかということは、まちづくりの基本になると思いますので、まず1番目に伺います。

お答えにありましたように、今、人口の出生率、1組のご夫婦から誕生しているお子さんが1.49ということありますから、このままいってしまうと人口は減っていくと。人口を維持するために必要な人数というのは、1.49人ではなくて2.07人を超えなきゃいけないということです。幕別はどうかというふうに見ましたら、幕別町の2013年のいろんな資料を見ましたら、1.49になっていました。全道の数字よりは産まれる赤ちゃんがちょっと多いのですけれども、しかし維持をする人数には全然到達しておりません。北海道も低くて全体では1.43、幕別よりも低い現状にはありますが、こういった人口減少というのは、昔からではなかったのですよね。過去にはちゃんと維持するだけのお子さんが産まれて、そして人口が幕別町はいろんな要件があって人口、先ほどもありましたけれども50年間維持してきたというのがありますから、維持されてきたのですけれども、出生率を見ると減っていくということになってしまうのです。

そこで、減ってくるには減ってくるなりのやっぱり理由がある。そこをきちっと押さえた上で、対策をとっていくということがまず入り口にあると思います。

総論にはなるかと思いますが、町長、今の人口減少の背景、これは幕別にとっても同じですが、どのような理由によってこういうふうになってきていると押さえられているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはり出生率が上がらない2人目の壁ですとか、ましてや3人目をなかなか産んでいただけないというのは、やはり育てていくためにお金がかかるということだと思います。その最たるものが教育であったり、医療なのかなというふうに私は思っております。特に教育については、今は高校授業料無償化ということになってはいますが、やはりかなりの人たちが大学に進む現状においては、やはり大学くらいまで教育費の負担がかからなければ、もっと子どもを産んでもらえるのだろう。

それともう一つは、お母さん方が子どもを産んだ後の社会進出といいますか、仕事をしていて、そこで退職をして従来どおり働ける環境にあるのかどうかと、その労働環境も一つの大きな要因になっているのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） その点では、全く認識を同じくしているところでもあります。

子どもさんの数がだんだん少なくなってきたというところと、それから国が行っているマクロ的な経済政策とずっと一致していくのですよね。つまり、それぞれのご家庭の経済的な困難さ、教育に対してはそれ以上にまたお金がかかっていく困難さ、町長言われるように、そういうことがなかなか子どもをたくさん育てることができない、そういう家庭がふえてきている、そういうことが一つあると思います。

もう一つは晩婚化の問題。それから既婚は数字的に押さえておりませんので、既婚率などというのはちょっとわからないのですけれども、しかし晩婚化というのは進んでいるというのが現実にあります。ここにも、なぜそういうふうになっているかという、やはり若いご家庭の方の収入が少なくなってきた。非正規雇用ということとずっとこの間、議会で私取り上げさせていただいてきましたけれども、いまや若い方の2人に1人は正社員になれない、正規職員になれない現状があると。そういう方たちが適齢期を迎えて家庭を持つというときに、やっぱり経済的な理由があつてなかなか踏み切れない、当然子どもさんも授かることができないという二面があると思うのですよね。

今回の地方創生の事業の中のメニューの大事なところ、四つ基本政策ありますよと申し上げました中の一つは、これをどう解決するかということなのですね。必ずしも国は、今、町長がお答えされたようなすばつとした経済問題なんかは言いません。自分たちの失政を言うというふうにはならないと思うので、そうなのだと思うのですけれども、ですから地方からどんどんアプローチして行って、そして教育なども本当にその無償で、最後まで学びたいことを全部学んで終われる国づくり、手前言えばまちづくりが必要だつていうふうにするのですよね。

具体的な事例がないというふうに言われましたので、唯一お答えいただけたのは子どもの医療費の無料化のことだけだったわけですが、しかし、今これはもう既に実施されていることなので、やっぱりその戦略会議されているわけですから、そのことを理事者側がきちっと考え方を持って臨む、積極的に提案して町民の方の意見をいただいて、そこで練り上げるというのが大事だと思うのですが、その辺の議論はどのようになっていますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今はまだ内部での素案づくりという段階でありますので、その辺は私がこの選挙戦を通じていろんな思いを持って、そして今があるわけでありまして、そういった思いも、特に人口減少対策は随分私も言わせていただきましたし、これはその一朝一夕にできるものではなくて、恐らく20年、30年のスパンもかかります。でも、今、取り組まなければ手遅れになりますといったことも申し上げてまいりました。そのためにはあらゆる施策、これは子育て支援も、教育もそうです、高齢者福祉も含めてそうですし、防災なども雇用もあるかと思っておりますけれども、こういった各分野の、あらゆる施策を総動員しなければなかなか幕別町に住んでみたい、あるいは幕別町に住んで子育てをしてみたい、産み育ててみたいということには、なかなかならないわけでありまして。これを全て我が町でやるというのは、なかなか難しいわけでありまして、その中で重点的に取り組むべき事項を盛り込んでいきたいなど、まずはその素案の中に盛り込めればというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 入り口が大事だと思いますので、町長もこの町長につかれてもう4カ月ですか、公約は町民の皆さんの中に広く浸透している状況がありますので、ぜひそれがこの地方創生の中にも生きてくるように努力をしていただきたい、このように思います。

もう一つ、その雇用問題では、2点目の具体的な議論にももう入っているのですけれども、幕別町の働く場所というようなことなども、ずっとこの間、聞いてきました。有効求人倍率だとか、あるいはその働き口がどのくらい求められてあるのかというようなことをお尋ねする中で、有効求人倍率そのものは、つまり働く場所そのものは、幕別町では比較的保障されてきている。これは労働条件は別にしても、働く場所はあるのだということでもあります。それは帯広に近いベッドタウンであるという

こともありますし、幕別町自体の大型店なども雇用の大きな場所になっていると思いますし、そういうことがあるのだらうと思うのですが、残念ながら全体の所得を上げていくという点では、まだまだ努力が要するというふうに思うのですね。

一つの数字を申し上げますと、これはいろんな背景がありますから、総務省が出した町のそれぞれの住民の所得ランキングというのがありますね。それをちょっと見てみましたら、幕別町の所得ランキング、つまり課税所得の総額に納税者数を割るというこのランキングなのですけれども、全道の中で96位なのですよね。金額にいたしましたら、平均所得264万2,365円ということで、これは平均ですから、まだまだ年齢によっては、私たちいつも決算のときもお伺いしますが、年金所得の方たちなどは200万、100万切る人たちが5割を超えるという状況がありますから、あくまでも平均で申し上げるのですけれども、そういう数字も出されているデータがあります。これは、全道179、だから96番目というふうになると余り高いほうではないですよね。ちょっと頑張っていたきたいな、こういう点でもと思うのです。

ちなみに、十勝の中で収入の高いところは、町長の出身地の足寄町、それから士幌町、更別と、こうなるのですけれども、ずっと上位のほうです。だけど、そういう数字もやっぱり押さえる必要あると思うのですよね。この数字だけあるから、うちは足寄よりもずっと生活水準が低いとか、子育てしにくいって、そういう意味で言っているのではないのです。全体のやっぱり所得も見て、そして子育て環境も見て、そして創生の手を打っていくということをしていかないと、やっぱり魅力ある町にはなっていない、人口のふえる町にはなっていないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、総論的なお話だというふうに思っております。

我が町が96位というのは決して高くないというか、ちょっと低いなと感想を持ちましたけれども、やはりその町の就業構造であったり、産業がどうであるかということが大きく私は影響しているのだらうなというふうに思います。足寄がどうして高いかはちょっとわかりませんが、更別などは恐らく農業がやはり基幹産業となっております、農家をやっている方の世帯数がかなり占めているので、ああ、なるほど、そうだなというふうに今思いましたけれども。

ただ、幕別は一方どうなのかということになると、やはりこうサラリーマンを引退された方が数多く住んでおられるので、恐らくそういう点では下がっているのかなというような感じもいたしました。ただ、いずれにしても、そういった現状を分析しながら、どういった施策を打っていくかということはやっていかないとならないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） もう1点、気になることがあるのですよね。

それは、この地方創生の基本政策の2番目に、地方への新しい「ひとの流れ」をつくる、つまり少子化の状況、産まれる子どもさんが人口を維持できるだけの子どもさんが産まれていない。もう一つは亡くなる方たちが、その幕別町は産まれる方の約3倍近くになっている。3倍ではないです、200人産まれて300人、そうですね。だから1.5倍ですね、そういうふうになっているというふうになれば、どんどんやっぱりここでも人口は減少していく要素があると。その上に、流出流入ということで、町は定住対策など流入の政策を打ってきました。でも、残念ながら、まだまだその点ではスタートの段階で、年代的には帯広などは30代から40代の流出が多いと言われているのですけれども、地方都市はもう少し低くなる、20代から30代、40代、まあ30代の流出が多いということも言われています。ですから、この流出を防いでいくという言い方も変ですが、やっぱりここにとどまって、町で町のために活躍していただく、人口をふやしていくことと、それから新しいひとの流れをつくる、先ほども企業誘致のことがありましたけれども、私はやはりここでは既存の企業の応援と、みずからこの幕別町のたくさん豊富な資源を生かした、今いろんな農業のことで6次産業とかありますけれども、そういったところに展開していくことが大事だと思うのですよね。

それで、この地方創生の政策の一つとして、「フードバレーとかち」、幕別町は定住促進というこ

とで十勝管内全体で皆さんその事業を進めるということをやってきましたけれども、これも期限が来ますけれども、これのもっともつきちっとリンクをさせて、十勝圏として頑張るという政策に転ずる。町だけ見ていくと先ほどのような議論になりますので、大事だと思うのですけれども、町長としてはどう思われますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、定住自立圏のお話が出ましたけれど、まさしく今定住自立圏も期間が迫っております、期限が迫っております、見直しをやっている最中でありまして。

その中で、かつては企業誘致も私どものグループと後発グループというのですか、二つのグループに分かれて企業誘致に取り組んできた経過がありましたけれども、それはもう既に一つになった、合体したということでありまして、定住自立圏の中でも、十勝全体で広域で企業誘致に取り組んでいこうという話になっておりますので、私はやはり一町がやるよりも、十勝というブランドを最大限に前面に出して十勝圏全体で企業誘致に取り組む、そしてそのことによって、たとえ我が町に来なくても、例えば帯広に来たと、立地したという場合は、まだそこに通えるだけいいのかなと。

ですから、必ずしも我が町に我が町にということは、それにこしたことはないのですが、やはり広域で取り組むことが今後は必要になってくるなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 我が町も大事ですので、我が町の頑張りとおわせて、そういった十勝の特性も生かすということが大事だと思います。といいますのは、人口の流出で都会にどんどん流れていっているということが問題になってきていますけれども、十勝の人口統計を見ていましたら、十勝そのものでは減ってはいますけれども、そんなに大きくは減っていない。つまり、町村から市に、あるいは幕別や芽室や音更もそうなのですけれども、ストロー現象で一応その中心部に集まるといえることがあるものですから、そこで経済が動き雇用が確保されているのは否めない事実だと思います。そういう点でも、やっぱり幕別の果たす役割というのは大事だと思うのですよね。ですから、そのフードバレーとかちのほうも、次に向けての検討を開始されているというでありますから、幕別としての役割も果たせるようにしっかりと提言していただきたいと思います。

それから人口、そのひとの流れをつくるということで、もう一つ、これはマイナスの要因が強いと思ひまして、町長の認識もお伺いしたいのですけれども、国はその表題を掲げて具体的な政策、まあ地方に計画を持ちなさいということですから、それはいいのだとは思いますが、ただ地方の新しいひとの流れをつくるっていう2番目に、具体的に高齢者の移動、地方に対する移動っていうのを具体的に出しているんですよね。CCRC だかといひまして、いわゆる介護やなんかが必要な高齢者、都会では受け皿になり得ないので、地方に受け皿になってもらうということなのですけれどもね。

私はこれこそ、とんでもない構想だというふうに思うのです。というのは、今、幕別町だって幕別町独自で高齢化率が高い中で、例えば特養の施設一つとっても、待機者100人以上を超えるというのは解決されていないわけですよね。これは、幕別だけではなくて地方の多くが抱えている問題にもかかわらず、そういった中央から高齢者の移動をというようなことをあつせんする、お金をつけてあつせんするなどということは、あつてはならないことだというふうに思うのですが、この事業に対する町長の認識はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事の発端というのは、恐らく私は日本創生会議が昨年5月に、将来の全国の市町村がどうなっていくのかということ公表したわけです。その中で、消滅可能性市町村という非常に過激な言葉を使って全国で896も消滅する可能性がある、北海道147もそういう可能性があるという、そういったところから私は発しております、それでどうやら、これある町長を介して聞いたことなのですが、創生会議の代表は介護施設を地方に移すためにそういった発表をしたのだと、本意といたしますか、目指すところはそこにあつたと。東京圏では、もう高齢者は抱え切れないと、何とか地方に移さなければ、東京圏がもたないということなのでしょうかね、地方が活性化するというよりは。そ

んな意図があるように言っていたということを、ある首長から私も聞きまして、非常に高齢者を地方に、言葉は悪いですが、押しつけるようなそういった施策っていうのはどうなのかなと思いますし、現に十勝はその話がマスコミに乗ったときに、かなり反発もいたしました、十勝としてはですね。ですから、今、充足しているのであれば、それはまだ喜んでということになりませんかでしょうけれども、可能性としてはあるのでしょうかけれども、全く今必要な人が入れない状況の中で、施設をつくるのは高いからとか、人件費が高いから地方に置きなさいっていうのは非常に乱暴な考えだなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 安心しました。

それで、実はこの高齢者が都会から地方へというのは、行政のかかわりではなくて、民間レベルで既に始まっているという実態が報告されております。そういった施設は、北海道が一番多くて、札幌圏、それから旭川圏、民間のいわゆる認定されていないというのですか、そういった介護施設、アパートですとか、民間の家ですとか、独自の大きな施設を持っているところもあるのですけれども、そういったところに、いわゆる都会に行って人を、高齢者に来てくださってというアプローチをして、そして実際に来ていただく。来ていただいた人には、介護保険を適用して入所料を払っていただく。そうすると、その自治体の持ち出し、持ち出しといいますか、介護保険はそこそこの市町村がやっているわけですからね。そういった現状も、実際にもう始まっていて、問題視されているところがあります。幕別でそういう施設があるということは聞いておりませんが、しかしそういう現状もありますので、本当の意味のその地域で住んでいらっしゃる方たちが安心して暮らし続けられる計画、地方創生になっていくように危機感もそういう点では注意もしていただきながら計画を持っていただきたいというふうに思います。この点では、答弁は要りません。

それで、問題はこういうふうな事業をやっていくときに、必ず財政の裏づけというのが必要になってきます。今回、町長の行政報告の中で、地方交付税が確定しまして、去年よりは若干下がったのだけれども、しかし予算よりは多かったということでありました。それには基準財政の需要額などいろいろ変化があった中でのものだとはありますけれども、こういった新しい事業、これはもう既に2014年の補正から始まりましたから、この分で幕別町の財政は予定していなかった分がふえていくのかなというふうに思います。

そうであるならば、もっともっと多面的な政策の展開ができるのではないかと。町長は行政報告で、浮いた分といいますか、要するに予算より多かった分は除雪などということでありましたけれども、しかし、先ほど言いましたように、もう除雪も物すごい大事ですが、しかし貧困化などが進む中では、もっともっと教育や暮らしを支える政策に大いに打って出なければならないというふうに思います。

この、予算の裏づけですね、裏づけ、内容、そしてさらにもっと有効活用する考え方について伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国は地方創生をやりなさい、地方で戦略を立てなさいと、そういうことでありますけれども、地方は中橋議員が先ほどおっしゃったように、さんざんまちづくりを考えてきたわけがあります。ですから、私はこの地方創生総合戦略、地方版の総合戦略で、何か新しいことに取り組んでいくということは、極めて消極的な考えでありまして、私たちは少なくともこのまちづくりについていろんな施策について考えてきたはずで、それをいかに重点化してやっていくか、それに今回の交付金を充てるのだと。ですから、この制度を活用して、今までちょっと足りなかったところを重点的にやるのだとか、そういうふうやっていきたいなというふうに思っているわけでありまして、しかも国については、今年度は100%交付金でありましたけれども、来年度を見ると、国は1,080億円確保したけれども、事業費ベースでは地方も同じ額を出してやりなさいということです。ですから、事業費ベースは確かにある程度確保されましたけれども、その財源内訳ということになると、地方も半分出さなければならないということでもありますので、ですから先ほど言いましたように、私どもは

幕別町としてやらなければならない施策を、この地方創生を活用してやっていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） その交付税については、きのうの地元の新聞に 48 の県知事さん、道知事さんたちが評価しないと、半分以上の方たちがやり方は評価しませんよと言っているのは、今、町長がお答えされたことなのだと思うのですよね。

一番いいのは、そこの本当に少子化を考えるのだったら、少子化のためのそれぞれの町が考えた政策に、きちっと予算措置をしてくれるというような国の姿勢が、これのほうによっぽど地方が元気になっていけるというふうにはずっと思っているのですけれども、しかしこういう枠を、もう今までずっとそうですよね。骨太、骨太なんて言ったって、どこが太れますかっていうことになるのですけれども、しかし私はそうは言っても、こういう形で計画を出さなかったらお金はくれないということですからね。しかも、これもひどいなと思うのですけれども、トップランナー、早く計画を出したところには、早く応分の予算をつけるというようなことで、10 月に既に計画を提出しているところもあるんですよね。

こんな、本当にむちゃむちゃなやり方はないと思うのですけれども、でも私は有効活用、そこで今までやってきたことを頑張る。さらに、やれていないことものはのせてやっていく、特にこの自然エネルギーの活用なども、うちはいろいろ言っているけれども全然進んでないと思うのですよね。太陽光とかそういうのはやっていますし、新しい庁舎に地下熱を利用するというのもあるのですけれども、しかしこうやって名目を持って事業として打ち出している以上は、のれるものにはのるというふうにする姿勢も大事だと思うのですがいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その思いは全く私は変わらないつもりでありまして、要はこの地方創生というものをそこで出のお金を活用するのだ、利用するのだという考え方でおりますので、今までちょっとこう二の足を踏んでいたけれども、この制度を活用すれば大きく進むのだというものがあれば、それはやっていかなければならないというふうに思いますし、まだこれをもう少し重点的にやりたいのだと、そのためにお金を充てるのだということも出てくるかというふうに思いますので、いずれにしてもこの制度、地方創生というものを活用しながら、まちづくりを進めていくという考えであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） 12 月には素案が出されるということでもありますので、こういった思いが反映される計画になることを期待したいと思います。

2 番目の質問に移ります。1 番目と連動するのですけれども、総合計画の柱で自治法ではつくっても、つくらなくてもいいよということになったけれども、町長のお答えでは「つくります」ということでありますから、安心しました。

それで、平成 29 年度が最終年になりまして、今、折り返しの見直しをやって達成に向けていっているのですけれども、こういった具体的な作業、もう新年度あたりから始まっていかないと、住民と共有したものにはなり得ないのではないかと思います。これについても、タイムスケジュール的なものを出していただきたいですし、やっぱり私たちは住民の皆さんの代表ですから、議会で議決することが住民の声の反映ということではありますけれども、しかしこういった町の柱となる政策には、直接住民の方の声をどんどん反映させる仕組みも大事ではないかと思うのですよね。

それらを含めて、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 答弁でも申し上げましたけれども、やはりこの総合計画をつくる過程が非常に大事なのだろうというふうに思っております。

ですから、時期的には来年度早々ということになるかと思っておりますけれども、町民の皆さんとこのまちづくりについて議論をしながら、それをできるだけ反映できれば、そしてそれを一緒になってや

れるような計画をつくりたいというふうに思っています。

○16 番（中橋友子） タイムスケジュールは。

○町長（飯田晴義） それで、来年度早々から取りかかっていたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） 来年ですから 28 年、で、29 年までが今の計画を持っていますから、移行するというを確認しておきたいと思います。

私は、こういった全体の計画などをつくる時に、一番大事なのはそれぞれの町民が置かれている現状を押さえていく、そういうことが必要だと思います。幕別町も、この間、労働者の実態調査をやるだとか、あるいは町民の先ほども出しましたけれども、所得状況をつかまえていくとか、いろんな形で捉えられる、私たちが見てもわかる押さえ方を示していただくようになりました。もっともっとこれがリアルに広がって行って、そういったことが計画の中にきちっと反映されるような計画になっていけば、より町民の方に生きた計画になっていくと思うのですよね。

そういった取り組みも含めて、基本計画が作成されることを期待して質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：57 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5 番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目は、空き家対策についてお聞きします。

人口減少、高齢化が進み、住宅の供給過多も背景にして空き家が全国的に急増し、社会問題になっています。道内でも 7 軒に 1 軒が空き家と言われ、幕別町も近い将来、深刻な状況になることが予想されます。

空き家の増加に対応するため、道内でも 40 の市町村が空き家の適正管理に関する条例を制定し、本年 5 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。これは、防災、衛生、景観など、周辺の暮らしに影響を及ぼす管理不全な空き家を「特定空家」として、自治体が所有者に対して撤去や修繕を勧告、命令できるというものです。また、一歩踏み込んだ調査も可能になりました。

しかし、特定空家になってからでは、その対応に多くの手間とコストがかかります。問題は、こうした特定空家の予備軍です。早い段階で情報を入手できる仕組みをつくり、早期に発見して支援や予防することが重要と考えます。

空き家を負の遺産にするのではなく、地域活性化の資源として再生できるように、先進地の事例を参考にしたり、町民と活用法を議論する場を設けてアイデアを積極的に取り入れるなど、前向きな発想で取り組む必要があると考えます。

本町では、空き家・空き店舗対策のほか、「マイホーム応援事業」も行っており、好調に推移していると思われます。本町の管理不全の空き家は、現時点では多くはありませんが、空き家問題が大きくなる前に予防策を打つ必要があると考えます。

そこで、以下について伺います。

①空き家の全町的な調査の進捗状況と所有者へ意識調査のアンケートを行うことについて。

②「空家等対策計画」の策定と協議会の設置、相談窓口の一元化について。

- ③「特定空家」除却への助成について。
- ④定住や長短期移住希望者へ空き家バンクを開設する考えは。
- ⑤地域活性化のために空き家を有効活用する考えは。

二つ目は、「図書館を核にした地域づくりと郷土資料のデータベース化」についてです。

幕別図書館は昨年度、全国に先駆けて独自の蔵書管理システムを導入しました。使われている二次元カラーバーコードは、従来のバーコードと違い、一度にたくさんの情報を読み取ることができるすぐれもので、全国から注目が集まっています。幕別町図書館には、読書環境を充実させることはもとより、地域づくりのかなめとしてたくさんの可能性があるものと期待しています。

また、本町には、貴重な郷土の歴史資料を保存・展示する複数の施設があります。中でも、ふるさと館や蝦夷文化考古館は老朽化が進み、風雪などで損壊のおそれもあり、アイヌ民族の道具や写真などの資料、埋蔵文化財などの収蔵品をどういう状況で管理していくかが喫緊の問題です。まずは、郷土資料全体の状況を把握し、早急に整理して、長期保管に適した状態に移すことが大切です。同時に、地域の文献などを継続して収集し、既存の資料とともにデータベース化して、図書館のシステムと連携していけるのではないかと考えます。

図書館が核になって地域文化の情報拠点としての役割を担い、各施設が部局と連携しながら、地域の歴史を後世につなげることが重要だと考えますが、以下について伺います。

- ①施設の整備計画と郷土資料などの課題と対策について。
- ②資料をデータベース化し、図書館のシステムと連動して活用する考えは。
- ③郷土資料の調査を専門機関へ研究委託したり、整理や保存などの専門的な人材を「地域おこし協力隊」制度を活用して登用する、または町教委独自の専門職員を配置するなどの考えは。
- ④郷土資料整理などのボランティアを育成することについて。
- ⑤新庁舎移転に伴って、保存期間が終了した公文書について図書館への引き継ぎは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして答弁をさせていただきます。

初めに、「空き家対策について」であります。

近年、全国的に空き家問題が顕在化し、特に老朽化した危険な空き家が原因となって、屋根材の飛散や壁材の落下により住民に危害が及ぶおそれがあるほか、大雪や地震災害による損壊や倒壊といった防災上の問題、放火や不審者の出入りといった防犯上の問題など、各地でその対応が求められています。

こうした空き家問題が顕在化してきた原因といたしましては、親の死去に伴い相続した親族が遠方にいる場合や、解体費用をかけずに売買を望んでいる場合、相続人が対立している場合など、その原因はさまざまであるとお聞きしており、こうした原因により管理が不十分となって周辺の住民生活に影響を及ぼし問題となっているものであります。

こうした事態に対応するため、国におきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、通称「空き家対策特別措置法」を制定し、本年5月に全面施行されたところであります。

ご質問の1点目、「空き家の全町的な調査の進捗状況と、所有者へ意識調査のアンケートを行うことについて」であります。

本町では、昨年8月に全町の水道給水エリア内において、水道休止届が出ている箇所を対象とした空き家の概略調査を実施しており、その結果、227軒の空き家があることが判明いたしております。

また、このうち約8割に相当する182軒につきましては、特に問題となる状態にはなく、残る45軒につきましても十分な管理状態にはないものの、直ちに住民生活に深刻な影響を及ぼす危険な空き家はありませんでした。

このことから、所有者に対する意識調査などにつきましては、現在のところ実施しておりませんが、空き家の適正管理について、啓発に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「「空き家等対策計画」の策定と協議会の設置、相談窓口の一元化について」であります。

空き家等対策計画と協議会につきましては、空き家対策特別措置法では「空き等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空き家等対策計画を定めることができる」とされ、「空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる」とされております。

また、相談窓口につきましては、同法では「所有者による空き等の適切な管理を促進するため、情報提供を行う」とされており、これにつきましては現在のところ、都市施設課が窓口となって危険な空き家に係る相談とその対応を行っているところであります。

具体的な対応状況につきましては、これまでに相談のあった件数が6件、そのうち市街地内の空き家が5件で、このうち2件は既に所有者の方に対応をいただいて解決いたしております。

また、解決に至っていない4件につきましては、直ちに危険な空き家に該当する状況にはありませんが、引き続き所有者に対して適正な管理となるよう協力を求めていますと考えております。

これら法律に基づいた取り組みにつきましては、ご質問の1点目で申し上げました概略調査の結果において、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす危険な空き家がなかったことから、今後における空き家の状況などを踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「「特定空き家」除却への助成について」であります。

特定空き家につきましては、空き家対策特別措置法におきまして、一つ目として、放置することで倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態にある場合。二つ目として、放置することで著しく衛生上有害となるおそれがある状態にある場合。三つ目として、管理が不十分であることで著しく景観を損ねている状態にある場合。四つ目として、周辺的生活環境を保全するためには放置することが不適切である場合であり、これらいずれかの状態にあつて、さらには周辺の建物や通行する住民に悪影響をもたらすおそれがあり、その悪影響が社会通念上許容される範囲を超え、なおかつ気象条件等によって危険の切迫性がある場合に、「特定空き家」として該当することになるものであります。

ご質問の1点目でも申し上げましたように、概略調査の結果を見ますと、本町におきましては、こうした危険な空き家はありませんが、今後は特定空き家に該当すると判断される状態となった場合におきましては、法令の手順に沿って手続を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「定住や長短期移住希望者へ空き家バンクを開設する考えについて」と、ご質問の5点目「地域活性化のために空き家を有効活用する考えについて」は関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

空き家を積極的に有効活用する手法といたしましては、移住定住の促進施策に取り組む町があるほか、シェアハウスとして利用を図るなど、その対応はさまざまであると認識いたしているところであります。

本町におきましては、町への定住の促進を目的に、本年4月から実施いたしております「マイホーム応援事業」は、8月末現在の申請数が48件であり、そのうち6件が中古住宅の購入であります。

中古住宅においては、本事業を活用することにより、移住定住が促進されるとともに、空き家の解消にもつながりますことから、空き家の所有者に対し本事業を周知し、住宅ストックの有効活用に努めてまいりたいと考えております。

また「空き家バンク」につきましては、定住対策を進める上で必要であるものと認識しておりますが、北海道では道や市町村、民間団体等で組織する協議会を設置し、道内全域を網羅した「空き家情報バンク」の開設など、空き家等の有効活用を図る取り組み方針の素案を取りまとめたところであり、本町といたしましては、道の取り組み状況を見定めながら、来年度からの事業化に向けて取り組んでまいります。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 内山議員のご質問にお答えいたします。

次に、「図書館を核にした地域づくりと郷土資料のデータベース化について」であります。

自然環境や歴史的背景の中で培われてきた郷土資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的、民族的な価値があるだけではなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源であり、町民の共有財産、知的資源であります。

郷土資料を適切かつ継続的に収集や整理、保存、公開することは、将来の文化発展の基礎となるものであり、町の重要な責務であると認識しております。

このようなことから、白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の先祖が残した収蔵品を陳列及び保存するために建設した資料館を昭和 41 年に町が寄附を受け、蝦夷文化考古館とし、管理運営しているところであります。

また、ふるさと館は、ボウリング場として建設されたものを昭和 53 年に町が取得し、町の郷土資料を保存展示する施設として昭和 54 年にオープンし、一般に公開しているところであります。

さらに、平成 18 年には忠類村との合併により忠類ナウマン象記念館を加え、考古館は生活史、ふるさと館は産業史、ナウマン象記念館は自然史と、3 館それぞれの個性・特徴を生かしてふるさとの歴史を後世に伝える場として設置しております。

ご質問の 1 点目、「施設の整備計画と郷土資料などの課題と対策について」であります。

ご質問にもありますとおり、蝦夷文化考古館は昭和 34 年、ふるさと館は昭和 45 年に建設されたものであり、それぞれ 56 年、45 年が経過しており、両施設とも老朽化が進んでいることから、貴重な郷土文化資料の保存につきましても、今後、雨漏り等による資料の劣化等が懸念されるところから、施設整備のあり方や資料の保存展示方法等について検討が必要な状況と認識しております。

このことから、これまでさまざまな角度からそのあり方等について検討を進めてまいりましたが、より具体的な検討を行うため平成 24 年 6 月に町文化財審議委員会に町指定文化財の保管・活用について諮問し意見をいただいたところ、両施設については、新設、改修等の早急な対応が必要との答申を受けたところであります。

教育委員会といたしましては、この答申を踏まえ、「先人の遺産を後世に伝える」という基本理念を掲げ、その具現化のために「資料収集機能」「整理・保存機能」「公開・普及・教育連携機能」の目指すべき三つの機能を有する施設の整備方針として、「「（仮称）幕別町郷土文化資料館」整備等基本構想案」を作成し、本年 3 月に町文化財審議委員会にお示し、検討を行っているところであります。

本委員会では、「各種資料の保存管理上からも両館は合築が好ましい」「資料の適正な保存管理のため、空調の整備を望む」「ふるさと館は建てかえる場合は、現在地にこだわらなくてもよいのではないか」などのご意見をいただいたところであり、これを受け、今後さらに社会教育委員やふるさと館事業委員などから広く意見を伺い、最終的な基本構想を策定してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「資料をデータベース化し、図書館のシステムと連動して活用する考えについて」であります。

ご質問の 1 点目で申し上げました「（仮称）幕別町郷土文化資料館」整備等基本構想案の中で、収集・保存事業として、収集した資料に関する資料名、来歴、状態、概要などの情報をデータベースとして記録・保存し、さまざまな場面において利用すべく考えており、ご質問にあります図書館のシステムとの連携によるデータベース化等の手法につきましても、基本構想の中で今後検討してまいります。

ご質問の 3 点目、「郷土資料調査の専門機関への研究委託、地域おこし協力隊制度の活用による専門的な人材の登用、専門職員の配置への考えについて」であります。

教育委員会では、町民の郷土文化に対する理解を深めることを目的として、既に平成 18 年度から専門的な人材として、郷土文化研究員を配置して、郷土の歴史、民俗、芸術、文化、産業並びにアイヌ民族に関する資料の収集や整理を実施しているところであります。

また、ふるさと館におきましては、生涯学習アドバイザーを配置するとともに、昭和 54 年の開館前の準備段階から町民のボランティア組織である「ふるさと館事業委員会」が資料整理、企画展示、郷土史研究、ジュニアスクールなどの運営を行っており、歴史の散歩道などふるさと館以外の事業にも協力をいただいております。

このようなことから、現在のところ新たに「地域おこし協力隊」制度の活用は考えておりませんが、今後、新たに資料館を建設した場合の職員等の配置については、基本的には現状と同様な体制を基本として考えておりますが、必要に応じ、ほかの専門的な人材の活用についても検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、「郷土資料整理などのボランティアを育成することについて」であります。

先ほど申し上げました「(仮称) 幕別町郷土文化資料館」整備等基本構想案の中では、収集・保存を主とした「資料庫」ではなく、「資料館」として、広く一般の町民等が気軽に郷土資料に触れることのできる管理運営を行うことが必要であると考えており、今後、具体的な検討の中で施設の場所、規模、内容やその管理運営体制についても検討してまいります。

また、先ほど申し上げましたボランティア組織であります「ふるさと館事業委員会」は、ふるさと館の郷土資料などの整理についてもご協力をいただいております。郷土史の保存等を行う上で重要な組織でありますことから、今後とも安定的に活動がなされるよう新たな委員の募集などを行い、各種業務などに支障のないようにしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 5 点目、「新庁舎の移転に伴い、保存期間が終了した公文書について図書館へ引き継ぐことについて」であります。

町の公文書につきましては、「幕別町公文書管理規則」において、保存期間を永年、10 年、5 年、1 年と保存基準により区分するとともに事務事業ごとに分類し、保存期間が満了するまでの間、庁舎内の書庫、執務室の保管庫等に保存しているところであります。

また、同規則第 15 条では「本庁等が保存する公文書で保存期間の満了したものは主管課において、別に定める手続を経て廃棄又は図書館への引渡しをしなければならない。」と規定しております。

このことから、規定に基づき、保存期間の満了した公文書の廃棄あるいは図書館での保管を順次行っておりますが、これまで図書館では、町史編さんの際に使用した記録写真や町を上空から撮影した航空写真等、歴史的公文書を引き受け保管しているところであります。

現在、庁舎全体で来年 5 月に予定しております新庁舎移転に向け、文書の発生から管理、保存、廃棄に至るまでを体系的に整備するファイリングシステムを平成 26 年度から導入し、公文書の整理、文書量の軽減等を進めているところでありますが、今後においても公文書の整理を進める中で、町史の資料となるべき歴史的公文書など、図書館が有する地域文化の情報拠点としての機能に合致する文書等について整理、保管してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 内山議員。

○5 番(内山美穂子) 再質問させていただきます。

空き家対策についてですが、調査の状況については、今後の動向を見ながら引き続き調査を進めてほしいと思いますが、アンケート調査につきまして、現在、実施していないということなのですが、一つ事例を挙げたいのですが、北広島の事例なのですが、市のホームページでは北広島に住みたくなる WEB サイトで移住を支援する事業や空き家バンクなどの充実した情報を載せています。この取り組みを始める前、空き家、空き地の所有に対して意向などを調査するアンケートを実施しました。その内容の一つなのですが、「仮に、あなたの空き地の草刈りや清掃を行うかわりに、雪投げ場や夏場の菜園として地域住民が利用することについてお聞きします」と具体的な内

容になっておりました、答えも、「積極的に検討したい」「条件によっては検討したい」「可能性はない」という、そういうのを出示しておりました、こういう調査を行ったのが今から5年前で、この結果を生かして今の空き家対策につなげていったと聞きます。

幕別町も、どうして空き家になったのか、空き家について何が困っているのかとか、どんなことを望んでいるかという具体的な状況と意向を調査して、今後の対策につなげていくことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今後の対策という中で、何の対策かということが私は一番問題になるのかなと。ただ空き家を調査すればいいというものではなくて、その空き家が、人々の生活に非常に危害を加えるような、風が吹けば何か屋根が飛んでくる、壁が落ちるだとか、そういった危険性があるのか、あるいは放置しておくことで防犯上の問題、好ましくない問題が生じるおそれがあるのかとか、そういった、まず何のために私は調査する必要があるのかということ、きちっとこう捉える必要があるのかなというふうに思っているところでもあります。

今、言ったようなことを懸念される場合においては、今回の法律によって、これはもう厳正に対処すべきであるというふうに思っております。ただ、まちづくりにおいてはいろんな考え方がありまして、定住対策のために空き家を積極的に活用していくのだといったことがあったり、あるいは観光地にあつて景観上好ましくないものについては助成してでも空き家を撤去していくのだと、いろんなまちづくりの考え方があろうかというふうに思います。そんな中で、私どもの町においては、現在の空き家になっている建物がさほど危険な状況にもありませんし、基本的には個人の財産でありますので、個人が責任を持って撤去するなり修繕するなりしていただくのが筋であろうという考え方でおります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 通告書のほうにも書きましたけれども、危険空き家になる前に有効活用する道を見つけるための動向を、今のうちから調べておく必要があるのではないかなという意味での、有効活用の意味でのアンケート調査ですね、今後どうしたらいいのかということですね。

ただ、アンケート、そういう目的がはっきりしないということであっても、こういうことを実施して何の意味があるかというよりも、マイナスになるということはありませんか。空き家を持っている人たちが多分にいると思うのですけれども、そういう人たちがどういう状況で空き家に至ったのかとか、そういうのを調査することというのは、私は大事ではないだろうかと思うのですけれども。早い段階で情報を手に入れる仕組みをつくることで、今後、絶対空き家が社会問題になるということはわかっているのです、そういった意味での事前の準備というのは必要だと思います。ぜひ、早急に取り組んでいただきたいと思います。

何か、きょうは時間の関係で、もう残り時間が少なくなってしまったので、これ以上お話しするのを控えさせていただいて、2点目と3点目についてですね。

質問の2点目と3点目、空き家と対策計画の策定と協議会の設置と、3点目の特定空家除却への助成制度についても、今、危険な空き家が差し迫っていないということなので、引き続き検討していただきたいということで、4点目に移らせていただきます。

空き家バンクを開設する考えについて、来年度の道の動向を見ながら来年度の事業化に向けて取り組んでいるということですが、第5期総合計画の後期見直しの中でも、空き家情報を初め移住関連情報をホームページなどで積極的に発信しますと書いてありますし、昨年の小島議員の質問の中でも、整備を進めたいと言われていました。2年がたっていますが、どういう形で進めているのか、お聞きしたいと思います。空き家バンクに関してです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 進めているということではなくて、答弁でも最後の部分でお話ししましたけれども、今、道が同じようなことをやろうとしているわけですね。詳細はまだ押さえておりません。とい

うのは、つい二、三日前に新聞報道で明らかになったわけでありまして、同じことをやる必要はないのですね。まず、道が全道を網羅した形で空き家の情報を収集して、それを公開するということがなものですから、その内容を確認した上で、もしそれが使えるのであれば、それはそちらのほうに情報を提供するという形もあるのかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、定住対策を進める上で、空き家の情報がないというのはこれ非常に恥ずかしいことかなという、そういう思いは持っておりますので、よその空き家バンクの情報をみると、本当に40軒とか30軒しかない。さきの北広島市のお話にもありましたけれども、100軒ないんですね、北広島市であっても。まさしく私は、そういうような空き家バンクであれば、何にも意味がないのかなと。少なくとも200軒以上の空き家があるというふうに推定されるわけですから、そこまではいかないまでも、せめて3桁くらいの空き家情報が載らなければ、私は意味をなさないと思いますので、いずれにしてもそういう一歩進んだ形で、空き家バンクというものに手がけていきたいなど。それは、来年度という期限を区切って、道の状況を見ながらでありますけれども、町としてもやりたいなというふうに思っているところです。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） それでは、ホームページを見ますと、ほとんど動いていないのですけれども、そこまで空き家がふえないと、やらないということになりますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やらないというふうに申し上げているのではなくて、これやりますと言って、すぐ、あした、あさってにできるわけではないわけで、情報提供いただいて、その情報も単に空き家がありますということではなくて、何年建築の、どういう構造で、どういう間取りがあつてというところまでいかないと、これ空きや情報にならないわけですから、まずそういった内容を提供してくださいというところから始まるわけでありまして。それとともに不動産業者の方にも協力を得ながら、なるだけ多くの情報を集めてそれをアップしたいということでありまして、それは来年度に向けてやっていくつもりでありますけれども、先ほど言いましたように、道がどういったことに取り組むのかはつきりまだしませんので、そこを見きわめながら、いずれにしても来年度までに取り組みたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） やはり町独自でするのは限界があると思うので、その不動産業者との連携というのは必要になってくると思います。前向きに、そういう形で来年度に向けて整備を進めていきたいということであれば、少し待ってみたいと思いますので、ごめんなさい、早急に取り組まれるように、先進事例を参考にしながら、また道のそういう動向を見ながら取り組まれるよう期待しております。

空き家バンクと関連して、定住対策に関連する質問をさせていただきたいのですけれども、町は定住対策事業として、忠類の白銀台ロッジ5棟を移住希望者用に提供して「おためし暮らし」を行っていますが、どのくらいが定住につながっているのでしょうか、お答え願います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） おためし暮らしの関係であります。こちらは平成18年から窓口を開いて行っている事業ですが、おためし暮らしと直接関係があるわけではありませんが、移住されたという部分で言いますと、平成18年に1世帯3人の方が札幌から来ています。それと、平成20年に1世帯1人の方が札内へ転入されているという実績を押さえています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） それは、おためし暮らしを体験された方ですか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） おためし暮らしの体験者ではございません。移住定住の促進と言いますと、あと東京の方で移住フェアのほうにも行って、幕別町を紹介して、こういう町ですので移住してくださいといったことも行っております。平成20年度の方に関しましては、移住フェアの関係で相談のあ

った方というふうに押さえています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員、移住定住の質問であればいいと思いますけれども、あくまでも空き家の関係の質問のところまでとどめていただきたいと思います。

○5番（内山美穂子） はい、わかりました。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） そこから空き家対策につなげていこうと思ったのですけれども。

例えばそういう意味なのです。例えば、おためし暮らしを今ログでやっているのですけれども、もしそれが定住につながっていなければ、札内とか幕別地区の空き家を利用して、そういう定住のための生活を実際にされたほうが効果があるのではないかとこのところまで質問したくて質問しました。ということで、もし定住に結びつかないのであれば、今度、空き家をそういった形で利用するのも一つの方策かと考えます。

ちょっと横道にそれてしまったようで、申しわけありません。

おためしの後、5番目に行きます。

地域活性化のためにというところで、空き家についてはマイホーム応援事業のほか、金融機関が移住者向けに空き家対策の融資制度を行っているので、情報収集しながらタイアップして利活用を図っていくのも方法の一つだと思います。

一方で、空き店舗の問題です。シャッター商店街などについては、空き店舗がすごく目立ちます。町でも空き店舗対策事業はしていますが、不動産価格の低下が続いていて、どの市町村でも売れない・貸せない不動産がふえています。看板が落下する事故なども各地で起こっておりますし、新たな対策を講じなければ、老朽化が進み、危険な空き家となってしまいます。幕別町も、地域活性化のための有効利用を考えるべきだと思いますが、今月になって池田町のほうで空き店舗を利用した地域交流の場をつくったというのが報道されていたのですけれども、そういういろんなアイデアを出すために、「地域住民によるワークショップ」を開いてみてはどうでしょうかということ考えておりました。地域住民でフリートークでいろいろ話しをする中で、皆さんの知恵とか得意分野を生かして一歩前に進めることも大切だと思います。そのためには、まず行政が旗振り役になって、双方をつなぐ機会をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 突然の提案でありますけれども、少なくとも私どもは日常的にいろんな住民の方であったりいろんな業種の方と会話をとってきている、いろんなお話し合いをさせていただいているわけでありまして、そういう中で、ある程度の住民の方々の考え方というのはわかっているつもりであります。ただ、それが十分かということそうではありませんので、今、言われたことで、直ちにやるかどうかということちょっと別にしまして、今以上に住民の方々のお話を聞きながら、意見交換をしながら、住民の方と一緒に、このまちづくり、地域づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後に申し上げます。危険な空き家になってからでは問題が大きくなり過ぎるので、危険になる前の予防策について、前向きに早期に取り組んでいただくよう期待して、次の再質問にかえさせていただきます。

次、図書館を核にした地域づくりについてなのですが、聞きたいことがいっぱいあったのですけれども、一つ、データベース化するに当たって、その前の段階について再質問させていただきますけれども、初めに、地域おこし協力隊は考えていないということを含めて、現在の人員で問題ないと受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほどお答え申し上げましたとおり、平成18年から郷土資料の収集、整理、研

究に郷土文化研究員という方で、この方、教員のOBなのですけれども、郷土資料、そういう社会教育関係に非常に詳しい方、その方をお願いして資料の収集、整理をしていると。さらに、埋蔵文化財の発掘をした場合には、その発掘の調査員の方々が資料整理して報告書を必ずつくっていただいています。また、平成23年、24年には、その埋蔵文化財の研究員として、またそういう詳しい方をこちらで配置しているところでもあります。さらに、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと館の事業委員会、こういう方たちにお手伝いをいただいて専門的なことも含めて進めているので、現状では、今のところはこの体制でいきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 収蔵品はどういう形で保管しているのか、現状を把握されてますでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育町（田村修一） 埋蔵文化財の関係で言いますと、収蔵品は、何というのですか、コンテナというプラスチックのこれくらいの箱ですね、それに発掘された場所、種類、年代とか、そういうものに応じてコンテナに一まとめに、分類して、区分して納めてあって、そのコンテナが今100以上あります。本来であれば、専門の博物館等であれば、それを収蔵するような施設、保管庫みたいのがあるのでしょうか、何せ先ほど申し上げましたとおり、もともと専門の施設として建てていないので、ボウリング場を改装しているのです、それをこういう研究員が作業するような場所にこう積んだ形で保管しているところでもあります。

先ほど、文化財審議委員会の中で、空調施設をつけたほうがいいというような話もありました。もちろん、空調施設をつけて湿度・温度管理をするのがベストなのでしょうけれども、現状そこまでは至っていないという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） やはり危惧しているのは、段ボールに入ったままの紙とか写真とか、そういうのというのは劣化がすごいんですね。だから、やっぱり中性子とかの封筒に入れたり、いろんな方法とかもあるし、やれることは、その文化審議委員会が答申書を出したのが平成24年6月なのですが、その時点で、もう既に資料とかのそういう建物の老朽化とかいろんなことを言われていまして、その間でも、やはりすることというのはあるのではないかなと思うのですけれども、建物も待たなしで老朽化しています。昨今の異常気象で、大雪とか大雨で潰れないとも限りません。そうしたときに、そういう資料がだめになってしまってからでは、もう取り返しがつかないと思うのです。そういう認識はありますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど言いましたとおり、非常に古い建物であるということで、この施設、前段も申し上げましたけれども、議員もおっしゃられたとおり、町の資料、非常に貴重なものであるというふうに考えております。また、この施設で展示することによって、子どもたちが自分たちの町に育っている中で、先人がどのような苦勞をしてきたのか、町はどうやってつくられたのかと、そういうようなことを学ぶ場と、生涯教育、子どもたちだけでなく、生涯教育というような場としても非常に重要であると考えております。そういうことで、重要な資料を何とか保存したいという気持ちは非常に、もちろん町でも持っているところでもありますけれども、現在、先ほど申し上げましたとおり、基本構想案を策定して、さらにそれをさまざまな方のご意見を伺いながら、具体的なものをまとめて、今後の、どういう形で整備していくかというのを検討する材料をつくっていききたいと考えておりますので、もう少し時間いただければと思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 郷土資料に関しては、結構希少価値の高いものもありまして、やはり地域おこし協力隊、今のところそんな必要ないという認識であっても、やはり専門的な立場の人からその中を見てみて手伝ってもらおうとか、いろんな方法があると思うのです。

十勝管内でも、学芸員として上士幌の東大雪自然館に博物館活動推進員として1人いますし、鹿追のジオパーク推進室にも学芸員がおりまして、かなり中の専門的なことをやってくさっていると思います。そういう方を採用されるということは、現状に目を向けていただいて、前向きに考えていただきたいと思います。

郷土資料などのボランティアを育成することに関しても、事例を挙げますと、帯広の百年記念館ではボランティア養成講座を行って、その後、展示解説や整理などをやってもらうという取り組みをしています。やはりいろんな方にかかわってもらって、その養成講座を開いて、町のことを知ってもらうということは、町に対する愛着も湧きますし、いろんな意味でこの町を大切に思ってもらえると思います。例えば、こういうことを企画するにも人員は必要なので、やはりその辺をもう一度見直していただきたいと思います。

以前、短大生の教育実習を受け入れていたとき、これ教育実習を受け入れるのも大変だと思うのですが、その感想として「こういう郷土資料の仕事に携わらせていただいて、すごくうれしかった、将来学芸員になりたい」と言っていたのです。それを私聞いて、すごくうれしいなと思ったのですよね。子どもから大人までが、さまざまな人がかかわって郷土資料館をよりよいものにしていく、そしてデータベース化につなげていく、このことが大切ではないかと考えるので、検討されることを期待します。

最後に、先ほど中橋議員のご質問の答えにありましたが、地方創生のことで、町のお考えをもう一度お尋ねします。

今回の私の質問、ちょっと時間がなくて質問したいことの半分も質問できなかったのですが、単に郷土の歴史や文化を保存してデータベース化することだけで捉えているわけではありません。幕別町にある固有の財産を見つけ出して、ほかの町がまねできないようなオリジナルなもの、町民が自慢できるものをつくり上げていく、これを目指す第一歩の事業として捉えています。自分たちの力で地域をよくしていくのが、政府の掲げる地方創生の原点だと思います。そのためには、自分たちの町をとことんまで見直す必要があります。そこで中心になるのが、地方情報編集センターとしての幕別図書館です。先ほども、町長は、住民の意見を参考に、この総合戦略を進めていきたいと言っていたのですが、郷土資料を整理、保管して、住民誰でもが自由にアクセスでき、町民の知りたいことが何でもわかる地域づくりの拠点にも幕別はなるのです。幕別で生まれた幕別図書館のシステムは、地域社会の可能性を広げてくれるものと考えています。今まで、大体の図書館は、東京のほうで本を購入していたのですが、それを地元で買い、地元の福祉施設の人たちが、障害を持った方たちが、カバーを張りつける作業をしたり、地域でそういう回せるような取り組みに今つながっていているのですね。

飯田町長は、この1月に帯広で開かれた「シンポジウム「知の地域づくりを考える」 in 帯広」で、図書館が万人の知的要求に応える拠点だという講師の指摘を受けたときに、前向きにいろんなことを話されていました。心新たに陣頭指揮を回していきたいという建設的なお話をされていたので、私はとてもうれしくなったのです。こうした取り組みこそ、地域の活性化につながっていくと考えていますが、町長にお聞きします。

今後、具体的に取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

また、策定中の地方創生の地方総合戦略の基本計画の中に、幕別図書館のシステム、これを生かしたまちづくりを位置づけることが望ましいと考えますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が教育長時代のシンポジウムを見られていたの、ちょっと恥ずかしいですが、当時は当然そういう思いを持ってやっていたし、それは今も私は全く変わるものではなくて、図書館が果たす役割というのは、単に本の貸し出しではなくて、その地の地域づくりの中心になるのだと、そういう思いは私も持っています。ただ、所管は、今、教育委員会の所管でありますので、

予算をつければいいのではないと言われるかもしれませんが、そういった思いは全く変わっておりませんので、このあとの予算編成であったり、あるいは地方創生の中で、そういったものも位置づけられるのであれば、どういった具体的事業があるかということは確かにあろうかとは思いますが、そういった位置づけられるのであれば、それは位置づけていくべきかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） あした、審議会があるというお話を先ほど聞いたので、またこういうところも説明していただきながら、本当に今どこも同じことをやっている中で、これはすばらしいことだと思うので、そういうところも審議委員の皆さんに説明していただきながら、位置づけていただきたいと思います。

そういうところで、時間がなかったのもう本当に途中になったのですけれども、心新たにしていって取り組んでくださることを大いに期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:56 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○12番（岡本眞利子） まず初めに、表題の訂正のお願いを申し上げます。

1番目の「18歳の選挙権引き上げに伴う」と誤って記載しておりますので、ここの部分を引き下げに直していただき、質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、18歳の選挙権引き上げに伴う有権者の投票率への取り組みについて。

近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題です。

本年6月17日、国会において選挙年齢を「18歳以上」とする改正公職選挙法が成立し、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。

国では、新たに18歳、19歳の有権者が約240万人になるとしています。日本の選挙権年齢が変更されるのは70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

この18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し行動していく「主権者教育」が中立性を保ちながら実践され、若者の政治への関心が高まることが期待されています。

そこで、本町としての取り組みをお伺いいたします。

①幕別町の新有権者数は。

②新有権者に対する明年に向けた啓発、周知の考え。

③主権者教育の実施についての見解と計画。

2番目、自転車で楽しめるまちづくりを目指してスローな観光促進を。

自転車と人の関係を考えてみると、私たちが最も早くから利用する乗り物で、それゆえに何歳から乗ることができるのか、何歳になったら乗ることができないといったものではありません。

また、幕別町出身の山本幸平さんは、マウンテンバイク全日本選手権で優勝を重ね、オリンピックにも2大会連続出場するなど、自転車業界においても、町にとっても大きな財産であると言えます。

このようなすばらしい人材を活用して、町の活性化に結びつけることは、町にとって最重要課題の

一つであると捉え、以下の点について伺います。

①貴重な人材に積極的な支援を行い、さらなる MTB（マウンテンバイク）コースの整備、全道規模の大会誘致の考えは。

②ナウマン公園の再整備により、規則を学ぶことができる自転車交通コースの設置やレンタル基地等の検討は。

③糠内、駒島を中心とした忠類、本町、札内の 3 拠点を結ぶ自転車専用道の設置計画は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 松岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松岡政芳） 岡本議員の質問にお答えいたします。

初めに、「18 歳の選挙権引き下げに伴う有権者の投票率向上への取り組みについて」であります。

ご質問にありますとおり、本年 6 月 17 日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、「公職選挙法」「地方自治法」「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、18 歳以上への引き下げ措置が講じられ、国政選挙においては、来年夏に予定されております参議院議員通常選挙から、18 歳以上の有権者による投票が実施されるところであります。

選挙権につきましては、アメリカやフランスなど 8 割以上の国・地域において 18 歳以上に認めており、選挙権年齢の引き下げの議論は、これまで国において何度も取り上げられてきたところであります。

今回の法改正は、平成 26 年に、「日本国憲法の改正手続に関する法律」が改正され、国民投票の投票権年齢を満 18 歳以上とする規定とともに、選挙権年齢の引き下げの法制上の措置も速やかに講じることとされたことから、国民投票の投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し行われたものであります。

ご質問の 1 点目、「幕別町の新有権者数について」であります。

このたびの法改正により、国では、日本全国で新有権者が 240 万人ふえるという推計をしているところであります。

本町における新有権者数については、平成 27 年 8 月 31 日現在の人口集計において、18 歳、19 歳の人口が 502 人でありましたことから、来年夏の参議院議員通常議員選挙においても同程度の新有権者が見込まれると考えております。

なお、選挙年齢引き下げ後の有権者総数は、平成 26 年 12 月 14 日の衆議院議員総選挙の有権者数をもとに考えますと、約 2%増加するものと推計いたしているところであります。

ご質問の 2 点目、「新有権者に対する明年に向けた啓発、周知の考えについて」であります。

総務省の統計によりますと、平成 26 年に行われました衆議院議員総選挙の 20 歳代の投票率は 32.58%であり、全体の投票率が 52.66%であったことを考えますと、かなり低い傾向となっております。

今回の法改正には、選挙年齢の引き下げにより、若い世代の声をより多く政治に届ける環境を整え、若者の政治離れに歯どめをかけることも、背景にあったと推察するところであります。

本町の選挙管理委員会では、これまで選挙時における啓発といたしまして、広報紙やホームページによる啓発、役場庁舎、支所、出張所での啓発用看板の設置や、町内の各公共施設におけるポスターの掲示、町内事業所に対するポスター掲示の依頼など、視覚的効果の高い啓発を行うとともに、広報車等による広報活動など、有権者の皆さんの耳に直接届く街頭啓発も行ってきました。

また、投票日当日は、幕別・札内地域において投票所の開場時刻と閉場時刻の 1 時間前にサイレンを吹鳴し、忠類地域においては、防災無線により投票の呼びかけを行っているところであります。

若い世代に向けた啓発といたしましては、成人式の新成人向けの啓発用パンフレットの配布のほか、将来の有権者であります小学生に対しては、「明るい選挙啓発ポスター」の作品募集などの事業も実施しているところであります。

今後、これらの取り組みを継続していくことはもちろんであります。新有権者には、広報紙やホ

ームページ、文書による啓発に加え、国や道が実施いたします若年層に対する啓発事業や推進運動とも連携をし、啓発、周知の一層の充実を図るとともに、町内の高等学校に対しましては、政治や選挙への意識の高揚を図る取り組みの要請、また町内事業所にも一層の協力を要請するなど、新有権者の投票率向上に向け、できる限りの取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「主権者教育の実施についての見解と計画について」であります。

改正公職選挙法が可決、成立し、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、高等学校には選挙権を有する高校生が在籍することとなります。

このことから、学校教育における主権者教育の対応につきましては、本年8月5日に、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の特別部会が、新学習指導要領の骨格案を示し、政治に参加する資質を育む、高校の新しい科目の創設などを明らかにしたところであります。

ご質問の「主権者教育の実施についての見解と計画」についてであります。私どもが所管している義務教育におきましては、各学校が学習指導要領に基づき教育課程を編成し、実施しております。

その中で、いわゆる「主権者教育」にかかわる内容の取り扱いといたしましては、小学校では第6学年の社会科において、日常生活における我が国の政治の仕組みや制度の基本的な考え方について学び、その後、中学校では、社会の公的分野において、民主政治の推進と国民の政治参加との関連や選挙の意義について、みずから考えさせる教育が行われているところであります。

いずれにいたしましても、将来の我が町、我が国を担う小中学生に対しまして、良識ある公民として必要な政治的教養を身につけさせることは重要であるものと考えておりますので、これまで同様、学習指導要領に基づき、発達段階を踏まえた指導を展開してまいります。

なお、次期学習指導要領の改訂につきましては、現在、文部科学大臣が中央教育審議会に諮問をしているところであります。その中で主権者教育について、どのように位置づけられるのかは、今のところ不明であります。

義務教育を担う教育委員会といたしましては、あくまで学習指導要領に基づき、今後とも適切に指導を実施してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

次に、「自転車で楽しめるまちづくりを目指してスローな観光促進を」についてであります。

近年、健康志向や環境意識の高まりから、自転車に乗ってその土地ならではの地形や自然、景色などを楽しむ「サイクル・ツーリズム」の人气が全国各地で高まっております。

また、台湾を代表する自転車メーカー関連の旅行会社が、台湾でのサイクリング観光のみならず、積極的に海外でのサイクリング観光を推進いたしております。

本町におきましても、夏場の冷涼な気候がサイクリングに適しているだけでなく、食や自然、温泉など魅力的な地域資源が豊富にありますことから、「サイクル・ツーリズム」を新たな観光資源の一つとして認識をいたしているところであります。

ご質問の1点目、「貴重な人材に積極的な支援を行い、さらなるMTBコースの整備、全道規模の大会誘致の考えについて」であります。

初めに、貴重な人材に対する積極的な支援についてであります。

本町は、自転車競技の山本幸平さんのみならず、スピードスケートや陸上競技におきましてもトップアスリートを輩出しており、これらのトップアスリートの方々は、本町にとりましても貴重な人材と認識をいたしております。

これまでも、山本幸平さんとは、明野ヶ丘公園のマウンテンバイクのコース整備に当たり監修をい

ただいているほか、マウンテンバイクの大会開催などにつきましても、意見交換を行うなど連携を図ってきたところであります。

また、本町の出身者がオリンピックの日本代表に選出されたときには、出場選手を応援するための実行委員会が組織され、横断幕の設置や壮行会、百年記念ホールでのパブリックビューイングなどが開催されており、町といたしましても、実行委員会に対し補助金を交付するなど、側面から支援を行ってきたところであります。

今後におきましても、これらの側面的な支援を継続して行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、さらなるMTB（マウンテンバイク）コースの整備についてであります。

MTB コースの整備につきましては、明野ヶ丘公園に設置されていた「サイクルモトクロスコース」の利用者が減少しておりましたことから、本年度、山本幸平さんの監修のもと「マウンテンバイクミニコース」として再整備を行ったところであります。

本年8月23日には、コース完成記念といたしまして、マウンテンバイク体験教室を開催し、町内外から15人の子どもたちが集まり、マウンテンバイクの魅力を体験していただいたところであります。

今後におきましても、老朽化している「サイクルサーキットコース」を再整備し、本年度完成したコースと合わせ、総延長約800メートルの「マウンテンバイクショートコース」として利用できるよう計画しており、子どもたちや初心者の方々にオフロード自転車の楽しさを体験していただいたり、中級者や上級者の方には、ジャンプの練習をしていただいたり、多くの方にご利用していただきたいと考えております。

次に、全道規模の大会誘致の考えについてであります。

昨年9月14日に、本町を初め、更別村、大樹町、豊頃町を会場として「ツールド・北海道2014」第2ステージが開催されております。

「ツールド・北海道2014」の第2ステージは、本町の依田公園をスタートし、更別村、大樹町、豊頃町を経由し、再び依田公園に戻る全長183キロメートルのコースで行われ、本町の職員も実行委員会の一員として参画をしてきたところであります。

会場には参加選手や大会関係者を初め、多くの観戦者が訪れ、観光物産協会におきましても地元物産品の販売や観光PRを行うなど、本町にとりましても大きな経済効果があったものと認識をいたしております。

また、本年5月31日には、忠類白銀台スキー場を利用したコースにおきまして、「2015MTB北海道選手権 in 幕別忠類白銀台」が北海道自転車競技連盟の主催により開催され、全道から約70人の選手が参加し、1.6キロメートルと2キロメートルのコースをそれぞれ周回する形式で行われ、年齢や実力に応じて12クラスに分類された個人競技のほか、耐久レースも行われたところであります。

今後におきましても、引き続き全道規模の大会を本町で開催していただけるよう、関係団体に対しまして要望活動を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「ナウマン公園の再整備により、規則を学ぶことができる自転車交通コースの設置やレンタル基地等の検討について」であります。

ナウマン公園は、高規格道路の開通に伴い、多くの方々を忠類地域に呼び込む一環として、来年度からリニューアルを計画しており、子どもたちが楽しめる遊具を増設し家族連れでにぎわう公園を目指しております。

増設する遊具につきましては、忠類小学校の児童会と意見交換を行い、「ローラー滑り台」「ネット遊具」「ザイルクライミング」「4連ブランコ」の4種類の遊具を選定しており、現在、実施設計を行っているところであります。

ご質問の、自転車交通コースについてであります。交通ルールを体験的に学ぶことができるように横断歩道や信号機、踏切などの整備を初め、コースの設置にはかなりのスペースが必要となりますことから、現在進めている再整備に加えて、こうしたコースを設置することは非常に困難であるもの

と考えております。

次に、自転車レンタル基地の設置についてであります。

近年、健康志向などを背景としたサイクル・ツーリズムの人気により、道道幕別大樹線や道道新帯広空港線でもサイクリストが見受けられるようになってまいりました。

忠類地域におきましては、本年度、自転車愛好家向けの環境整備事業を実施しており、現在、専門家と打ち合せをしながら「ちゅうるいサイクルマップ」の作成に取り組み、あわせてスタンドがない自転車を駐輪させることができる「バイシクルハンガー」の設置を進めているところであります。

サイクルマップにつきましては、自転車愛好家を対象に考えており、大樹町や更別村も含むロードバイク用の約 60 キロメートルの二つのサイクルコースと、白銀台スキー場周辺のマウンテンバイク用の約 10 キロメートルの周回コースを検討しており、加えて夕陽を望めるスポットやナウマン象化石発掘跡地などの周辺の見どころや町内の食事どころも掲載することといたしております。

また、自家用車や観光バスなどで来町される方々に対しましては、ナウマン象記念館、ホテルアルコ 236、道の駅・忠類、菜の館ベジタ、ナウマン公園などの観光施設が、徒歩で回れる範囲内に集約されており、これら以外の観光施設は標高差が大きく自転車観光には不向きであり、現在のところ自転車レンタルに対してのニーズは高い状況にありませんことから、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「忠類、本町、札内の 3 拠点を結ぶ自転車専用道の設置計画について」であります。

自転車専用道路は、自転車の通行の安全や自転車を利用したレクリエーションを目的として、自転車を自動車交通から分離するために設けられた道路を指すものであり、道路法における自転車道は、歩道・車道を問わず、道路を物理的に区画することが要件とされております。

十勝管内におきましては、大規模自転車道として、十勝川温泉から帯広市川西町までの 27.7 キロメートルの「十勝川温泉帯広自転車道線」が整備されており、勾配もほとんどなく、初心者でも楽しめるコースとなっております。

また、とちか観光誘致空港利用促進協議会が発行しております「とちかサイクルマップ」には、「十勝川沿線コース」として十勝川温泉をスタートし、池田町、豊頃町から本町を経由して十勝川温泉に戻る全長 63 キロメートルのサイクルルートが位置づけられております。

本町におきましても、現在、十勝エコロジーパーク利用促進協議会と音更町、池田町とともに十勝エコロジーパークを中心に、対岸までを含めて一周する約 15 キロメートルのサイクルルートについて協議を進めており、8 月 24 日には関係者が自転車で実際にルートを走行して、現地調査を行ったところであります。

忠類、本町、札内の 3 拠点を結ぶ自転車専用道の設置につきましては、用地の確保や費用の面からも、新たに自転車専用道を整備することは難しいものと考えておりますが、今後におきましては、既存の施設を活用したサイクルルートを検討するとともに、サイクルマップなどの活用による周知に努め、「サイクル・ツーリズム」を新たな観光資源の一つとして観光振興を図ってまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

今回の 1 点目の質問には、選挙の投票率の低下を危惧するところから質問に至ったところであります。ちなみに、国政選挙ですけれども、26 年の 12 月参議院選挙では 52.66%、25 年の 7 月参議院選挙では 52.61%、地方選におきましては、平成 11 年町長選、町議選 82.96%、平成 15 年町議選、町長選 75.65%、平成 19 年には 72.66%、平成 27 年は 68.48%と、だんだんと下がってきているところから、このような質問をさせていただきました。

今回のこの選挙権の引き下げの背景には、少子高齢化のうねりの中、地域社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の場に反映させようとする政治側の意識があり、若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていくことが求められていると考えられます。

そこで、本町の新有権者数が 502 人とのことですが、現在 18 歳、19 歳以上の方のことをおっしゃっているのかと思います。それでは、現在 17 歳で、誕生日により新有権者となる方も含まれてはいないということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） こちらで、先ほど委員長が答弁いたしました 502 人、約 500 人でございますけれども、これについては今後 18 歳や 19 歳になっていくということではなく、一定時点を捉えてということでもあります。今回の場合でありますと、8 月 31 日現在の人口で捉えておりますので、例えば来年の参議院の通常選挙から、新有権者が誕生するわけですが、その選挙時登録の際に、新たに登録される 18 歳、19 歳というのは、そのときにならないとわからないという状況でありますので、あくまでも参考といたしまして、今現在の 8 月 31 日現在の人口集計に基づいて集計をしてあるところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） では、来年の参議院選には、もう若干ふえるという見込みになるのではないかと思いますのですけれども。では、そのところはその辺でいいのですけれども、国立国会図書館では、昨年 2 月 198 カ国・地域を対象に行った調査によると、18 歳選挙権を導入する国は約 8 割を占めているそうです。

経済協力開発機構に加盟する 34 カ国のうち、18 歳選挙権を導入していないのは、日本と 19 歳選挙権の韓国だけだということです。日本の選挙権年齢が変更されたのは、1945 年の 25 歳以上の男子から、現在の 20 歳以上の男女になって以来、70 年ぶりの法改正となります。

そこで、2 番目の質問なのですけれども、周知と啓発についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。ここでは、若い世代に向けての成人式において、このような啓発をされるということなのですけれども、もちろん成人式の会場において、職員がこのようなチラシを配っていただくということはもちろんなのですけれども、その中にも選挙の日程、不在者投票の行き方、そして期日前投票の記載の仕方などもまた加えることが望ましいのではないかと思います。また、その中にも、ポケットティッシュを配ったり、チラシだけですと捨ててしまわれるということもありますので、ポケットティッシュなどにも印刷したり、またファイルなどにも印刷をしながらということでも一つの手法ではないかと考えられます。

また、中高年にはどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 中高年に対する対策ということでございますけれども、答弁にもございましたように、選挙時における啓発といたしまして、広報紙、ホームページにおける啓発、あるいは役場庁舎や支所、出張所での啓発用看板の設置、各公共施設におけるポスターの掲示等々を行っているところであります。

さらに、街頭啓発ということで、実際に選挙期日の 3 日前ぐらいに選管の委員と、それと事務局の職員を含めまして、町内のスーパー等、人が集まるようなところに出向きまして、国あるいは道選管から啓発物品が送られてまいりますので、そういったものも配りながら、一人一人にお声をおかけをして、投票を呼びかけているというような街頭啓発も行っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 啓発は、そのようにいろいろ手をかえ品をかえて推進していただきたいと思えます。

また、期日前投票なのですけれども、この期日前投票も本町の役場、また札内支所、そして忠類ということで、3 カ所しかないのですけれども、その期日前投票も場所ももう少し考えるべきではない

かなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 期日前投票の投票所の関係でございます。岡本議員言われるのは、現在3カ所でやっているのをふやせないかというようなことでございますけれども、本町の場合、市街地が大まかに3カ所に分かれていますので、3カ所で実施している状況でございます。ただ、ほかの町を見ますと、通常であればこれ1カ所以上とはなっているのですけれども、通常の町であれば大体1カ所で実施しているのが多いかなというふうに認識をしております。うちのように、こう3カ所でやっているような町は少ないのではないかなというふうに考えておりました。ただ、国の動き、ほかの選挙管理委員会、大きな市とかになるのでしょうかけれども、最近では、例えば大学に期日前投票所を設けたり、それから駅に設けたりだとかというような動きも出てはきているのですけれども、なかなか人的な関係ですとか、選挙人名簿、これ今、電算、パソコンで処理をしているのですけれども、そういった物理的な課題もございまして、なかなか箇所数をふやすというのは、現状では難しいかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 今までの選挙に比べますと、やはり期日前投票ができるようになってからの投票率は、十勝管内でも少しずつ上がってきているということでございます。また、うちの町よりも人口が少ないのですけれども、すごく投票率が高いところもございます。そして、その中でも本当に郡部になりますから、期日前投票に行くのもいろいろ大変な面もあるかと思うのですけれども、投票率がうちよりも高いところ、なぜそのように高いのかということも検証されたことはございますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） ほかの町との比較ということでございますけれども、うちより投票率が高いところもあれば、また低いところもあろうかと思えます。どうしても、やはり投票率の関係を申し上げますと、農村部のほうが高く、やはり市街地の投票率が比較いたしますと投票率が落ちるというような傾向がございます。やはり都市化といいましょうか、そういった傾向があるのかなというふうに思います。そういったこともあるのですけれども、今後とも、投票率の向上に向けて、あらゆる手段を講じながらPRに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） では、少しでも投票率がアップするように、力を尽くしていただきたいと思えます。

では、3番目の質問に移りますが、18歳選挙の導入によって、高校生の一部も有権者になります。文科省は8月30日に、高校生の主権者教育の一環として、副教材の概要を出しております。解説編、実践編、参考編の3部構成で100ページほどになり、それぞれの選挙の重要性、そして若年層の投票率低下など模擬議会の具体例を紹介したり、模擬投票にも取り組むよう求められております。教育基本法14条では、「良識ある公民として政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と、政治教育の重要性をうたってはおりますが、学校現場では政治教育は抑制されがちで、実際には難しく、なかなか進まないのが現状だと思います。

しかし、今回のこの18歳選挙権によって、主権者教育の充実は急務と考えますが、その点についてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 主権者教育ということで、今、議員が言われていましたのは高校生の関係がメインだと思います。確かに、これまで高校教育におきまして、政治的教育は敬遠されているというか、余り踏み込まなかったということで、それが原因で若年者の投票率が落ちているというようなことも言われております。それに危機感を持ちまして、今回18歳以上ということで選挙権になって、さらに高校で主権者教育、選挙の意義だとか、主権者としての政治的参加について中立的な立場で身につけ

させるというようなことが進められるというふうにお聞きしております。

先般の道議会におきまして、6月の道議会でございますけれども、同様の議論がございまして、道教委としては、この選挙に着目した主権者としての政治参加のあり方について、学校について指導、助言していくというお話をされておりました、道の教育長がそういうお話をされておりました。また、本日、新聞報道に出ていましたけれども、道の選挙管理委員会のほうで、ことしの11月ぐらいに出前講座という形で、いわゆる主権者教育を進めたいというようなことの報道が出ておりました。私ども、教育委員会といたしましては、そういう面で協力体制を組んではいきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） これも、国の動向を見ながらということもあると思うのですが、今、教育長もおっしゃいました一般紙にきょう出ていましたけれども、本当に道内の20代の投票率が33.73%ということで、大変低い率が出ておりますけれども、少しでも本当に若いうちから、選挙というものは大事だということをしっかりと学んでいただくということで、あるところなのですけれども、これは小学校の給食のデザートを選ぶ模擬投票を行っているようでございます。いろいろデザートがあって、その中で投票をして、その投票で当選したものがデザートに出てくるということで、子どもたちもそういう簡単な小さなところから、選挙というものの大事さということを本当に学ぶというこの教育を、これは2005年から、本州なのですけれども、そういうところで始めているところもあるようでございますので、初めから大きな難しいこととはいかないと思うのですけれども、例えば児童会長とか生徒会長の選挙なんかにも、本当の投票箱の貸し出しということをしたり、また今おっしゃいました出前講座ということも、やはりしっかりと政治についての勉強ができるのではないかと思います。これは学校ばかりではなくて、家庭でもしっかりと両親とも政治についての話し合いも必要かと思うのですけれども、一番長い時間子どもたちが学校にいるということも考えまして、そのようなこともぜひ進めていただきたいと申し上げたいと思います。

今回の18歳選挙権の適用によって、若い人たちが政治に真面目に向き合う機会になるよう、進めていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の「自転車で楽しめるまちづくりを目指して」ということで質問させていただきますが、自転車ブームと言われてから数年が経過いたしますが、中高年の健康志向や、長引く不況など、さまざまな原因がこのブームを下支えしているものと思われまます。また、自転車業界のマウンテンバイクにおいても、すばらしい人材が幕別町の名前を広げております。

そこで、町としても明野ヶ丘公園にマウンテンバイクの一周400メートル、六つのこぶ、また2カ所のジャンプコーナーを設けたコースが完成いたしました。

先日、私も8月23日に、子どもたちの体験教室も開かれ、先日、私も15人の子どもたちが元気いっぱい楽しんでいる様子を視察させていただきました。この子どもたちが、未来の山本幸平選手のように、町を代表してオリンピックを目指す選手となるよう、さらに力を入れて支援をしていただけないかということでこの質問に至ったのですけれども、ご答弁の中に、さらにコースの計画があるということなので、この多くの方がこのコースを利用できるよう期待をするところであります。

また、山本幸平選手も世界いろいろなところを回っているそうですが、この幕別町がスポーツをするのにはとてもいい環境だとおっしゃっているということでございます。したいまして、さらにオリンピック選手が輩出できるようなまちづくりに努めていただきたいと思います。

そこで、以前も私、明野ヶ丘公園の利用法について質問をさせていただきました。公園がつくられた当時は、いろいろな行事や大会が行われていたということですが、少子高齢化に伴い、車でなければ公園でパークゴルフをしたり、散歩したりすることには困難な状況にある中、この明野ヶ丘公園で大会ができるような再整備はできないものか、お伺いをいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 明野ヶ丘公園につきましては、町の開基 80 年を機に整備が始まったものであります。用地を取得し、そして整備をし、おおむね 90 年、10 年以上かかったかというふうに思いますけれども、そういう中で、総合公園という位置づけをしているんな遊びができる、スポーツも含めたいんな楽しみ方、憩い方ができるような、そういった公園として整備をしてきたわけでありまして。現状、確かに人で満員になっているかといったら、そうはいきません。かつては芝桜まつりなどもやっていたこともありましたが、スキー場の斜面だというようなことで、どうしても芝の張りつきぐあいが悪くて、それも取りやめになってしまったということでもあります。

当面は、今あるいろんな公園施設を生かしながら、部分的には利用が少なくなったものについては見直しをしなければならぬ、その第 1 巻が MTB コースの再整備であったというふうに思っております。そこは将来の公園のあり方については、どういったニーズがあるのかということ踏まえながら、なるべく利用してもらえそうな、そういった公園にしていきたいと思いますというふうに思いますが、ただ、大々的にあの公園をマウンテンバイクのコースにしていくということにはちょっと無理があるのかな、まず今ある機能を生かしながら、例えば大会をしたいのだからということであれば、臨時コースをその都度整備をしながら大会をするといったような、そういうような利用の仕方になろうかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） ただいまの町長の答弁を期待しながら、見守ってまいりたいと思います。

それでは、2 番目の質問なのですが、ナウマン公園の再整備につきましてということで、本年 6 月より道路交通法が改正され、左側通行が原則となり、右側通行は法律で禁止されたこと、また傘を差したまま、携帯電話の操作をしながら、イヤホンで音楽を聞きながらの運転は、罰則の対象となることを認識されていないことが多いようでございます。したがって、このナウマン公園の一部にこういうコースをできないものかということでお伺いしたのですが、答弁では、敷地の問題、場所が多くかかるということで、ちょっと大変ではないかという答弁をいただきましたが、その中で、では子どもたちとか、高齢者が自転車に、やはり車に乗れないところから自転車に乗って散歩されたりするので、臨時的に学校とかグラウンド、また体育館を利用して、臨時的な交通ルールを学べるようなコースをつくることはできないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ナウマン公園については、物理的な問題もありまして、それといかにその公園を魅力ある公園にしていくかというそういう観点から、この四つの遊具を設置するというようなことで、今、整備を進めようとしているわけでありまして。

交通ルール、自転車交通のルールにつきましては、今、各学校において、新学期の早々、始まった早々に、全体の交通ルールを含めた自転車の乗り方ですとかということも、各学校においてやっておりますので、まずはその小さい子どもがしっかりと新学期の早いうちに、毎年身につけていけば、私はその後も、大人になっても、しっかり交通ルールを守れるのかなというふうに思います。

ただ、あと成年、お年寄りとかですね、お年寄りは余り自転車に乗らないのかなというふうに思いますけれども、三輪車というのですか、そういうのは忠類などはたくさん乗っていますけれども、成人についても、交通安全のルールの徹底ということは、機を捉えてやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 交通ルールなのですが、やはり、町長がおっしゃいますように、小さな子どもたちのほうが、逆に本当に交通ルールを守りながら自転車に乗っているということを見受けられるのですが、大人のほうが逆にルールを無視しているというような状況のところも多いかと思っておりますので、やはりいろいろ公区で集まりながら、交通ルールが学べるようなところもこれから考慮しながら、町民一人一人にやはりルールを覚えていただくということ、しっかりルールを学んでいただくということも必要ではないかなと思います。

続きまして、②番のレンタル基地についてなのですが、この自転車のレンタルについてでございますが、幕別町ではアルコ 236 でファットバイク 30 分 500 円で、エコロジーパークで 1 時間 200 円で貸し出しをしておりますが、このナウマン公園にはキャンプ場もあることですので、何日も滞在し、観光しているお客様にレンタルの自転車でゆっくり町の中を見ていただくというような手法もあるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、答弁の中でもお答えしましたけれども、忠類は何分そんなに大きな市街地でありませぬので、自転車に乗ってまでも周遊するというような、そういう需要は本当に少ないのかなというふうに思っています。徒歩でも十分いい天気であれば散歩するといったほうが適している土地柄なのかなというふうに思っているところであります。

したがまして、今後、そういう需要があれば、やっぱりどこが対応するかということはあるけれども、需要に応じて対応していくべきかなと。現状では、ほとんど、確かに忠類の観光スポットというシーニックなどにはあります。また丸山というのもありますけれども、これは自転車ではちょっと行けるような場所、急峻な坂でありますので、ちょっとこれ無理であるということをお考えすると、現状は、地域市街地を回る分には自転車は必要ないのではなかろうかなという認識を持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 私は、忠類は自転車で回ってみました、とてもどかな風景がやはりありまして、もちろんナウマン公園や、そして近隣の商店街ばかりではなくて、本当に農村風景や歴史の散歩道というところも、こう自転車でゆっくり忠類の町ばかりではないのですけれども、そういうところも見ていただくということも必要ではないかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

また、お金を取るのではなくて、無料のレンタルでということも考えられるのではないかと思います。以前も、私、放置自転車の質問をさせていただきましたが、うちの町も大変放置自転車が多いということで、民生課で見守っていただいて、放置自転車を撤去していただいたりしておりますが、その中で、放置自転車を有効利用したレンタサイクルなども考えることも可能ではないかと思ひますので、そのようなこともちょっと考慮していただきたい、参考にしていただきたいと思ひます。

では、最後になりますが、忠類、本町、札内の 3 拠点を結ぶ自転車専用道路の設置計画ということでお聞きしましたが、なかなか本当にこの本町、札内を結ぶのは大変なことだと私も実感しておりますが、開基 90 年のときに、私はいませんでしたけれども、本町と札内を町民が手をつないだというところであります。それぐらい、本当に本町と札内が結ばれてよかったという感動だったのではないかと思います。この 38 号線は車の交通量が大変多いところがございます。この部分で、自転車専用道路ができたらいいのではないかと、町民が望んでいるのは多いのではないかと思います。ここは国道ですので、我が町でどうにかするというわけにはいかないと思ひますので、自転車専用道路につくっていただくということを我が町の要望として国に働きかけるということも必要ではないかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 要望するのは勝手ですから、幾らでも要望できるのですけれども、ただ本当にあの国道は交通量が多いところで、自転車専用道路が本当に必要なかなという、そこら辺が必要性的な問題から入っていくのだというふうに思うのです。それであればむしろ、幕別札内線のほうが適しているとかっていうこと、そういう反論もされかねないわけでありまして、そこはやはり必要性をきちっと見きわめながら、やはり幾ら要望するにしても、対応してもらいたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 要望するのは幾らでも簡単だということなのですが、やはり今うちの町

としましたら、本町とこの札内の期間は、この10キロはこの町の中にあつていいのかなと思うぐらいなのですけれども、札内から通われている職員の方もいらっしゃるかと思います。また、札内支所に行っている方もいらっしゃると思うのですけれども、やはり一番ここが自転車専用道路ができるといいなという考えの方もやはりいるのではないかと思いますので、今すぐどうこうではないのですけれども、長い目で見て、スローな観光ということで考えていただきたいということで、今回質問させていただきました。要望だけは、町長、出していただきたいと思います。

最後になりますが、本年度は旧忠類村との合併10周年を迎えます。自然に恵まれた、この幕別町をさらに発展させ、次を担う子どもたちが住み続けたい町になるよう取り組みを推進していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15：07 休憩

15：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1、子どもの貧困対策について。

2014年7月に政府が公表した国民生活基本調査によると、子どもの貧困率は2012年で16.3%と前回の2009年度より0.6ポイント悪化して過去最悪になっています。また、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と深刻な事態になっています。子どもの貧困が問題になり2012年度には生活保護の母子加算や子ども手当などの対策が打たれていたにもかかわらず悪化しました。子どもの貧困は、30代、40代の働き盛りの世帯が多く、大人の貧困を反映しています。

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困線は2012年度122万円、月額収入10万2千円の手取り収入で家賃4万円を払ったとすると、生活保護基準を下回ります。このような世帯で暮らしている18歳未満の割合が、国民の16.3%も存在しています。厚生労働省の就労統計調査では、働く人の実質賃金は15カ月連続マイナス、年収200万円以下で働く貧困層と言われる人は1,120万人に達し、苦しい生活状態となっています。子どもの貧困は、成長していくに従って体の成長、心の成長、知識の獲得が難しくなり、自立を阻害し、進路選択などのさまざまな制限につながっています。さらには大人になってからも貧困が連鎖していく可能性もあります。

昨年8月に政府は、「子どもの貧困対策大綱」で課題や目標と「教育支援」を初めとする40項目のメニューを示し、道の「北海道子どもの貧困対策推進委員会」を年内に設置する方針を発表しました。

幕別町でも貧困対策に取り組むよう、次の点について伺います。

①幕別町の子どもの貧困調査の実施を。

②生活困窮者自立支援法に基づく事業は、市は事業主体となって実施できますが、町村は十勝総合振興局の管轄となり、直接的に事業を実施することはできないのですが、町が事業実施主体となって学習支援事業を実施できるように働きかけを。

③スクールソーシャルワーカーを町としてもさらに充実させることはできないか。

④子どもの貧困対策として、国に対し児童扶養手当の増額を求めるべきではないか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目、2点目、4点

目につきましてご答弁をさせていただきます。

「子どもの貧困対策について」であります。

子どもの貧困の問題というのは、所得の低い家庭の子どもが低学力、低学歴となり、将来不安定な就業に陥り、次の世代にまで貧困状態が連鎖していくことであり、このような貧困状態にある子どもたちが、今現在、国において約6人に1人の割合で存在し、年々ふえ続けていることが大きな問題であると捉えております。

国では、昨年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、その第2条において、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、そして経済的支援を講ずることを基本理念とし明記いたしました。

ご質問にもありますように、この法律の第8条において策定を義務づけた「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進することが決定されたところであります。

ご質問の1点目、「幕別町の子どもの貧困調査の実施について」であります。

子どもの貧困に関する調査については、厚生労働省が毎年実施しております、「国民生活基礎調査」において3年ごとの大規模調査の際に、貧困率の状況をまとめており平成25年は第10回目の大規模調査に当たり、その状況が示されました。

また内閣府においては、「子供・若者白書」として子どもの貧困を取り上げ、就学に関する支援についての現状をまとめており、町といたしましても実態把握の資料として活用しているところであります。

さらに、本年9月には国において子どもの貧困の実態等を把握、分析して新たな指標の開発に取り組むために、10年に1度の調査である「乳幼児栄養調査」の一環として子どもの食事、栄養状態と保護者の収入や家庭環境との関連性などについての全国調査を実施し、翌年3月に結果を公表する予定としております。

今回、厚生労働省が検討している保護者に対する新たな質問項目は、同居する家族構成、両親の学歴、世帯収入、母親の就労状況や就労形態などとしており、「暮らしを総合的に見てどう感じているか」との質問もあり、「大変苦しい」「大変ゆとりがある」など5段階で答えてもらうほか、時間的なゆとり感などについても尋ねるものであると聞いております。

町が独自の貧困調査の実施をすることについては、今のところ考えておりませんが、傾向や実態を知る指標としては、国の調査を活用していくこととし、町といたしましては地域の民生委員による日ごろの見守り活動の中で把握をしている困窮家庭への支援事業の実施を継続していくとともに、今後も各施策を通し、個別のご相談に丁寧に対応していくことが重要であると考えております。

ご質問の2点目、「町が事業主体となって学習支援事業を実施できるよう働きかけることについて」であります。

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する支援の充実・強化を目的に、平成25年12月に成立し、本年4月から施行されたところであります。

この法律に基づきまして、都道府県や福祉事務所設置の自治体は、生活困窮者に対し、自立相談支援を中心に、住居、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供することとされ、福祉事務所が設置されていない自治体においては、北海道が事業主体となり事業が実施されているところであります。

本法律で定める「学習支援事業」は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもたちが、健やかに育成される環境整備を目的とし、学習支援を初め居場所づくりや保護者への養育相談など、世帯の自立を側面的に支援するとともに、貧困の連鎖を防止する上では重要な取り組みであると考えております。

このようなことから、事業が効果的に実施されるよう、支援対象者の情報提供など道と連携体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「子どもの貧困対策として国に対して児童扶養手当の増額を求めることについて」

であります。

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づいて、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であり、本町におきましては事務の一部である申請に係る手続を行っております。

児童扶養手当法が昭和 37 年 1 月に施行されて以来、児童扶養手当は全国の母子家庭に対する公的経済支援の一つとして一定の役割を担っており、平成 22 年 8 月にはその対象に父子家庭を加え、26 年 12 月からは条件つきではありますが、公的年金を受給している家庭に対しても支給が拡大されております。

全国的に離婚や未婚での出産などにより、ひとり親家庭が増加しており、本道においても児童扶養手当の受給者が年々増加し、都道府県別での受給者数は東京、大阪、埼玉に次いで 4 番目となっております。児童扶養手当がひとり親家庭の生活安定、自立支援や児童の福祉の増進に大きく寄与しているものと考えているところであります。

ひとり親世帯の年収の平均につきましては、一般世帯の 3 割程度にとどまっていると言われており、本町における児童扶養手当受給者の所得を見ますと、100 万円未満の世帯が全体の 6 割以上を占めており、100 万円以上 200 万円未満の世帯が 3 割程度、200 万円を超える世帯は約 1 割ということで苦しい生活状況であることがうかがえます。

そのため国では、来年度、ひとり親就労を支援する専門の相談員を全国に配置するなどの対策を強化する方針も出されており、児童扶養手当の拡充についても検討することとされておりますことから、児童扶養手当の増額要望につきましては、今後は国の動向を注視し判断をしてみたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 荒議員のご質問にお答えします。

ご質問の 3 点目「スクールソーシャルワーカーを町としてさらに充実させることはできないかについて」であります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、いじめや不登校、児童虐待などの問題等を抱えている児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術、経験を用いて児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用しながら課題解決を図るという役割を担っているものであり、貧困家庭に対する支援の一つにも位置づけられております。

北海道教育委員会では、平成 20 年度から市町村教育委員会を対象にスクールソーシャルワーカー活用事業を実施しており、本町では平成 24 年度にこの事業の指定を受け、北海道から任用された小学校校長経験者であるスクールソーシャルワーカー 1 名を、活動拠点となる「子ども交流施設まっく・ぎ・まっく」に配置しているところであります。

活動内容につきましては、不登校、心身の健康や保健に関する問題、友人関係や家庭環境の問題、発達障害等に関する問題等に対して、直接、児童生徒や保護者との相談業務を行うことを含め、問題を抱える児童生徒が所属する学校の教職員等とのケース会議開催についての働きかけや参加、さらに福祉関係機関などとの連携・調整を行うなどの支援を行っているものであります。

活動実績といたしましては、平成 24 年度は 20 人の児童生徒とその保護者との相談を行ったほか、学校や家庭への訪問活動を 88 回、ケース会議を 77 回、25 年度は 23 人の相談、訪問活動を 140 回、ケース会議を 75 回行い、26 年度は 26 人の相談、訪問活動を 136 回、ケース会議を 46 回行い、児童生徒、家庭、学校への支援を継続的に行っているところであります。

一方、本町では、スクールソーシャルワーカーのほかに、不登校児童等の相談、カウンセリング、学習支援等を行う子どもサポーターや児童生徒の心の悩み、いじめ、不登校等に対するカウンセリングを行うスクールカウンセラーをまっく・ぎ・まっくに配置しているところであります。

これら三者は情報を共有するとともに、協力体制を構築し、互いに補完し合いながら児童生徒や保

護者等の思いに寄り添った教育相談等の支援を行っているところであります。

このようなことから、本町においては児童生徒の問題解決に対しましては、その体制が構築されており、これまで一定の成果を上げてきたものと考えているところでありますが、今後につきましても、まっく・ざ・まっくに配置しているスクールソーシャルワーカー等の活動内容等のさらなる周知を図るとともに、児童生徒や保護者が気軽に相談ができるよう、その体制を維持してまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは再質問させていただきます。

今回、貧困対策ということが国から打ち出されまして、ぜひ幕別町としてもいろいろやってはもらえているのですが、さらによりよいものにしていただきたく思いますので、ぜひ皆様をお願いしたいと思います。

どのような世帯に属する子どもの貧困が高いのであろうかということで、私なりに少し調査してみました。特に厳しい状況に置かれているのが、やはりひとり親世帯である子どもたちであるということが厚生労働省のデータからも母子世帯で50%、父子世帯でも30%以上の人たちが貧困世帯であるというふう聞いております。全国で母子世帯が124万世帯、父子世帯で22万世帯です。子どものいる世帯で1,180万世帯で、12%がひとり親世帯ということになって、8世帯に1件がひとり親世帯という、もう珍しくないというような状況が生まれています。特に日本では、ワーキングプアが多いということもひとつ問題がありまして、母子世帯の母親の8割の方が働いているにもかかわらず、貧困から抜け出せないというような状態が続いております。

子どもを抱えているのに働くことが難しく、半数は非正規労働者です。正規で働くことになったとしても、男性より賃金が低いことから、なかなか生活困窮から抜け出せないという実態もあります。父子家庭も同様に、今まで仕事をして子育てをしていましたが、仕事と子育てと両立できないということで仕事先を変えることで、生活が困窮してしまったという事例もあります。両者の場合も、生活が厳しく日々のストレスからいろいろな問題が生まれるかと思っております。

児童福祉の現場からは育児放棄などの、もしくは育児虐待や不登校などのさまざまな問題が次々と報告されています。不登校、幼児虐待など、リスクはどのような世帯にも起こり得るものです。そのリスクは、親が就労問題、経済問題を抱えている世帯に特に多いと認識しております。

幕別町としましても、都市部と地方ではやはり傾向や現状が少し異なると思っております。6月の一般質問のときに、97%の子どもが保育所や幼稚園に通っていて、3歳児入学前健診でほぼ全ての子どもの把握ができているというふうに答弁をいただきました。やはり都市部ではそうなかなかいかなくて、試行錯誤の段階が続いています。そのような国から出されるデータをそのまま受けたところで、それでよいというわけにはならないと思っております。

このような観点からも、町独自に調査・研究が必要であり、独自の政策を考えていかれないかと、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思っております。

特に今は、見た目では生活が大変だとわかる世帯がほぼなくなってきたと思っております。民生委員が一定の把握しているというのであれば、そこから基準を設けて実態調査を始めていって集約して、そこから足がかりを持っていくという方向性もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 生活実態の調査でありますけれども、仮に町がやるとしても、何の強制力もないわけでありまして、ただ協力いただくしかないわけでありまして。やはり精度を高める、事細かく全世帯の方がどういう実態にあるのかということをもしやるのであれば、そこまでやらなければ私は意味がないというふうに思っております。大体の話であれば国の調査でいいわけでありまして。そう考えたときに、いかに精度を高めて調査ができるのかというのは、非常に難しいなというふうに思っています。アンケートぐらいに考えられると、3割もあればいいほうでありますので、ですからプライバシー

一に、しかも踏み込んだ内容にもなっていくわけでありまして、生活実態といっても単に収入だけでいいのか、預貯金はどうなのか、資産はどうなのかというところまで押さえて初めてその実態が分かるのだというふうに、把握したということになるのだというふうに思います。そう考えたときに、本当に高い精度での調査がやり切れるのかなということは、私は非常に疑問を持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 確かにそのようなところも大変あるかと思えます。でも、やはり今現状は大変な世帯が多いということ踏まえまして、実態的な調査、把握、大変なところもあります、物すごい時間のかかるところもあるかと思えますが、少しずつでも調査をしていただきたいと思っております。

特に生保に入らないですが、ぎりぎりのラインで生活している世帯の支援がとても重要だと思っております。失業してしまったばかりに、生活が一気に圧迫してしまった、いつ貧困になるかわからないというのが今の現状でありますから、やはりそういう観点からもいろいろな調査をしていただくとか、そういうふうに広報を出していただくとかいう支援がたくさん必要だと思えます。

特に町は就学援助をすごいやっていただきまして、生活保護基準の1.3倍まで援助していただいております。しかし、中にはこれを全部把握していないという世帯が多いのですね。こういう制度がありますと言っても、「あ、知りませんでした」とあると思えます。やはりこういう人たちは生活が大変なので、なかなか見られないという部分もあるかと思うのですよ。やはりそういう部分では、そういう人の調査までいきませんが、支援が必要だと私は考えております。

特に今回貧困対策が打ち出されましたので、予算が大量に投入されることになるかと思えます。子どもを通して家庭の不安をキャッチできる体制や、そして支援を大きく拡大させていただきたいと思っております。何より貧困対策は少子化対策であるということを私は認識しておりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

次に、生活困窮者自立支援事業について話ししていきたいと思えます。

この事業は、生保にかからないけれども、大変な生活実態の人たちを支援しようという事業で進められているという話を聞いております。釧路では大きな実績を上げているという事業を聞いております。町村では事業所が設けられていないので、積極的な取り組みができないというふうに答弁をいただきました。しかし、場所が変わればニーズも変わるというところもあります。せっかくいい制度があるのですから、幕別町としても主体的に何かできないかぜひご検討の方をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 学習支援につきましては、これは道が事業主体として実施しているものでありまして、まずはそこが主体となるべきであります。町においては、学習支援と似たようなものとして、まっく・ぎ・まっくというところがありまして、そこで居場所のない子どもたちであったり、悩み事を抱える子どもたちを子どもサポーター3人によって指導しております。そこで勉強なども教えておりますし、ですから、今、町ができることと云ったら、そういったことを通じて、より子どもたち一人一人に寄り添っていくことなのだろうというふうに思っておりますので、これは教育委員会の所管事業でありますけれども、それも通じて、町ができることはやっていきたいというふうに思えます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） まっく・ぎ・まっくというお話がありましたので、少しまっく・ぎ・まっくの話を見せていただこうと思えます。

まっく・ぎ・まっくは、すごくいい事業であります。やはり1カ所しかないというのが大変あれだと思うのですよね。本当に勉強がわからないとか、勉強ができないという子どもさんたちの支援ということを考えれば、やはり学習支援が一番重要だと私は思っております。ですから、学校でできる支援、例えば幕別町では放課後サポート事業という加配によって、習熟度、少人数制度、あと IT 制度を設けて先生方を1人配置してやっているという報告も受けております。その中でもなかなか対

応し切れない、学業についていけない世帯に、なかなか支援ができないという先生方の報告も受けておりますので、学習塾の施設というのは町でやっていただきたいというふうに考えております。

学校の授業でなかなかついていけないお子さんや、先に勉強ができて進んでいるお子さんに行き届かないというのが教育の中で大変聞かれておりますので、ぜひその辺を教育委員会の方としても、しっかりとサポートできる体制をお願いしたいと思います。

今回、大綱でも、意欲と能力のある子どもたちが進学を保障する政策を掲げているというふうになっていますが、しかし現状では貧困の中で意欲を持つことさえ難しい状況があるのではないのでしょうかと思います。そのような中で、ただ政策を導入しただけでは解決できないというようなこともあるかと思いますが。毎日の仕事、子育て、大変な生活状況を送る親御さん、毎月の支払いでぎすぎすした家庭がある親御さんの中で、子どもたちが未来を考えて勉強できる制度、ぜひ町の教育委員会としても学校の先生方としても加配という制度をとっていますので、そこら辺からつくっていただき、そしてスクールソーシャルワーカーへつなげていけるという制度をぜひ行っていただきたいと思っております。

先ほど中橋議員の質問の中で、町長が大学進学に給付型の奨学金制度が絶対に必要だというお話もありました。大変これも重要な政策ですので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思っています。今、重要なのはやはり早い時期からの就学支援だと思います。小学校のときに学力が遅れて勉強嫌いになっている子どもへの支援、そこにどういふふうに取り組んでいっているのか、ぜひ教育委員会としての考えをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学習支援の話でございます。最初にまっく・ざ・まっくの話が出ましたので、スクールソーシャルワーカーとの関係もちよつとあるのですけれども、先ほど町長申し上げましたとおり、スクールソーシャルワーカーのほかに子どもサポーターというのを3名、まっく・ざ・まっくに配置しております。これが学習支援を行うということが主たる目的でございます。そのほかにも心の悩みだとか、そういうものの相談というのも受けておりますけれども、そのほかにも、学習支援といったしましては、これは道の事業でございますけれども、習熟度別、少人数支援ということで、教員6人を加配を受けまして、町内の学校で学習支援を行っている。また、まっく・ざ・まっくの話もありましたけれども、そのほかにも各学校におきまして、放課後ですとか、朝学習、さらには長期休暇の夏休み冬休み期間に5日間とか7日間の学習支援を行っております、これは貧困家庭に限らず希望する方、家庭全てを対象にして、そういう学習支援を行っております。

また、教育委員会の事業といたしまして、学びたい授業と、これは教員のOBの方たちに講師となってもらって、夏休み期間中10日間程度、学習を支援するという活動を行っております。こういうようなことによって学習支援はもとより、居どころのない子どもたち、例えば休み中お父さんお母さんが働いていて居場所がないというか、そういう子どもたちの受け皿にもなっております、学習のほか生活指導、そういう面も含めて支援させていただいているという状況であり、今後もこういうような体制は維持して、子どもたちの教育という面で、教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 通常のお子さんですとか、家に問題がないお子さんでちょっと勉強ができないで塾に通うのもという人たちにとっては、とてもまっく・ざ・まっくの事業ですとか、とてもよいかと思います。本当に逼迫した状態では、なかなか救い切れていないというのが現状にはあります。やはり制度があるといつても、やはりそこにしっかりとしたサポート体制ができているのかというところが、とてもあるのではないかと思います。

スクールソーシャルワーカーの話もありましたので、そういったほうのお話もしたいと思います。やはり連携という意味でスクールソーシャルワーカーの方が1人しかいないという状態の中で、スクールカウンセラーの方が3人いらっしゃいますが、やはりなかなか教員との間に連携がとれていない

というのを聞いております。特にスクールソーシャルワーカーは家族とつなぐ人なので、支援員の方や教員の方とどのように活動し、そして広げていくのかというのを、ぜひ具体的にどういう活動をしているのかというのをしっかり周知、スクールソーシャルワーカーの方と教員、支援員がしっかりと連携がとれるような体制をしていかななくてはなかなか救っていけないのではないかというふうに思っております。

町としても、たくさんの方が救っていただいているというふうにお話は聞いてはいますが、なかなかそこまでいっていないという人たちもいますので、そこをどう支援していくか、やはりそこは学校の職員ですとか支援員の方と教員の方が、一番そこで親御さんやお子さん方と一緒に触れている部分ですので、ぜひ連携のほうをとっていただきたいというふうに思っております。やはりスクールソーシャルワーカーでは、時間的な問題があるのではないかというふうに指摘されております。年間 450 時間しかないというふうに言われていまして、普通に働けば 1 日 8 時間、1 カ月 20 日で年間 1,920 時間なのですが、450 時間しか働いていないという実情の中で、なかなか勤務時間が短いため、学校からお願いしたいときにはもう帰ってしまっている、もしくはお呼びしたいときにはもう既にないないというような状態があるというふうに聞いておりますので、その辺の対策についてもぜひご検討のほうをお願いしたいと思います。

あと政策についてですが、スクールソーシャルワーカーの予算が引き上げられているというお話がありますが、その辺について、幕別町としても、もし引き下げられた場合、町独自で支援していくということになるのでしょうか、お聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） スクールソーシャルワーカーの活動が十分でないのではないかというお話でございますけれども、まず幕別町ではこのスクールソーシャルワーカーの事業でございますけれども、もともと道が国の事業を活用して始めたと、今現在、道内では全道市町村におきまして 38 人のスクールソーシャルワーカーが配置されておまして、十勝管内では音更町が平成 23 年度、幕別町が平成 24 年度、清水町が平成 26 年度、非常に十勝管内でも先進的な事例としてうちは取り組んでまいりました。帯広はその後、独自で、単独で実施しているという状況であります。

スクールソーシャルワーカーは確かに 1 人でございますけれども、先ほど言いました子どもサポーター、この方 3 名配置してるのですけれども、1 人がスクールソーシャルワーカーと兼務しておりますので 2 人、それとスクールカウンセラー、先ほど答弁させていただきましたけれども、いじめだとか不登校、心の問題なんかに対応してる方がいるということで、4 名、まっく・ぎ・まっくに配置していることになっております。しかも、この人たちはそれぞれの役割だけに特化してやっているわけではなくて、さまざまな事例に対してお互いに協力し合いながら対応しているという状況でございます。ですから、スクールカウンセラー 1 人で授業やっていて、そこで 1 人いて、片一方の事例にかかり切りになると対応できないと、そういうような状況ではないというところでございます。

それと、現在、教育委員会には学校推進員というのを 1 人配置しております。学校推進員は、この方は学校と連携して教育委員会、さらにはこのまっく・ぎ・まっくとの連携で、子どもたちの悩み、困り感のある子どもたちの支援についても、常にまっく・ぎ・まっくと連携していると。さらには、学校とまっく・ぎ・まっくのこれらの指導員たちとのケース会議、こういうのも開いて、私どもとしては十分にきめ細かく対応しているとも考えておりますので、もし保護者の方々にそういうようなご意見があるのであれば、私どもの周知が足りないのかなと思いますので、その際にまた議員のほうからもいろいろあわせて周知していただければと、私どもはもちろん、今後さらに皆様の要望に応えていくという気持ちではおります。

もう一つ、予算の引き上げということでございます。今現在、引き下げるという話は伺っておりません。これ先般の道議会、6 月 26 日開催された一般質問の中でも、スクールソーシャルワーカーの配置について質問があって、それに対しまして北海道教育委員会の教育長におきましては、さらに増員したいと、今先ほど 38 人といったのを 50 名ぐらいにふやしたいと、国からも予算を持ってきたいと、

予算要望したいという答弁しておりますので、私どもも引き続きこの配置、守っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ありがとうございます。分かりました。

スクールソーシャルワーカーの話になってしまったので、ちょっと生活困窮者支援事業のほうに戻らせていただこうと思います。済みません。

一番親御さんたちが欲しいのは、安くて通える塾が欲しいっていう要望がとても多いのですよね、そういう話が。要は、学校ではそういうふうにサポートだとか支援していただいているというのもあるのですけれども、なかなかそういうふうに言えない子どもたちがいらっしゃるのもまた事実です。やはり家が大変だから、そんなことも言っていられないというような困窮世帯では、本当に勉強どころではないというようなことになってしまっているのですよね。まっく・ぎ・まっくの取り組みで、そういう人たちが何とかできるというふうにあるのかもしれないかもしれませんが、もしそうなった後に、そこで救ってもらった人たちは、今度一程度の学力をつけていただくという意味でも、やはり支援事業で塾をしていただきたいと思っております。

最後です。児童扶養手当についてですが、やはり現金給付が一番確実な政策だと思っております。自治体では限度がありますので、生活が安定させるために国に責任を持って貧困対策を行うべきだというふうに考えておまして、重要な案件ですので、ぜひ給付の引き上げ、そして賃金の引き上げを国に対して求めていただきたいと思っております。

貧困に対する、家庭だけで支えることができないというのが今の現状です。早くに支援があればそれだけ貧困しなかったはずで、なかなか外に話すことができない、しかも難しい家庭もあります。現在の生活を安定させるために、そこから問題を解決していく、就労支援でない支援を。既に81%のシングルマザーは働いているのですから、現金給付というものを国に求めていきたいと思っております。

子どもの権利を土台に考えれば、やはりひとり親家庭なら、その親が少なくても夕方以降に家に帰られるような生活でなくてははいけないと思っております。深夜労働で二つも三つも仕事を抱えなくて済むような観点を踏まえて、児童扶養手当を拡充していただけないかと思っております。その中で、学習支援事業が生活保護世帯の子どもに対して行っておりますが、全額国負担で2009年からスタートしています。生活困窮者支援事業が始まったことによって、国が負担を半分に減額しようという案が出てきました。今回2015年度は、前年の実績比で9割まで上乘せして補助することにはなっていますが、来年度からはどうなるかわかりません。町としても学習支援はかなり手厚くやっておりますので、今後負担がふえた場合、後退があり得るのか、もしくはその辺は維持していただけるのか伺いたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私の認識が間違っているのかもしれないのですけれども、学習支援事業は道が行う事業でありまして、我が町において学習支援事業は行われているという認識は実はございませんので、該当者がいないということになるかというふうに思います。それにかわるものとして、私どもの町では、まっく・ぎ・まっくにおいて、困り感があつたり不登校になったりして学校になかなかじめない子どもが、そこに通いながら学習支援的なものも受けていくということでもありますので、ここはやはりまずは学校においてまずは勉強してもらおうということが第一でありまして、塾を前提にした教育というのは、私は考えられないというふうに思っておりますので、まずは学校に通ってもらおうこと、そして学校において多少学力差はあるのかもしれませんが、そこら辺はTTであるとか、あるいは支援員がそこに入りまして、学力の底上げを図っていくということの中で、学力の向上が得られればいいかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。そのようなことでしたので、はい。

子どもの貧困は子どもたちに何の責任ものですので、ぜひこれからも町としても支援のほうをよろ

しくお願ひしたいと思ひまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、16時15分まで休憩いたします。

16：03 休憩

16：15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○8番（野原恵子） 次の点について質問をいたします。

マイナンバー制度に対する町の対応は。

2013年5月、安倍内閣のもとでマイナンバー法改正案が成立しました。これまでの住民票コードと異なる12桁の個人番号、13桁の法人番号が付番され、2015年10月に「通知カード」の発送、2016年1月から運用開始とされています。

マイナンバー制度は、国民一人一人に特定の番号を付番し、さまざまな機関や事業所など散在する国民の個人情報を個人番号によって集め、行政などが個人情報を活用しようとする制度です。

現在は、社会保障、税、災害対策の3分野98行政事務が示されていますが、安倍政権はマイナンバー制度を経済成長戦略の観点からも重視しており、官公・民間での利用を広げていく方針としています。

スタート前からマイナンバーの利用拡大のための法改定案が本国会に提出され、批判が集中いたしました。その内容は、

①銀行口座・ゆうちょ口座のマイナンバー管理（任意）

②特定健康診査（メタボ検診）結果・予防接種履歴の情報連携。

③特定優良賃貸住宅入居の手續・管理。

④高校授業料補助など、自治体の独自制度にマイナンバーを利用する際に他機関との情報連携を可能とするという利用拡大も行うものです。

しかし、6月1日に公表されました年金機構の情報漏えい事件をきっかけに、参議院では審議ストップに追い込まれています。

6月30日、安倍政権の成長戦略「日本再興戦略」が閣議決定され、今後さらに、戸籍・パスポート・在外邦人情報・証券でのマイナンバー利用を拡大するとし、2019年に法改正を行うとしています。

さらに個人番号の利活用として、

①2016年1月から国家公務員の身分証明証を一本化する。

②自治体・独立行政法人・民間企業の職員証の一本化も促す。

③2017年以降、健康保険証として利用できるようにする。

④印鑑登録カード等の行政が発行するカードの一本化。

⑤各種免許の資格確認機能。

⑥キャッシュカード・クレジットカード機能の一本化に向け、民間事業者との検討などが示されています。

既に、情報連携が予定されている行政が保有する個人情報は膨大です。さらなるマイナンバーの利用拡大や官・民利用が進めば、不正利用や情報漏えいの危険が高まります。また、地方自治体以外の民間事業者では、マイナンバー対策が一部の企業でしか対応が進んでいないと言われています。手間や経費は全て自前であり国が補助金を出すことはありません。社会的なインフラコストは相当な額になるとされています。

したがって、以下のことについて伺います。

- ①個人情報を管理している諸機関から情報を流出させないよう、どのような対策を講じていくのか。
- ②個人情報の管理は適切に行われるのか。
- ③町が独自にマイナンバーを活用する場合、利用範囲をどこまで行おうとしているのか。
- ④通知カードが届かない世帯、DV被害などへの対応は。
- ⑤カード発行に対する成り済まし被害対策などの対応は。
- ⑥国に対して実施中止を求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「マイナンバー制度に対する町の対応」についてであります。

国は、行政手続における特定の個人を識別するための番号制度導入のため、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を初めとする社会保障・税番号関連4法を公布いたしました。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障や税、災害対策の分野において個人番号を利用することにより、個人情報を迅速・的確に把握し、行政運営の効率性を向上させ、所得の過少申告や社会保障給付の不正受給を抑止するなど公正な負担と給付の確保を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。

本年10月には、住民票を持つ全ての人に12桁の個人番号を通知するカードが送付され、来年1月からは社会保障、税、災害対策の行政手続において、マイナンバーの利用が始まり、国民は行政機関や勤務先等からマイナンバーの提示が求められることとなります。

また、マイナンバーの利用範囲を拡大するマイナンバー法改正案が、今国会で可決、成立し、平成30年以降、本人の同意を条件に預貯金口座や特定健康診査など金融・医療分野での利用の拡大が予定されているところであります。

ご質問の1点目、「個人情報を管理している諸機関から情報を流出させない対策について」であります。

マイナンバー制度では、個人情報の流出に対する安全管理措置を制度面、システム面の両面からさまざまな対策が講じられております。

制度上の措置としては、個人番号を用いた手続においては厳格な本人確認を義務づけるとともに、個人番号の利用範囲や情報連携の範囲を法律で規定し、目的外利用の禁止や個人番号を含む個人情報である特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止し、これに違反した者に対する罰則も強化されております。

さらに、特定個人情報の適切な取り扱いを実現するため、第三者委員会である特定個人情報保護委員会による監視・監督を行うほか、行政機関による情報のやりとりの履歴を個人みずから確認できる手段として情報提供等記録開示システム、マイナポータルが平成29年1月から稼働することとなっております。

また、システム面における措置としては、個人情報を一元的に管理することなく、これまで同様、国税に関する情報は税務署に、年金に関する情報は年金事務所に、氏名、住所、性別、生年月日の基本4情報は市町村になど、分散して管理することとしています。

あわせて、行政機関の間で情報をやりとりする際には、通信の暗号化を図るとともに、直接個人番号を用いるのではなく、行政機関ごとに異なる符号・コードを用いることとし、仮に1カ所で情報の漏えいがあったとしても、個人情報は芋づる式に抜き出せない仕組みとなっております。

しかしながら、本年5月に日本年金機構において、大量に個人情報が流出するという事象の発生を受け、各地方公共団体には、既存の住基システムに接続された基幹系ネットワークとインターネットにつながる情報系ネットワークを物理的に切断することなど、さらなるセキュリティー対策の強化が求められております。

現在の町のネットワークシステムでは、基幹系、情報系のネットワーク間で通信可能な状態であり、使用する端末も共用している部署がほとんどであります。

町といたしましては、基幹系ネットワークと情報系ネットワークを遮断し、個人情報の流出を未然に防止するための対策を早急に講じるため、現在その方法や必要な機器、経費等の検討を進めているところであります。

ご質問の2点目、「個人情報の管理は適切に行われるのかについて」であります。

町が保有する個人情報については、「幕別町個人情報保護条例」に基づき、その適正な取り扱いが確保されているところであります。

また、今回のマイナンバー制度の実施に伴う特定個人情報についても、さらに厳格な個人情報保護措置を講ずべく、所要の条例改正を本定例会に提案いたしているところであり、制度上、問題はないものと考えております。

特定個人情報の取り扱いについては、特定個人情報保護委員会からガイドラインが示され、地方公共団体が保有する特定個人情報の利用目的の特定、収集・保有の制限など適正な対応が求められております。

町といたしましては、個人番号を取り扱う事務の範囲を明確化するとともに、幕別町電子計算組織管理運営規則に規定されている、安全対策統括責任者である副町長を初めとする組織体制を再確認し、万が一、情報漏えい等の事案が発生またはその兆候を把握した場合に、速やかにネットを遮断するなどの緊急時の対処が確実に実施できるよう体制を整備してまいりたいと考えております。

さらに、個人情報の管理には、何よりも情報を扱う職員が高い意識を持ち、法制度やガイドラインに沿って個人番号を取り扱うことが重要でありますことから、担当職員に対する十分な研修と指導を行い、適正な個人情報の管理に努めてまいります。

ご質問の3点目、「マイナンバーの利用範囲について」であります。

地方自治体におけるマイナンバーの独自活用については、行政の効率的な運営が期待できますことから、マイナンバー法第9条第2項において、地方公共団体が、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえ必要な限度で個人番号を利用できることとされており、法の施行に伴い平成28年1月から、他の地方公共団体への情報提供、照会を除く利用が可能となるところであります。

個人番号を利用できる範囲としては、「福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるもの」と規定されており、これに該当する事務であるかどうかは、事務の趣旨や目的を勘案した各地方自治体の判断に委ねられるところであります。

国では、自治体が独自利用できる事務として、乳幼児医療の助成や就学援助事務などを想定していると聞いておりますが、本町の独自利用につきましては、福祉、保健、医療、税務、防災担当部署がそれぞれ利用可能な業務の洗い出し、独自利用事務のメリットやデメリットの検証を行った上で、必要に応じ、関係条例の整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「通知カードが届かない世帯、DV被害などへの対応について」であります。

本年10月以降、住民票の住所地にマイナンバーが記載された通知カードが、地方公共団体から委任を受けた地方公共団体情報システム機構により、転送不要の簡易書留で送付されます。

転送の届け出を郵便局に提出している場合や、配達時不在で郵便局での保管期間経過等の理由により送付ができなかった通知カードにつきましては、日本郵便株式会社によって市町村に返戻されることとなっております。

返戻されました郵便については、町といたしましては、町民の皆さんの手元に確実にお届けができるよう実態調査を行うほか、引っ越しの際の通知カードの受け取り方法の周知に努めていく考えであります。

次に、東日本大震災による被災者、DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、児童虐待等の被害者の方で、住民票を残して、別の場所（居どころ）にお住まいの方や、長期間にわたって

医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していない方については、住民票のある住所地に「居所情報登録申請書」を9月25日までに提出していただくことで、実際に住んでいるところで通知カードを受け取ることができますことから、現在、広報紙や窓口にポスターやチラシ等を設置して、対象者への周知を図っているところであります。

ご質問の5点目、「カード発行に関する成り済まし被害対策などの対応について」であります。

個人番号カードにつきましては、交付を希望する方が、郵送された通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を張りつけ、地方公共団体情報システム機構に送付することで、平成28年1月以降に申請者に交付されることになります。

個人番号カードの交付に際しては、個人番号カードの暗証番号を設定していただく必要があることや、成り済ましによる犯罪等を防止する観点から、発行通知書兼照会書、通知カード、顔写真つきの運転免許証等の本人確認ができる書類を持参していただき、通知カードと引き換えに役場窓口において手渡しでの交付を考えております。

また、マイナンバー法においては、個人番号を使用して社会保障や税の手続を行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真つきの身分証明書などにより本人確認を厳格に行うことが義務づけられていることから、万が一、個人番号が漏えいし、何者かが不正に社会保障等の手続を行おうとしても、個人番号だけでは手続を行うことはできない仕組みになっておりますし、個人番号が漏えいした場合には、本人の請求により、個人番号を変更することが可能となっております。

ご質問の6点目、「国に対して実施中止を求めていくことについて」であります。

先ほども申し上げましたが、本年5月に日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、保有していた個人情報の一部が外部に流出するという事象が発生したことから、現在、行政システムのセキュリティー等の安全性に対する信頼が揺らいでいるところであります。

また、個人番号については、今後、行政機関だけではなく民間企業なども扱うこととなるのに加え、国においては、今後、マイナンバーの利用範囲を拡大する見通しでありますことから、個人情報の漏えい、成り済まし犯罪の助長などに対する不安も存在していると認識しているところであります。

しかしながら、国においては、本制度を導入するに当たり必要な安全対策は講じてきているところでありますし、成り済まし犯罪などの諸外国での問題点を検証した上で、制度設計がなされていると認識しているところであります。

また、本制度導入により、行政事務の効率化を図ることが可能となる上、行政機関、業務間の連携が図られることにより、より正確な情報が共有され、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られますとともに、支援が必要な方へのきめ細やかな対応も期待できますことから、本制度導入によるメリットは大きいものと考えているところであります。

今後についても、国民、住民の皆さんが安心して本制度を活用するために、国には、機会を捉え、国民の理解を高める取り組みをより一層推進するよう求めてまいりますとともに、本町におきましても、広報紙やホームページなどを通じ、制度上の保護措置やシステム上の安全措置など、本制度を正しく理解いただけるよう引き続き丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今、マイナンバーを含む個人情報は、これから自治体だけではなく、民間の事業所に広がるために、この個人情報が流出するリスクは本当に大きくなると思います。そこには、本当に住民、国民の不安が、年金のことなどもありまして、大変大きいものです。

それで、この個人情報を管理している諸機関ということでは、年金機構ですとか、それから住基ネットですとかいろんなところの個人情報が、ここであったのが一本化されて、それで情報を自治体間でやりとりする途中である中間サーバー、そういうところに集中して、それで利用するときまた各自自治体でそれを利用するという、そういうシステムになっていくのではないかと思いますの、

その中で、個人情報の一括化されているところでは、そのコピーということで、それを個人情報に、情報システムに流されていくという、そういうところで、ここでもし情報が漏れた場合には、個人情報が大量に漏れるのではないかと指摘がされております。

そういうところでは、町としては、ここが情報漏れた場合にはどのような対策、町民に対して責任を負っていくのか、そこが問われるのではないかとと思うのですが、それはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） マイナンバーの個人情報の管理の関係でございますが、町長の答弁でもありましたように、このマイナンバー制度におきましては、情報を一元化して集約するというものではありません。あくまでも、この役所ごとにそれぞれの個人情報を扱うということになります。

それで、情報が必要なときには、情報提供ネットワークシステムを通じまして、例えば、500番、この番号は住民台帳コードをもってその番号というのは生成されるのですがけれども、例えば、500番という人がいるときに、年金のほうで500番という人を求めたときに、年金では500番なのですが、役場では300番ということで、異なる符号を使っているのですね。例えば、細澤という者が年金では500番なのですが、役場では300番ということになるのですね。それで、年金では「細澤500番の情報ください」ということで、情報提供ネットワークに行くのですがけれども、そのときには提供ネットワークは「役場の300番の細澤」の番号を渡してくださいということで、番号が変換されるという形になるのですね。ですので、例えばどこか1カ所、年金機構のほうから情報が漏れたとしても、それが芋づる式に流出されるというものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） それは理解できました。

それで、私が聞きたいのは、そういうことはセキュリティーとしてされているとは思いますが、全国で中間サーバーって集約されますよね。そのところで、セキュリティー対策やなんかで、こういうところがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が漏れるのではないかと、そういう危険性があるのではないかとという質問です。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） なかなか、こういうネットワークの部分ですので、わかりづらい部分があるかと思うのですがけれども、中間サーバーは、行政、例えば市町村役場から情報提供ネットワークのほうへの橋渡しをするだけのもので、その中間サーバー自体には情報は持たないのですね。ですから、中間サーバーにいったいの情報が集まるというものではないということです。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○5番（野原恵子） 中間サーバーはそういう機関であるというふうな私は認識ではなくて、そこに全部集中されて、そしてそこから各自治体が必要なときにそういうところに情報が伝えられる。で、そのところがサイバー攻撃されたときに、情報が漏れるのではないかと。でも、今、室長さんですか、そういうお答えでしたけれども、全国的な情報の中では、そこがサイバー攻撃されて情報が漏れるのではないかとという危険性もあるということです、はい。そこは、いいです。

それで、私はこの個人情報を管理していくということでは、今、基幹系ネットワークと情報ネットワーク、そのところの末端機構がどうなっているか、末端システムがどうなっているか、そこが個人情報が一番かなめではないかと思うのですよね。

答弁の中では、町はこれから整備していくということなのですが、来年の1月からスタートするのですが、その対策が間に合うのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○町長（細澤正典） 現在、役場のネットワークにつながっているパソコンの台数は、およそ420台程度あります。答弁にもありましたように、このパソコンの多くはこのインターネット、情報系のパソコンにも使えますし、住民情報を扱う部署においては基幹系である基幹系のネットワークにもつなが

っているという状況であります。これがつながっていると、やはり情報の漏れるおそれがあるという形になりますので、まずは基幹系の情報ネットワークとインターネットにつながる情報系のネットワークを分離しましょうというのをまず早急にやりたいというふうに思っております。

住民の窓口、住民基本台帳を扱う端末については、一応インターネットにつながる今あるパソコンは住民基本台帳を使って、インターネットにつながるパソコンを別に置くということで分離したいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） それでは情報系ネットワークにつながる端末を、これから購入するというのですか。わかりました。そこが一番、個人情報の流出したときに、そこがかなめになると思いますので。帯広市ではパソコンを、端末機をそろえるということですので、幕別町でもそういう対策がとられれば、まずはひとつ安心かなと思いますので、そこが個人情報の流出を防げる第一歩だと思いますので、1月までにぜひ間に合うような対策を講じていただきたいと思います。

それで、この情報系ネットワークのところで、一番危惧されるのは、個人が情報をそこから、マイナポータル制度とって、自分がどういう情報がそこに集められているかというのを見ることができまよね。そこからまた個人情報が流れる危険性もなきにしもあらず、ここも心配されるのですけれども、その対策はどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） マイナポータルに関しましては、各行政機関がその個人の情報をどのように見たのかというのがわかるものでありまして、そこに情報が集まるというものではありませんので、そこから情報が漏れることはないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今はこういうインターネットの時代で、必ずしも情報が絶対漏れないということはないわけで、漏れたときの対策ということも考えていかなければならないというふうに思っています。質問したのですよ。絶対に漏れないということをお答えされたけれども、もし漏れたときには、すぐ個人との連携を速やかに行うですとか、そういう対策は自治体として持つ必要があるのではないかと思う。絶対にないということはないと思いますので、そういう対策も、もし漏れた場合の対策を考えておく必要があるのではないかと思って質問いたしました。いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） マイナポータルに関しましては、個人情報はその中には存在しませんので、そこから漏れることはございません。ただ、役場の情報ネットワークの部分に関しましては、年金機構からも漏れたように、絶対漏れないというものではない、絶対に漏れないものではないというふうに理解しています。

です。まず、その年金機構にもあったように、不審なメールが届いて、それを開いたことによって持っているファイルサーバーのほうから情報が流出しているのが今回の事象であります。ですので、役場といたしましては、まず、入り口対策ということで、メールのそのセキュリティーを管理すると言いますか、不審なメールとかがないかということで、それを制御するためにメールのフィルターと言いますか、そういう機能を設けております。それと、内部の中では、情報が漏れるときには特定のパソコンから外部に情報量がかなり流出するというので通信が行われます。その動き、変な動きが来ていないかというログを管理するということがあります。あと、そういう形で、情報が出ていくというふうなものがあったときには、ネットをすぐさま遮断するというようなことも考えていきたいというふうに思っております。それに関しましては、役場の中の体制を再度確認いたしまして、それらの緊急時の対応を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 役場の中で不明朗なメールがあったときに管理していくということですよ。そうしますと、今までの職員でその対応をできるのかどうか。そういう管理していく専門の職員という

の必要ではないかと思うのですよね。そうしないと、職員の対応もなかなかできないという状況にもなると思うのですが、これが全国的な自治体職員の仕事の量の負担ということで、職員の中から不安の声が出ているという状況でもあるのですが、その辺の対策はとられているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 現在、役場の電算管理の関係では、電算会社といたしますか、そういうコンピューターを扱う会社のほうから契約いたしまして、職員1人を役場のほうに常駐しております。はい、民間の電算業者のほうから職員1人を常駐しております、常にネットワーク関係の異常がないかという監視を行っておりますので、そういう場合の対応は、その職員とともに役場職員が一緒になって行ってきたいというふうに思っておりますし、情報漏えいということではなかったのですが、実際、今の町のネットワークの中で、ちょっと動きがおかしいようなときには、1度ネットワークを遮断したというようなことも実際に行っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 民間の職員ということですが、できれば町の職員が、専門の教育というか、そういうものの知識を身につけて配置できるのが一番ベターではないかと思っております。

次、2番目に移ります。

個人情報管理ということなのですが、この個人情報なのですが、今、1番目の問題と2番目の問題では重なるところがあるのではないかと思っておりますけれども、これに入る前に、国のほうから自治体がしっかりシステムの、整備を行うよという指示もあると思いますが、今、幕別町では、個人情報の基礎項目評価がどこまで進んでいるのか、ここのところが、国の指導というのですか、システムの中ではプログラミングというこの改修、システムの改修の前の段階までに、この制度がスタートする前に、ここまでしっかり体制を整えるよという指示が出されていると思うのですが、幕別町はどの段階まで進んでいるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 質疑の途中ですが、お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異義ありませんか。

（異義なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異義なしと認めます。

したがって、本日の会議は野原議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。会議を続けます。

企画室長。

○企画室長（細澤正典） ただいまの特定個人情報保護評価、基礎項目評価の関係でございますが、役場の中では26年10月に実施を行いまして、着実にこのマイナンバー制度の開始に向けて取り組みを進めているところです。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） では、どこまで進んでいるのでしょうか。プログラミング、改修は、終わっているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 27年度の当初予算のほうにも計上いたしましたが、マイナンバーを使うであろうということで、それぞれの現行システムですとか、水道のシステムとか、12システムをシステム改修することで予算を要求させていただいて、現在それに向けて改修を進めているところです。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今、進めているということですが、いつまでこの改修を終わらせる、来年の1月までに改修を終わらせることができるのでしょうか。そこがやはり個人情報をしっかり守っていくということになると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） システムのほうにつきましては、今、住基のほうのシステムと、地方税、税のほうのシステムを、12月末までに改修を終わらせる予定でありまして、そのほかのシステムにつきましては、年度内で改修を終わらせるというような予定で進めております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） そこがしっかりされていないと、来年の1月に移行した場合には、前段では個人情報情報は漏れませんという答弁でしたけれども、ここがしっかりされていないと、個人情報が漏れる可能性があるということなものですから、そののところをスタートする前にきちっと町は手だてをとっていかなければならないと思っていますので、その点もう一度、そこだけお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） システムの改修のほうは、今申し上げたとおりなのですが、実際の連携という部分につきましては、情報ネットワークとの連携につきましては、まだ先の話になります。予定では、7月、来年の7月以降になるのではないかというスケジュール感で来ていますので、1月になりまして、すぐつながって、情報がやりとりされるという状態ではございません。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） それでは、7月までにきちっとそのプログラミング、改修まできちっと整備できるということですね。はい、わかりました。

それでは、次3番目なのですが、この町が独自にマイナンバーを活用する場合、利用範囲をどこまで行おうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 先ほどの町長の答弁でもお答えいたしましたとおり、地方公共団体が独自に利用できる事業といいますか、事務は、その事務の趣旨や目的を勘案した上で、各地方団体で判断して実際に利用するかを決め、それに基づいて条例を整備することになっておりますけれども、我が町におきましては、これから利用可能な業務を洗い出して、そのメリット・デメリットを検証していくという作業をこれから行っていくところになっておりますので、まだどれを独自利用するかということは決めてはおりません。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） これから、どこまでこのマイナンバーに対応していくか、町独自のはまだ決めていないということでしたが、今、国が定めている情報でも膨大な情報がこのマイナンバーにまとめられていきますので、町の情報というのはもう最小限にとどめるべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 独自利用については、先ほど課長から答弁いたしましたように、これから検討を進めていくという段階ではございますけれども、管内の町村においてもほぼ同様の状況でありまして、まだ定まっていないところがほとんどであります。

先行して実施しております音更町の例を申し上げますと、乳幼児医療ですとか、ひとり親医療に対する助成事務などを考えていると、4件ほどの事務を考えているというようなことを聞いております。いずれにいたしましても、独自利用につきましては、単に枠を広げるということではなく、メリットやデメリットを精査した上で、真に必要なある事務について選別をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） その個人情報はなるだけ少な目ということを検討していただきたいというふうに思っております。

あと、通知カードが届いてない世帯ですとか、DV被害などへの対応ということなのですが、さらにここでは高齢者に対する対応なども考えられるのではないかと思います。それで、町のお知らせに「マイナンバー制度が始まります」ということで通知が2回ほど続けられております。ですが、こ

れが町民にしっかりと知らされていないと、そのDVですとか、それから高齢者の方にはなかなか知らされていないのではないかと。それと今お知らせ広報を入っていない住民もいらっしゃいますので、そういうところへの周知をしっかりと行っていかないと、この制度というのは町民への周知にはならないと思いますけれども、その辺の対応をですね。

それと、DV被害の方は、自分の住所を知られたくないということで、違う場所に住んでいるわけですし、こういう方への対応というのは本当に慎重に行っていかなければならないと思いますけれども、その対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） まず、東日本大震災被災者やDVの方への、そういった9月25日までに登録申請をしていただければ、現在住んでいる住所地に通知カードが届くということで、広報紙では3カ月にわたってお知らせしておりますし、窓口のほうにもポスターやチラシ等を配置しております、周知しているところですが、DVやストーカー行為、児童虐待などを担当している保健福祉課とか、そういう担当している課の担当者の方にも情報を提供するなどして、そういった周知にも図っていきたくて考えているところでございます。DVについても、福祉課のほうで担当しておりますので、その辺についても個人情報が出ないようにということで、丁寧な対応をしていただきたいと思いますということで連携していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 本当に、この来年の1月からなのですけれども、このカードを好むと好まざるにかかわらず、マイナンバーは一人一人付番されるわけで、DV被害などの方は、特に大変な状況で暮らしている方に対する福祉サービスなどがきちっと行きわたらないような状況になりますと、暮らしやなんかのほうにも大きな困難が生じると思いますので、特にこういう方への対応は慎重にお願いしたいというふうに思っております。

また、高齢者の場合は、その制度そのものがよく知らない、そして手続も、ここで居住情報登録申請書の書き方なんかもわからない、こういう方もいらっしゃると思いますので、そういうところにもしっかりときめ細やかな対応は求められていくと思いますので、ぜひ配慮を進めていくことが必要だと思っておりますので、対応のほうをよろしくどうぞ、はい。

次に、「カード発行に関する成り済まし対策の被害」なのですが、ここでは、成り済ましの写真付きの個人番号カードを発行するので、成り済まはないのではないかと回答でした。しかし、住基カードが発行されておりますけれども、今、全国的には、住基カードの取得率は全国的に5%前後ということですが、この中でも既に数件の成り済ましが起きているというのですよね。それは本当に、何ていうのですか、意識的にやりますから、巧妙な成り済ましになっているのですよね。カード番号を発行されて、それに写真を張って、自治体に届ける、その段階から、顔写真を違う人の写真を借りて知人の住所などに自分の顔写真を張って番号を取得して、そしてそれを活用するですとか、そういうような状況が既に生まれているのですよね。それでマイナンバーでも、そういう成り済ましの可能性があるのではないかと、そこが本当に成り済ましの巧妙なところで、この対策もしっかり考えていかなければならないと思っておりますが、その対策は、絶対あり得ないということではなくて、もし可能性のある場合の対策も考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 成り済ましに関してでございますけれども、今、議員がおっしゃったように、例えば、悪意をもって人の送られたものを取ってと言われた場合に、確実にそれが持ってきたものとあなた違う人でしょうというのは、今の段階では悪意を持ってされた場合には、もしかしたら確認できないかなというふうには思っておりますが、今現在は、このマイナンバー制度がどういうものかをしっかりと通知することで、本人が、このマイナンバーは大切なもので、私の分を誰にも教えないのだという意識をしっかりと持ってもらう上で、きちんとしたカード発行につなげていただくとい

うことをきちっと周知していくということが、今一番重要だと思っております。

先ほど課長の答弁にもありましたが、確かに高齢者であるとか、そのこと自体が把握が非常に難しい。報道等々でも、住民への周知度がだんだん上がってまいりましたけれども、まだまだ低い段階では、私たちもそのところを十分考えて、このナンバーは自分に付された大切なものなのであるという周知をしっかりと、そのことをわかっていただくような各課との連携をしながら進めたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 成り済ましは悪意を持って行うのが成り済ましですのでね、その対策は本当に難しいと思います。それで、今、部長おっしゃったように、啓蒙、それからいろんな団体を通じて、このマイナンバーの活用ですとか、それから自分がしっかりとその番号を自分で管理しなければならない、そういうところを個人もしくは家族、そういうところにしっかりと周知していくということが、成り済ましを未然に防ぐということになると思いますので、本当にこれ個人情報一回漏れてしまっただけでは大変ですので、その対策を本当に早急に、そしてしっかりと行っていただきたいと思えます。

次に、「国に対して実施の中止を求めていく」ということなのですが、これは国が進めていくということなので、はい、そうですかというふうにはならないということは十分承知の上で質問しているのですけれども、このマイナンバー制度は、まず、民間の事業者へのこの13桁の番号をつけて実施していくということなのですが、来年の1月から源泉徴収税、それから社会保障関係の手続、そしてそういうのに番号をつけて届け出ることなのなのですが、民間の大手のところはそういう専門の方いらっしゃると思うのですが、零細中小企業のところでは非正規労働者ですとかいろんな方を雇用していますよね。そういう中でも、このマイナンバーをつけていかなければならない、そしてそのシステムには、何というのですかね、手間や経費は全部自分でやらなければならないし、国がそういうものに補助金を出す、そういうことではないものですから、民間の本当に小さい事業所では、このマイナンバーの周知もまだ十分されていない、混乱も起きているという状況が一つあります。それはもう自治体の職員の方、十分承知だと思のですが、そういう民間事業者の悲鳴の声も聞かれています。

そして、今、外国でこのマイナンバー制度を実施している国もありまして、アメリカとか韓国では、これに本当に大きな被害が出ているということも、情報として私も一応踏まえているつもりです。それで、ドイツとかフランスでは、こういうマイナンバー制度は、ドイツではドイツ基本法で規定されている人格の尊厳、人格権を侵害する制度だとして、一本一本のナンバーにしている、フランスもそのようになっているということなのです。ですから、日本が一本化されるということでは、一旦情報が漏れると大変なことになるという、その認識がひとつ大事ではないかと思えます。

また、財務省のほうでは、国民一人一人の収入と財産を全て明らかにして、税や保険料の徴収強化と社会保障の給付削減、そこが大きな狙いだというふうに言われています。それで、そういう社会保障制度の対象を低所得者と低資産家だけ認める、一部の人に限定することも考える、今すぐにはありません。何年か先にはそういうふうにしていきたいというふうには計画されているというのですね。そうしますと、本当に、社会保障が低所得者とそれから低資産の方に限られていくというふうになりますと、今で言えば生活保護の収入のそこがボーダーラインになるかなというふうに思いますね。そうしますと、それ以外の人たちの社会保障の負担ですとか、そういうものが非常にふえていく、そういう可能性をはらんでいる、そういうマイナンバーだということもひとつ踏まえておかなければならないというふうに思います。

それで、今、答弁、年金の情報漏れで、これは125万件の情報が出たということで、このマイナンバーの連結は1年5カ月延期するというふうに国では言っています。ですから、そういう危険性のあるものは、町としてもやはり整備がしっかりと整うまで延期をしていくですとか、私は廃止を求めていったほうがいいとは思いますが、そういう危険性があるものに対しては、延期または

中止というふうにしっかりと態度を表明していくことが、個人情報を守っていくことにつながると思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、心配すれば切りがないわけでありますけれども、私は基本的にはまず物理的にしっかりと基幹系と情報系を分離するのだと、そこで漏れることがないのだということと、もう一つやはり恐ろしいのは、職員が、機械は正確に動きますけれども、職員が誤って触ってしまうだとか、そこが一番危険性が高いのかなというふうに思いますので、そういった職員教育も含めて万全な体制をとれば、私はさほど野原議員がおっしゃっているような危険性はない、むしろ税の把握でありますとか、不正受給の防止だとか、さらには地方公共団体においても町民に還元できるようなサービスの提供ということも将来は考えられるのかなというふうに思いますので、まずは万全の体制で供用開始に向けて臨んでいきたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） はい。職員が万全な体制で臨みたいという答弁されました。

それで、心配されるのは、そのマイナンバーが始まったときには、町民が多く窓口に殺到するというまでは幕別の場合は人口的にないのかもしれないかもしれませんが、多く来庁された場合に、通常の業務等の関連はどうなるのかという心配もあります。そして、自治体、役場でも、正規職員、嘱託職員、アルバイト職員といっぱいおりますので、13桁の番号も必要になります。そういう手だてもしていかなければなりません。そういうことを考えますと、万全な対策がとられているのかということも大きな心配になります。

それで、そういうことも進めていながら、個人情報をしっかりと守っていく手だてをとっていただく。そして、漏れたときがわかったときには、町民の個人情報が漏れたときには、自治体、役場が、町が、責任を持たなければならないということになると思いますので、そういう手だてを手前に手前に引き寄せて、しっかり対策をとっていくということと同時に、私は国にしっかりとこのマイナンバー制度の中止を求めていくべきだというふうに思いまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:11 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第3回幕別町議会定例会
(平成27年9月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（3人）
- 日程第3 議案第66号 幕別町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第67号 幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第68号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第69号 幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第70号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第71号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第9 議案第72号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第10 議案第73号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第11 議案第74号 訴えの提起について
日程第12 議案第75号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
日程第13 議案第76号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第77号 平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第78号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第79号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第82号 財産の取得について（幕別町新庁舎議場用備品購入（議場机））

会議録

平成27年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年9月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 柏本和成
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
民 生 部 長 境谷美智子 企 画 室 長 細澤正典
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 地 域 振 興 課 長 小野晴正
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
商 工 観 光 課 長 岡田直之 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
保 健 課 長 合田利信 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 町 民 課 長 山本 充
土 木 課 長 寺田 治 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
農 林 課 長 川瀬吉治 こ ど も 課 長 杉崎峰之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子

議事の経過

(平成27年9月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番若山議員、7番小島議員、8番野原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

防災のまちづくりについて。

東日本大震災以来、防災や安全に対する関心が高まっており、大規模な災害が発生すれば、その被害は長期間にわたって膨大なものになります。

8月中旬、十勝全域に大雨が降り、特に帯広市、そして陸別町では1時間に50ミリ、足寄町では1時間に90ミリの雨量が記録されました。

異常気象が頻発している中、本町においても、迅速な救援・支援活動を行うための備えが必要だと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

1、本町では、平成26年5月に「幕別町地域防災計画」の見直しを行い、防災体制の強化や施設整備、防災備蓄品の拡充を計画的に行うことが盛り込まれました。

①現在指定されている避難所の収容人数は。

2、町長は執行方針において、市街地を中心とした住民参加型の防災訓練を、本年度から地域別に計画的に実施することを表明しました。

①行政報告に、札内南小学校を避難所とする7公区を対象に、地域防災避難訓練を行うとありましたが、それ以外の地域でも、できるだけ早期に訓練が行われる必要がありますが、具体的な計画は。

②3階建て以上の住宅に住む人には特別な手だてによる訓練が必要であります。実施の予定は。

③高齢者や障がい者など、災害弱者に対する支援対策と訓練の計画は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「防災のまちづくりについて」であります。

「幕別町地域防災計画」につきましては、東日本大震災を契機として改正されました災害対策基本法や防災基本計画との整合性を図るため、平成 25 年 12 月から見直しに着手し、平成 26 年 5 月に修正が完了したところであります。

現在は、この計画に基づき、防災対策に取り組んでいるところでありますが、近年これまで経験したことがないような雨、台風、竜巻など異常気象とも呼べる自然災害が日本各地で頻繁に発生しており、そうした自然の驚異が常態化しているような中、常に危機的意識を持って適切に対応しなければならないと認識しているところであります。

ご質問の 1 点目、「現在指定されている避難所の収容人数について」であります。

幕別町地域防災計画では、水害時など緊急に一時避難できる場所や大規模火災時などの避難先としての広域避難場所のほか、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難所を選定、確保しております。

避難場所につきましては、地震・津波時の指定緊急避難場所として 63 施設を、大雨時には 22 施設を、土砂災害時には 17 施設を指定しております。

避難所の収容人数につきましては、学校、公民館等の 1 次避難所が収容能力を超えた場合に使用することとなる近隣センターなどの 2 次避難所を含めまして、地震・津波時の指定避難所は 79 施設で、平成 25 年 12 月 31 日現在の全公区人口 2 万 7,682 人に対し、収容人数 2 万 2,650 人、収容率 81.8%、大雨時の指定避難所は 27 施設で、浸水想定区域対象の 44 公区の人口 1 万 2,960 人に対し、収容人数 7,699 人、収容率 59.4%、土砂災害時の指定避難所は 26 施設で、土砂災害危険箇所対象の 29 公区の人口 3,494 人に対し、収容人数 4,774 人、収容率 136.6%、要配慮者への保健福祉サービスを提供する福祉避難所は 13 施設で、収容人数 1,661 人となっております。

ご質問の 2 点目、「防災訓練の実施について」であります。

初めに、防災訓練の具体的な計画につきましては、「災害に強いまちづくり」を実現するため、また、災害応急対策を円滑に実施するため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年で、主に市街地を対象に 9 地区に分けて、地区別に防災訓練を実施する予定であります。

本年は、札内南小学校を指定避難所とする泉町、泉東、あかしや南 1、あかしや南 2、文京町、みずほ町、昭和の七つの公区を対象として、10 月 18 日に実施するものであります。

今回の防災訓練につきましては、災害想定を「10 月 18 日午前 9 時に、十勝沖を震源とする強い地震が発生、幕別は震度 7、落下物による死傷者も発生、家屋等の全半壊、車両事故、出火あり、ライフライン施設に被害が生じ、町民生活に混乱と危険が生じている」といたしまして、現在、対象である七つの公区による「平成 27 年度地域自主防災訓練実行委員会」を立ち上げ、具体的内容について詳細の検討をしているところであります。

内容といたしましては、各公区が主体となり、初期避難行動の体験訓練として、災害発生直後に自分の身を守る訓練、一時避難場所までの避難、安否確認や要支援者対策、指定避難所である札内南小学校までの避難を実施いたします。

指定避難所に集合後は、町と公区が協力し、避難生活場所の設営体験、公区の代表による避難所運営委員会のシミュレーションや救援物資等の受け渡し訓練等を予定いたしております。

さらに、幕別消防署や北海道開発局帯広開発建設部の協力を得て、初期消火や応急処置の体験コーナー、防災車両の展示などを実施する予定であります。

住民みずからが訓練に参加し、防災・減災の知識と技術を習得することにより、自主防災体制の強化と知識の普及を図り、地域における自主防災の意識を高め、今後の活動の推進に資することを目的に実施いたしてまいります。

次に、3 階建て以上の住宅に住む人への訓練の実施予定であります。本町における 3 階建て以上の住宅は、公営住宅や民間アパートなどの共同住宅が主なものでありますが、一部の一般住宅においても 3 階建ての建物が見受けられております。

町といたしましては、3階建て以上の住宅ということでの特化した訓練を実施するのではなく、日ごろから自分を守るための避難行動について意識を持つことが最も重要であると考えており、今後、5年間で実施いたします防災訓練や、それぞれの地域で行う自主的防災訓練に積極的に参加をしていただく中で、防災・減災の知識と技術の習得をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、高齢者、障がい者など、災害弱者に対する支援対策と訓練の計画についてであります。

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等、特に配慮を要する方は、災害情報の入手や自力での避難が困難なことから、深刻な被害を受けることが想定されます。

国では、東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、市町村に対して、当該市町村に居住するもののうち、「みずから避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めること」と「避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成」を義務づけました。

この法改正を踏まえ、町では、本年4月に「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を策定するとともに、同マニュアルに基づき「避難行動要支援者名簿」を作成したところであります。

今後、町では、避難行動要支援者名簿の精査を進め、本人の同意を得た上で消防や公区、自主防災組織等、関係機関との情報を共有し、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」に沿った防災訓練を各地域で実践することで、要支援者の避難支援についての実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、1番、現在指定されている避難所の収容人数はというところで、大雨時、避難施設は27施設あって、収容することができる人数は7,699人、およそ7,700人だとありました。また、浸水想定区域の対象の公区、44公区あって1万2,960人、およそ1万3,000人が対象だとありました。収容率は59.4%、およそ6割ということでした。

仮に、対象区域に住む全住民が避難しないとイケないような大雨、洪水、大規模災害が発生した場合、どのように対処していくのか、町長の考えを伺います。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 現状の計画では、ただいま、町長の答弁のとおり、水害の大雨時の指定避難所については収容率59.4%となっております。仮に、この対象者が全部避難しなければならないといった場合については、この対象公区の避難場所と指定している場所以外のそういった避難所も活用するとともに、防災協定を結んでおります福祉施設や民間の病院、それと市街地等の企業等の協力を得ながら避難、収容させていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ほかにいろいろなところと協力して行っていくといったことだと思います。想定外の異常気象が頻発しております。ぜひ、そのように積極的に住民の命と安全を守るため、対処していただきたいなと思います。

2番の①の質問についてです。

町長の答弁で、平成27年から31年の5年間で、市街地を対象に防災訓練を行っていくということでした。答弁の内容で、大変充実した内容の訓練だといった、そういった印象を受けました。少し個別のお話ですが、2014年に発行された「幕別町防災のしおり」では、札内南小学校のすぐ近くにあります札内南コミセンが避難所に指定されておられません。

避難所指定の基準、あるいは目安、そういったものがあるのでしたら、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 避難所の設置、基準的なものがあるのかということですがけれども、その避難

する方がその公区等なり避難する場所においてあります公共施設、学校、コミセン等、そういったものを避難所として指定しているわけですが、今回、札内南小学校が指定されているということですが、これにつきましては収容人数等を勘案したとき、あと距離的なものを考えたときに、札内南小学校が指定避難所として基準を満たしているというか、場所としては適当ということで、今回の計画の中では札内南小学校ということで指定させていただいているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 先ほど、ほかの箇所であつたりいろいろな企業に、何か災害が起きたときにその避難所がパンクしてしまうようなときは、ほかのところにも協力してほしいというふうに答弁いただきました。ということは、多分、札内南小学校でおさまり切らないときは、札内南コミセンを使うというふうなことになるのだと思います。そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 南小学校に収容し切れなかった場合は、2次施設ということで南コミセンなど考えております。議員の質問のとおりでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） はい、わかりました。

続きまして②番の3階建て以上の住宅に住む、特別な手だてによる訓練についてです。

町長の答弁の中に、3階建て以上の住宅に住む人の特別な防災訓練は行わないとの答弁でありました。

あかしや町の町営住宅の話です。あかしや町町営住宅は、8部屋が一つの出入り口を共有しています。それ以外に出入り口は存在しません。1階が火災とか何か災害によって通行不可能になった場合、その住民は取り残されてしまいます。ベランダ側に脱出用はしごは設置されておりますが、老朽化が進み、危険で扱いにくいものです。日ごろから自分を守るための意識を持つことが必要だと町長の答弁でありましたが、建物の構造がこのようになっていたのでは、どれだけ強く防災意識を持っていたとしても十分に避難することはできません。特別な手だてによる防災訓練、そういった3階建て以上の住宅に特別な手だての防災訓練をすることはもちろん、命を守る観点から、町営住宅の改築、早期に行う必要があると思います。いかがでしょうか。町長の認識を伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 3階以上も特別に避難訓練をやれば、それは一番いいのかもしれませんが、まずは大災害が起きたときには、みずからの命をどうやって守るかということが、そういう意識を持ってもらうことが一番大切であろうと。そういった意味から、常にそういった3階建て以上の建物に住んでいる方は、そういうことを意識しながら生活をしてもらう。それを避難訓練のときに再確認してもらおうということが私は大切だということで、なかなか全部を対象にした訓練ができないので、そういうきっかけづくりを町としてはして行って、その中で、各自、3階以上に住んでいる方がもう一度思い返してもらって、大地震が来たときにはこうやって逃げるのかというようなことをやっていただきたいということがひとつ大きな考えであります。

それと、公営住宅の施設・設備の関係でありますけれども、詳しいところまではちょっと私承知しておりませんが、当然に、あそこは北側に玄関があつて、南側にベランダがあるという構造かと思っておりますけれども、階段がふさがれたという場合には、ベランダ側から、たしか穴があつて、下におりてくる、1階ずつおりてくるような、そういう設備だったというふうに私記憶しているのですが、それがもし不全であると、設備が機能していないということであれば、それは速やかに整備をしなければならぬというふうに思いますし、あとは、大規模な改修について、今触れられましたけれども、それは今まさに、これからあの4階建ての公営住宅については整備を進めようとしておりますので、そういったことも含めまして検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 防災というか、命を守る観点からそういった改築等、ぜひ積極的に行っていただ

きたいと思います。

③番、高齢者、障がい者など、災害弱者に対する支援または訓練の計画についてです。

答弁の中で、災害弱者といますか、避難行動要支援者の名簿を作成していること、本年4月から作成しておられるといった答弁でした。ぜひ、これを積極的に進めていただきたいと思います。

一度の避難訓練で、十分に防災意識というのが醸成されるとはなかなか考えにくいものです。何度も何度も継続的に行っていく必要があると思います。ぜひ継続的に行っていただきたいと思います。

短いですが、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新しい命を町民全体で祝福する町に。

「生まれてくれてありがとう、君の居場所はここにあるからね」こんなメッセージを添えて、その年に生まれた子どもたちに手づくりの木製椅子を贈る「君の椅子」プロジェクトが、活動開始から今年で10年目を迎えています。

これまでの活動を記念した展覧会「『君の椅子』10年展～居場所を届けて～」が、7月4日から9月13日までの予定で、札幌芸術の森工芸館で開催されています。会場関係者に、開催期間を1カ月残した時点で聞いたところ、既に2万人以上の方が来館しているということでありました。

同プロジェクトは、2006年上川管内東川町で始まりました。新しい町民が誕生した喜びを、町民全体が共有することを目的に、「工芸の町」ならではの地域活力を生かし、同町の高い木工技術を生かしてつくられる子ども用の椅子を子どもの誕生に合わせて贈呈する事業であります。

同プロジェクトは、その後、上川管内の剣淵町、愛別町、東神楽町、中川町に広がり、今年からは長野県売木村が参加し、全部で6町村となりました。

椅子の素材を今年から全て北海道産広葉樹とし、椅子に生産地の地図を添え、製材や製作の工程などを「木のプロフィール」として贈り、木の伐倒から椅子の製作に至る全ての手仕事が見えるようにしたことで、地域で培われた技術への信頼と共感が広がっていると聞いています。

椅子を贈呈された親子に向けたアンケート調査結果を見ても、事業の趣旨への感謝や子どもの成長に対する喜びの声であふれています。

地域の支え合う力が弱まる中で、子どもや高齢者の人格・人権が損なわれている事象が相次いでいます。この世に産声を上げた新しい命は、家族にとってこの上ない財産であるだけでなく、地域社会においてもかけがえのない財産となります。喜びをともに分かち合える地域社会をつくっていく上で、大変参考になる事業であると考えています。

ついては、以下の点について伺います。

①「君の椅子」プロジェクトに我が町も参加するということを検討する、もしくは同プロジェクトと趣旨を同じくする我が町独自の新生児誕生を祝福する事業の新設を検討すべきと思うが、いかがでしょうか。

②我が町独自の出産祝い金制度の新設に対する考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「新しい命を町民全体で祝福する町に」についてであります。

本町では、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るべく、平成22年には「幕別町子どもの権利に関する条例」を策定し、本年4月には「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念として、地域の子ども・子育て支援の各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「君の椅子プロジェクトに本町が参加すること、もしくは新生児誕生を祝福する事業の新設を検討することについて」であります。

ご質問にあります君の椅子プロジェクトにつきましては、「誕生する子どもを迎える喜びを地域の人々で分かち合いたい」との思いから、旭川大学と共同し2006年に東川町から始まった事業であり、自治体が町内で生まれた子どもを対象に、地元の木工作家が制作した椅子をプレゼントする取り組みとして、上川地方の5町のほか、長野県の売木村が参画している事業であります。

このプロジェクトは、上川という地域が持つ森林資源や、全国的にも有名な旭川家具の職人等の人材を生かし、上川地域の風土を活用した効果的な事業であると評価するものであります。

私といたしましては、出産をお祝いする気持ちは、どこの市町村にも負けないつもりですが、この世に生を受けた子が、その後、町民の皆さんの愛情を受けながら健やかに育っていくことが何よりも大切との認識に立ち、これまで国の制度に上乘せした妊婦健診料の助成、各種予防接種費用の助成、病後児保育など妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援策を実施いたしてまいりました。

また、本年4月からは、子ども子育て新制度のスタートを受け、学童保育の対象児童を6年生にまで拡大、子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し育児相談を充実、保護者が病気などのときに子どもをお預かりする短期入所事業などを拡充いたしました。

さらに、本年10月から子ども医療費の中学生までの無料化を実施し経済的負担の軽減を図ることといたしました。

新生児の誕生に祝い品を贈ることに関しましては、価値観の多様化により必ずしも全ての方に受け入れられることは難しいと考えられますことから、本町といたしましては、引き続き幕別町次世代育成支援対策地域協議会等のご意見を伺いながら、安心して子育てができるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「我が町独自の出産祝い金制度の新設に対する考えについて」であります。

出産祝い金制度につきましては、子育てにおける経済的負担を軽減し、かつ定住人口の確保と増加を図ることを目的とした施策として、十勝管内では九つの自治体で実施されておりますが、本町におきましても、忠類村において、平成8年度から17年度までの10年間の時限で支給をいたしたところであります。

現在、管内9町村で実施しております出産祝い金事業においては、第3子以降の祝い金を増額している自治体が6町村あり、多子世帯に対して手厚い対応がうかがえるところであります。

本町の多子世帯への支援といたしましては、今議会に幕別町へき地保育所条例と幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正し、保育料を減額するとともに、常設保育所と同様に、第2子は半額、第3子以降は無料とすることにより経済的な負担軽減を図るべく提案をさせていただいたところあります。

先ほども申し上げましたように、出産をお祝いすることは大切なことであり、その思いはどこの市町村にも負けないつもりでありますけれども、祝い金という一過性のものではなく、それぞれの発達段階に応じた効果的な支援を切れ目なく継続的に講じていくことが大切であると考えておりますので、引き続き支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 二つの項目において、今、ご答弁をいただいたところありますけれども、出産をお祝いする気持ちはどこの市町村にも負けないつもりである、力強い言葉もあって、うれしく思っていると申しますか、その言葉に確信と申しますか、を持って、以後、これからの次の質問、そのことを前提に町の姿勢をお聞きしていきたいなというふうに思います。

最初に申し上げておきたいことは、今回のこの質問、二つとも子育て支援の一つということでのご答弁があったのかなというふうに思いました。

二つ目の新生児の祝い金に関しては、そういう性格のものだというふうに私の中で踏まえておりま

すけれども、一つ目の「君の椅子プロジェクト」については、子育て支援の一環ではないのだという思いの中で、質問させていただいているところでもあります。地域コミュニティづくり、そういう中での施策として、このことを考えていただきたいというふうに思うのです。

私も、このプロジェクトは2012年東川町で行われた議員や、それから実際、職員の全国的な集会の中で、東川町を訪れて知って、翌年2013年の民生常任委員会、私がそこで視察先等の決める役割をいただいたものですから、当時の6人のメンバーで東川町を訪れて、このプロジェクトについては東川町役場の中でどういうプロジェクトであるかということについては話を聞き、そして大変、それぞれ参加した議員、まだたくさんここにありますから、実は全員そろっていますから、この議場の中に。それぞれの思いの中で、この評価があるのだと思います。何人かの議員からは、ぜひ強く言ってほしい、そんな後押しも受けながら、今この質問の中で、質問台に立っているところです。

やっぱりこのプロジェクトのコンセプトがすばらしいのだと思うのです。椅子、椅子。あなたの居場所ということでの提供があるわけです。新しい命の数だけ、椅子がつくられていくわけです。大変小さな椅子で、それこそ写真などで見ますと、4歳児ぐらいになってくると、もう小さくなってきちゃったかな、それでちょうどいいのかな、そこから先は、椅子と違う、椅子とまた違う役割をする、そんな台になっていくのかなど。細かい部分まで手をかけてあって、座面の裏に子どもの名前と生年月日が刻まれていて、世界にたった一つしかない、その年の、年ごとに作品が変わっていくわけですけれども、椅子なわけでありませう。

贈られたときはまだ座れないわけですよ。だけれども、それが伝い歩きや食事、それから遊び道具に、椅子たちが、椅子が子どもの成長に伴って役割が変わっていく。いろんな傷がついたりするけれども、それも成長のあかし。それが大きくなっても、遠い昔、誰かが自分の誕生日を祝ってくれたのだという記憶が残る。そういう中で、子育てを行っていくわけでありませう。椅子に、生まれてくれてありがとう、そういう思いを込めての自治体からのプレゼントなわけでありませう。

昔は「向こう3軒両隣」というような言葉もありましたけれども、今は、それがだんだん薄れてまいました。互いに喜び合いや悲しみに寄り添って、ともに支え合う地域社会をつくる、この事業をやったからそうなるというふうには、それは短絡的。そうではならないけれども、この町のあり方を示すということの事業の中では、これはそういう方向に生かしていける、そういう事業なのだというふうに思うのです。

ご答弁のことで言えば、結局、この事業については、多様な価値観の中でできないであろうと、それ、違う手法の中で、幕別町次世代育成支援対策地域協議会等で意見を伺うというものでありませうけれども、改めて地域コミュニティづくりという施策として、このことについて調査する、検討する、そういった方向にいかないものかどうなのか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、谷口議員のお話を聞いて、非常にこうほほえましい光景が私の頭の中に浮かんできて、すばらしいなという思いはいたしたところでありませう。

しかし、それは、水をかけるようで申しわけないのですが、その地域の特性、地域の歴史があって、木材を中心としてその町が栄えてきた歴史の中で、椅子を、しかも著名な職人さんがつくった椅子をプレゼントする。そこには思いもありますし、地域の産業の振興もありますし、さまざまなことが重なって町民合意を得られてそういう事業が生まれたのではないかというふうに、私はそうも感じているところでありませう。

したがいまして、それをすばらしいのでありませうけれども、幕別にそのことがすぐ当てはまるかというのは非常に難しいなと。今、言ったいろんな要素が、幕別町の中で同じような要素があって、町民理解が得られて、一つの事業として組み立てることができるのかどうなのかということ、非常に難しいかなという思いをいたしたところでありませう。

加えて、今、だんだん核家族化が進む中で、だんだん価値観というものも多様化してきているのは事実だというふうに思いますので、幕別町の町で、私、何かを、特産品を差し上げるといったときに、

いや、こんなもの迷惑だわとか、何かほこりかぶっちゃうわということは、決してそういうことにはなっけはいけないというふうに思うものですから、さまざまな皆さんいろんなお考えがあるかと思しますので、先ほど答弁の中で申し上げましたように、そういった意見をお伺いしながら、そういった施策が成り立つのかどうなのかについては、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳瀧 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町の特性や、それから住民理解のことなど、この事業が幕別町としてどうなのかということが、難しいということが、今のご答弁であったというふうに理解をしたところであります。その町の姿勢がどうなのかということが明らかになる中で、町民の理解というのは変わってくるものではないかというふうに考えています。

東川町、旭川大学の一研究室から発せられた言葉が、この事業につながっていくわけでありますけれども、東川町ですけれども、有名ですが、写真の町ということで、全国に名前が売れているところでもあります。写真甲子園などという行事もあって、本当に夏が来れば東川のことを思い出すようなことにもなるわけであります。この町のコンセプトも前面に立てて、この写真を通して、地域コミュニティづくりをするということが高々に宣言されている町であります。そして、さまざまな町の事業が行われて町民に深く浸透しているところでもあります。

何が行われているかという、幾つかご紹介しますと、記念写真プレゼント事業というのがあります。80歳に数え年であるときに、町がプロのカメラマンを呼んで、写真を撮って、地元の木材を使った額に入れてプレゼントを受ける。それともう一つ、この事業の中で100日です、100日の祝い。そこで家族の写真を撮って、同じく額縁に入れて贈られる、そんな事業をやっている。それから、婚姻届や出生届、ここにも工夫がなされていて、婚姻届や出生届、町民は書いて窓口に出したら、それで何も残りませんよね。それをちゃんとしたケースに入れて、返してくれるわけです。その中には写真も撮って、そして職員がこれは写真を撮って、そして記念に残るものとして手渡してくれたりする。ちょうど私たち民生常任委員会で視察に行ったときにも、ちょうど届出をした新婚の夫婦が、庁舎の前で職員の手で写真を撮っていて、ほほえましい風景も目にしたところであります。そういうことの積み重ねの中で、さらには2013年から、ちょっとびっくりしましたけれども、筆入れぐらいの大きさで、真ん中に開くのですけれども、ぱかっと閉められるのですけれども、へその緒を入れる部分が真ん中にある。歯が乳歯を全部1個1個入れる、そんなケースもある。こんな事業も2013年から行われていて、親が二十歳になったら渡してあげましょう、そういうような企画もやっている。そのような町の中で、この事業が受け入れられているのだというふうに思います。

剣淵町は2番目に加わった町であります。こども、知ってのとおり、絵本の里、このことを町のスローガンの前面に掲げています。条例の中にこういうのがあるのだというのと、またちょっと違うのです。「『温もりと優しさ』に触れて、『思いやり豊かな心』育む町」、絵本を通してやっている。

3番目に加わったのは、愛別町。花火を上げる町だ。子どもが生まれたら花火を上げて、その花火が上がったのを見ると、町民が、どこかで子どもが生まれたのだ、あそこのうちなな、男かな、女かな、そんなことも想像する、そういうことがある町。

だから、私は、住民の理解というのは、やっぱりこの事業にとっても共鳴するものがあるものだから、やってもらいたいと思うものだから、町の姿勢を、そういった子育てのところ、もっと鮮明にさせていただいて、この事業が受けられる土台もつくって。そしてこれは、この町で育った若者たちが、この町にまた特別な気持ちを持って育つ。そのまま幕別で子育てする人もいるだろうし、何かの機会に町を出て、またどこで暮らそうというときにここを選ぶかもしれない。どこかの企業が、きのうも事業所（聴取不能）ありましたけれども、やっぱりどこも、子育て支援と同じで、いろんな手法でくるものだから、いろんな手法でもって、我が町に来てもらうということの中では、遜色つけづらいものがあって、幕別をあえて選ぶというのは、何か特別な事情がないとだめなのだと思うのですよね。こういった町の関係の人、町のコンセプトに共鳴してくれた、そういった人が選んでくれるものになるのではないかなと思うものだから、そのことをもっと全面に出して、この一つの事業を住民の団結

のためにやってはどうかという思いでいます。改めてそのことで、ご答弁をいただきたいと思いません。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 限られた財源の中で、どこに重点的に事業を実施していくかということが我々の大きな役割でもあるわけでもありまして、そういう中で、今、他町村の非常にすばらしい事業の紹介はいただいたところでありますけれども、そういうものも参考にしながらやっていくことは、もちろんこれは当然必要なことであります。

ただ、私の思いとしては、やはりこの世に生を受けた子どもがその後健やかに成長していくと、その発達段階において、いろんな困難もあるのでしょうかけれども、そこに手を差し伸べることができれば、私はいいのかなというような、そういう思いがありますものですから、そういう中で、どこに重点を置いてお金を使うかについては、非常に難しいですけれども、どちらかという、生まれたときではなくて、その後、成人してこの世の中に役立つ人間になってもらいたいと、そういうところでお手伝いをしたいのだという思いでおりますので、今いただいたお話を参考にさせていただきながら、施策の組み立てについては考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町長が今は答弁なされたことも、それももっともだという思いも私もあります。どこにお金を使うかということの中で、やっぱり子どもたちが健やかに育つように、しっかりとした検討が、検証が必要なのだというふうに思います。

町長の選挙のパンフレットの大きな見出しは、「子どもたちの未来のために、子どもたちを育ててみたいと思うまちづくり」、これがもう何よりも大きく出されていることで、それに沿うさまざまな政策が選挙公約で出されたのだと思います。ぜひ、まだこの事業の、展示会は開催期間中でもあるし、また、いろんな実際の管内の交流もあるのだと思うのです。東川町等を見に行っていたくなり、調査研究をしていただきたいなというふうに思います。

本別町では、私は、今回この事業が、全く参加するというだけではなしに、それが難しい側面もあるから、趣旨を同じくする事業はどうかということも、そういう設問立てでありました。本別町では2013年から、生まれてきた子どもに積み木をプレゼントする、自分のところの土地で育ったナラ材を使って積み木をプレゼントする、そういう事業が展開されているところであります。

独自にできるものというのは、そういう思いがあれば、いろいろと考えられるのだと思うものだから、ぜひ検討していただきたいな、そのように思います。

そういう地域コミュニティが、今6町参加しているうちの3町だけお話ししましたけれども、その3町は、2011年3月に大震災があったときに、それぞれ一つの町が一つの県をそれぞれ担当して、合計104個のその震災のあった3月11日に生まれた子どもたちに椅子をプレゼントする、たくましく未来を築いてください、そういうメッセージを持って、一軒一軒お贈りしている、そういうことも紹介されているところであります。そういうね、私たちも、いろいろ募金をしたり、あるいはボランティアで現地を訪れて現地の人たちの心に添う、そういったことはあったのだと思うのだけれども、そういう発想も、そういう町の姿勢の中で生まれているのだということもあわせて紹介させていただきたいというふうに思います。

答弁のほうは、よろしいです。

二つ目、我が町独自の出産祝い金制度の新設についてであります。

子育て支援制度ということになってきます。答弁にあったように、幾つもの自治体に取り組んでいて、九つの自治体に取り組んでいて、それぞれ独自の条例の中で金額設定がある。一番多いところでは第3子以降20万円なんていう自治体も十勝にはあるということは、私自身も調べていく中で、そんな情報も得ているところでありますけれども、こちらのほう、一過性のものでなくてということの答弁でありました。このことについては、私も理解するところであります。

いろんな施策の中で、たくさん子どもを産み育てたいという、そういうふうに若いご夫婦がなれ

るように、この冒頭にお話のありました「幕別子ども・子育て支援事業計画」を進めていただきたいと思いますのですが、このひとつお尋ねしますけれども、これを進める上で、この次世代育成支援対策地域協議会、どんなような方たちが委員として選定されて、今までどのような議論がされているのか、おおまかでもよろしいですから、お話いただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 幕別町の次世代育成支援対策地域協議会によりまして、15名の委員さんによりまして、子どもだとか子育てのことにつきまして、昨年で言いますと、年に10回程度協議会をしています。

内容につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、子どもだとか子育てに関する策定に関する事とか、子どもの権利に関する事、子ども・子育て支援法に関する事を協議して、意見をいただいております。

委員は、子育て支援関係団体に属する者とか、教育関係者、保健福祉関係者、商工団体に属する者、また公募による者ということで、先ほど申しましたが15名以内ということで、町長が委嘱しております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） きのうも、ほかの議員の質問の中で、合計特殊出生率が話題になりました。幕別が1.49、浦幌が十勝管内では一番高く1.69、東十勝全体でいったらば、1.2ぐらいなところが多くて、なかなか人口増につながるような出生率になっていないという、そういう現状があるところであります。

きのうの答弁と重なるところがありますけれども、この出生率を上げる、これからの町の施策について、改めて町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 合計特殊出生率を上げることは、これは一つの町ではなかなかできないことでもあります。本当であれば、国において全国的にやっつけなければなかなか難しい。どうしてもその地域地域によって、アンバランスになってくるのかなど。今、沖縄が全国的には一番高いのであります。あと、東京、北海道は特に低いというふうな実態があるわけでありまして、そういう中において、我々市町村がやれることというのは非常に限られております。

その合計特殊出生率が高まらない原因としては、やはり子育てにお金がかかる、それは医療費も含めてお金がかかるということが最大の原因であります。そこで、1人目は生むのだけれども、2人目の壁と言われているようでありまして、2人目を生むかどうか、それは育てていける、教育含めて育てていく自信があるかどうか、そういう経済力があるかどうかということで非常に悩むそうでもあります。ましてや3人目以降は、それ以上だということでもあります。

そういう中において、私は特に多子世帯に対する支援を拡充しなければ、合計特殊出生率というのは上がっていかない。今回は、へき地保育所における保育料の軽減についても提案させていただいておりますけれども、今後は多子世帯に重点的に支援が当たるといえるか、支援ができるような、そういった施策に重点を置きたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 表題にありますように、この町で生まれた子どもたちが、町民全体で歓迎する、そして健やかに育てる、そのことをこれからも前面に掲げて、この町政のかじ取りに奮闘していただきたい、そのことを期待して質問を終わります。以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:55 休憩

11:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして、質問いたします。

公共スポーツ施設における住民サービス向上への管理運営体制についてであります。

幕別町は、道内他市町村のみならず、道外からもうらやむほどの公共スポーツ施設を屋内外問わず数多く有しています。

特に、パークゴルフ場においては、町内外から多くの方が来町し、所狭しとパークゴルフに興じています。

また、帯広市に隣接する札内地区においては、公共スポーツ施設の利用を求め、札内スポーツセンターや札内川河川敷などの利用は、近年ますます増加傾向にあります。

町内においても、その利用形態は多世代・多種目に広がってきており、第5期幕別町総合計画における「健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進」に掲げられた基本方針に基づいたこれまでのスポーツ振興施策において、一定の成果が出ているものと評価できます。

しかしながら、その一方では、「無料による利用過多」「施設従業員の人員不足によるサービス低下」「管理不十分」といった不平不満の声が町民の多くから聞かれます。

町内外からの需要がますます多種多様化してきている中、今後の管理運営体制については、これまでの体制では既に限界が来ており、より一層柔軟的、創造的な発想が必要になってくると考えられます。

また、札内川河川敷においては、スポーツ以外による死亡事故や盗難、不審者情報などが数多く発生するなど、今後の施設管理運営においては、さまざまな見地からの安全対策を含めた専門的な見地が必要になってきています。

さらには、公共スポーツ施設は単にスポーツをするだけのものではなく、地域のコミュニティ醸成施設としての役割も担うべきであるとともに、施設の利用に応じて応分の負担をしていただくことが時代の潮流でもあります。

これらの諸問題を解決すべく、以下の点について所見を伺います。

①公共スポーツ施設におけるリスクマネジメント、住民サービス向上から見て、現在の人員配置及び指導員、管理人等に対する賃金は適正か。

②公共スポーツ施設の利用料徴収（受益者負担）の考えについて。

③スポーツを通じた地域コミュニティの醸成並びに地域活性化の考えについて。

④住民サービス向上のための公共スポーツ施設の管理運営施策。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「公共スポーツ施設における住民サービス向上への管理運営体制について」であります。

スポーツは、体を動かすという欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、連帯感等の精神的な楽しさや喜びをもたらす、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々の心身の健全な発達に必要な不可欠なものとして、大きな意義を有しております。

さらに、青少年の健全育成や地域における連帯感の醸成などの社会的意義も有しており、スポーツの振興を一層促進していくための基盤の整備充実を図ることが重要であると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「公共スポーツ施設におけるリスクマネジメント、住民サービス向上から見て、

現在の人員配置及び指導員、管理人等に対する賃金は適正か」についてであります。

本町の主な体育施設は、体育館3カ所、陸上競技場1カ所、野球場4カ所、ソフトボール球場2カ所、町民プール6カ所などで、このうちの一部、体育館3カ所、陸上競技場1カ所、野球場1カ所、町民プール1カ所について、清掃及び管理を業務委託しているところであります。

スポーツ施設におけるリスクマネジメント、いわゆる危機管理体制につきましては、いかにスポーツ中の事故を減少させるかが課題となっております。

事故原因には、「スポーツの内包する危険性」「利用者自身のふなれや過信による不注意」「指導者・管理者の過失」「施設・設備・備品の瑕疵」などが挙げられます。

本町のスポーツ施設管理に対する人員配置につきましては、施設管理面では、管理委託している施設では、業務仕様書において配置する人員について定めており、管理従事者は忠類町民プール2名、その他施設は1名の常勤者とする事とし、利用者の入退館の確認、不法侵入者の防止、建物内の巡回点検などの業務に当たっているところであります。

また、管理委託していない施設につきましては、臨時職員をその施設に応じ適正に配置し、管理しているところであります。

さらに、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターに設置しているトレーニング室における人員配置につきましては、トレーニングにおける安全確保を図るため、トレーニング指導員等を平成14年度から配置しており、26年度から現在の体制となっております。

配置している職員につきましては、嘱託職員としてトレーニング指導員1人、トレーニング補助員として日額臨時職員を3人、代替職員1人の計5人体制としており、主な業務内容といたしましては、施設の内容上リスク管理が求められますことから、トレーニング機器の取り扱い説明や安全なトレーニングの指導を行っているとともに、スポーツの楽しさ等を普及するための各種健康講座等を実施しているところであります。

このように、本町のスポーツ施設の安全確保を図る上での施設管理面、トレーニング室等のリスクマネジメントにおける対応や、各種事業面のサービス提供につきましては、現在の体制において確保されていると考えておりますが、さらなる利用者の安全確保やサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、賃金面につきましては、業務内容や他の公共施設管理人などの臨時職員等の賃金を勘案し設定しておりますことから、適正なものであると考えておりますが、今後とも民間や他市町村の同様施設の賃金動向等に配慮し、適宜見直しを行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「公共スポーツ施設の利用料徴収（受益者負担）の考え方は」についてであります。

一般に施設の維持管理に係る経費の多くは、税と施設の使用料等によって賄われており、使用料のあり方について見直していくことは、将来にわたって安定したサービスを提供するため、施設の利用者を含め、町民が適正な負担を分かち合いながら施設を長く大切に守っていくという観点からも重要であると考えております。

このことから、スポーツ施設の使用料は、利用者によるその利用の対価として負担していただくことを基本とすることが必要であると考えますが、施設の維持管理や運営に要する経費の全てを使用料で賄うことは難しく、スポーツの社会的意義等から、利用者に応分の負担をしていただきながら不足分は町民全体で負担することが必要であると考えます。

使用料及び負担金等、受益者負担の考え方につきましては、スポーツ施設のみならず、町全体の施設に対する使用料等の負担のあり方に及びますことから、第3次幕別町行政改革大綱における公共施設の使用料等の見直しの中で検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「スポーツを通じた地域コミュニティの醸成並びに地域活性化の考えは」についてであります。

前段申し上げましたとおり、スポーツには地域の連帯感の醸成などの意義も有しており、まちづく

りや地域づくりに、町の歴史や文化、芸術などの地域資源を活用するのと同じく、スポーツも地域づくりの方策の一つであると考えているところであります。

また、スポーツやスポーツイベントの開催に伴うボランティア等の「住民参加」は、スポーツを生かしたまちづくり、地域づくりに欠かすことのできない役割を担っており、社会的効果を期待することができると考えているところであります。

先の岡本議員の質問に対します町長の答弁にもありますとおり、本町出身のオリンピックアスリートなどの人材を活用したイベントなどの開催は、大切な地域資源を活用することからも有効であり、それらは地域の活性化や子どもたちに対する教育的効果にもつながるなど、スポーツにおける社会的な効果であると考えます。

このため、スポーツを通じたまちづくりや地域活性化等に関しましては、町全体で取り組むという考え方に立ち、今後、教育委員会のみならず、町長部局とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「住民サービス向上のための公共スポーツ施設の管理運営施策は」についてであります。

現在、一部の体育施設の管理は業務委託を行っているところでありますが、これはあくまでも施設の管理業務を委託しているものであります。

今後は、利用者のニーズの的確な把握と、それに基づくサービスの向上を柔軟に実施し、より町民の利便性等を図るために民間の専門的なノウハウを活用した、指定管理者制度の導入の可能性について、町指定管理者導入検討委員会の中で、その対象施設、効果等について慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、スポーツ施設における今後の管理運営体制につきましては、スポーツ関係団体等の意見を伺うなど、利用者の利便性を損なうことがないように検討してまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ただいまの答弁に対して、再質問させていただきます。

一つ目、公共スポーツ施設における人員配置ということについて、現在は適正な配置というふうに答弁されておりましたが、ちょっとそこら辺については、私のほうでも見解が違うというか、認識が違うというふうに考えております。

例えば、ここにもありますプールということですが、現在、各箇所にプール施設があるわけですが、その管理という部分ではほぼ1名という体制で行っております。交代制ではありますけれども、1名という形です。ここに書いてありますとおり、入館者の確認とか、侵入者の確認とか、そういった、あるいは施設管理という部分におきましては適正なのかなというふうに思いますが、肝心のそこに利用している子どもたちの安全管理と、あるいはそこに対するスポーツサービス、そういったものに対して、これ1名というのはちょっとあり得ないかなというふうに考えています。

例えば、夏休み中、子どもたちが30人、40人、50人と来ることがあります。しかも、1年生から6年生まで、それに中学生等も来ることがあるかもしれませんが、そういった中で、たった1人の管理人の方が、おぼれている子、何か事故があった子ということを見つけたり、救出したり、そういったことができるのかどうかということに関しては、非常に疑問を感じますが、その点について見解いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまプールの監視員の話、ご質問ありましたけれども、実は夏休み中、子どもたちが非常に多く利用するときにつきましては、通常の監視員のほかに、学生アルバイトの監視員を必ず1人つけまして、2名体制で行うという、今現在そういう体制になっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ごめんなさい。若干こちらのほうも認識が違っていた部分もありましたが、ただ2名という数字に対しても、いろいろと評価は分かれるところだと思いますけれども、私から見ると2名という体制も果たして適正かどうかと。例えば、学校の授業の中で、30人、40人という一学年のクラスの中で、やはり先生が1人ということはまずあり得ないと、2人というような状況の中で、そのスポーツの指導とかということに対して、専門的ではない方が管理しているという状況で2名ということについても、今答弁いただきましたが、若干疑問を感じるというか、感じているのですけれども、そのあたりは、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 専門的な指導、できるかどうかということでございます。私ども、これまでの考え方では、学校の授業の際には、先生たちが基本についていただけると、そういうことで先生たちのほうは水泳の指導、体育としての指導をしていただくと。私どもの監視員につきましては、あくまでも安全性の管理というようなことで監視させていただいていると。安全性の管理と子どもたちが溺れないようにということについては、そういう授業の際には先生も含めて、またそれも2名体制にあると、あるいはクラスの条件によって、今、支援員もついておりますので、3名体制というようなことにもなっているかと思っておりますので、一定程度は安全確保されているものかなというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 済みません、授業中の件ではなくて、夏休み中の通常るとき、そのときに2名だったとしても、それが十分と言えるのかということについての質問です。お願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 通常体制における人員配置に関しましては、小田議員のおっしゃっているとおり基本的には1名で対応しております。夏休みについては2名ということになっておりますけれども、私どものほうで監視員等とお話ししまして、どういう体制がいいのかということも伺っているところでございます。今後の体制につきましては、人命を預かる場所ということにおいて、即座に1人が仮にトイレだとか、そういうことで目を離す際、どういう体制にしたらいいかといったことについては、今、監視員等と検討しているところでございます。

また、ただ現状の体制における緊急対応といったものに関しましては、必ず毎年職員を配置する際に、救命救急に関する研修を行ったりしまして、非常時に対する対応というのは実施しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） いずれにしても、どの人数が適正かという部分については、専門的な意見も聞くべきかなというふうに思います。これまでに事故がなかったからいいというものでは当然ないかと思えますし、事故は本当に急に起こるものですので、プール時期については終わりますけれども、早急な対応というのは必要かなというふうに思っています。

今度、場所を移して、札内スポーツセンターということにもいきますけれども、こちらも、実際、今、管理人というか、受付業務ということで1名の方が基本的には常勤されているということですが、こちらについてもパークゴルフ場を有している、あるいはテニス場といった屋外の施設も有しているということで、そちらのほうの点検に回っているというようなことも多々ありまして、利用者が実際に行くと、受付に誰もいないというような状況が、これ決して珍しくなく、本当に多々あるというような状況です。また、夜間に当たっては、最後の点検等々で、通常であれば複数体制でというふうには考えられるところなのですけれども、それも1人の体制で点検しているという部分で、管理人の方々のリスクということも生じてくるのかなというふうに思いますし、実際、夜は点検があるので、いろんな業務はちょっと受け付けませんというような、そんなこともあつたり等々で、その方々が悪いということではなくて、やはり今の体制という部分について、非常に無理があるかなというふうに思っています。

また、パークゴルフ場とか札内川河川敷といった、そういったところにおきましても、先ほども質問の中でさせてもらいましたが、不審者情報とか盗難とか、あるいは死亡事故等も起きているという状況の中で、やっぱり無人な状態であり、無人であるからこそ無法、本当に無法地帯でありということで、そこで非常に危険な状況というふうに認識しておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず、スポセンの関係でございますけれども、テニスコート、それとパークゴルフ場ということで、外のことについてということだと思っておりますけれども、テニスコートについて、あるいはパークゴルフ場についての予約の受付等は実施しておりますけれども、特にパークゴルフ場につきましては、管理の範疇ではスポセンの中ではなくて、団体予約を受けるという業務だけになっておりますので、パークゴルフ場の、変な話、瑕疵がある場合についてのことは土木課のほうで管理をしておりますので、あくまでも団体予約の受付だけをパークゴルフ場はしております。

あと、札内川の河川敷地の話でございますけれども、これにつきましては、河川管理者であるところの北海道開発局のほうから占用許可を受けて施設ができて上がっているわけなのですが、これにつきましては不審者だとか、いろんな人が、私のところにはちょっと聞こえてはこなかったのですが、以前にも車が入り込んで、サッカー場だとか、2回か3回いろいろやられているのですが、その中で、帯広河川事務所のほうにもお願いはした経過はあるのですが、通常の堤防からの入り口ありますよね、あれにつきましては車どめをしているわけでもなく入れるわけなのですが、夜間に入るという方もいらっしゃるし、夜間のあけ閉め、朝誰があけるの、夜閉めるの誰みたいなことになってしまっていて、なかなか管理は難しいと。なおかつ、RV車あたりですと、堤防を上がっていかけてしまうのです。そんなこともあって、一部分をうちのほうで借りていることで、河川の全体は河川管理者であるものが管理しておりますので、そこを閉めるですとか、入れないようにするだとか、あと不審者情報云々も、看板を立てるとか、いろんなこともあると思うのですが、看板を立てるについても河川管理者の許可なりを受けないとならないということで、そちらのほうは協議をして何とか立てられるということはあるかもしれませんが、そういった盗難ですとか不審者情報、あとパークゴルフ場も抱えておりますので、土木課とも連携しながら、その辺の周知はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） まず、札内スポーツセンターの件なのですが、実際の修繕等々の管理という部分については、その管理人ではないということはわかっておりますが、例えばテニス場で何かあった、これがこうだよということで、例えば虫がいるよとかなんとかというような子どもたちがそれを誰に伝えてくるかといったら、やはり管理人の方なのですよね。そうすると、管理人の方もご親切にちゃんとそちらのほうに行つてというような状況というのは多々あります。そういったときに、全く誰もいないというようなこともありますし、パークゴルフの点検というのは通常行つておられますよね、管理人の方がですね。看板ではないですね、ごめんなさい。受付のところに、パークゴルフ場のほうに回っているので、ご用がありましたらボタンを押してくださいというような表示があるということもありますね。ちょっとそこを確認しておいていただきたいと思いますが、そういった部分で、ちょっと体制についての若干不備があるというふうに感じております。

それから、河川敷につきましても、どう閉めるか、どう管理するかというのは非常に確かに難しいということで、これまでも過去もいろいろとあって対策も練られているということは熟知しておりますが、やはりそこに誰もいないというような管理体制が、誰もいないという状況に私は問題があるのではないかな、課題があるのではないかなというふうに思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 河川敷における管理ということでございますが、全般的なところは先ほど課長答弁したとおりでございます。

うちの河川敷にある野球場だとか、テニスコートなんかもございますが、それらに関しての管理者は、やはりあくまでも河川敷を利用・活用してのスポーツ施設ということになりますので、先ほど課長申し上げましたとおり、河川管理者と協議した中で、実際の運営はされていると。ただ、パークゴルフ場のこともご心配しているかということなのですけれども、パークゴルフ場、河川敷を除いて町内12カ所設置しておりますが、それらについてもあくまでも公園を利用すると、公園の中でスポーツをするという考え方がございます。ですから、本町におけるパークゴルフ場の設置における歴史等から見て、管理人を置いてどうこうするというような考えは今は持っておりませんし、またパークゴルフ場の発祥の地の町ということで、過去の町長からの答弁等においても、当面の間はそういう使用料等を取らない中で、あくまでも公園の中で楽しんでもらうスポーツという位置づけの中でやっているということでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今おっしゃられたことは重々承知しておるのですが、その思いという部分については、それから町の意向という部分については、非常にすばらしいというふうにも思います。

ただ、これまではそれでよかったのかなというふうには考えますけれども、先ほどからも話しているように、利用者が非常に多くなってきている、それから町外、道外からも多くの来場者が来ているという状況の中で、実際、町民の方の利用が制限されていたりとか、いわゆる十分憩いの場になっていないというような声が多々聞かれます。そういった中で、事故も、先ほどからもお話ししているとおり、事故が起きていたり、実際、死亡事故が起きているわけですので、このままでいいというふうな判断にはならないのかなというふうに思っておりますが、改めて見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま利用者が非常にふえてきて、そういう中で事故が起きている、先ほどは不審者も出ているということでございます。一般論からいたしますと、先ほど部長が申し上げましたとおり、公園の中でスポーツをしていただいていると、公園を提供しているということで、そういう中で、全ての公園にそれでは人を配置して、全て管理していかなければならないのかと、そういうことは現実の問題として無理があるかと思えます。もちろん、私たちもコミュニティスポーツとしてパークゴルフ、あいている公園というか、あいている公園といったらおかしいですけども、公園を利用してやっていただいているということで、その辺のところは管理者を常に置いておくということはまず無理なのかなというふうに考えております。

ただもう一つ、死亡事故があったと、先ほどありましたけれども、これにつきましても、ちょっと原因はまだ警察のほうでは調べたところはっきりしないと。自殺かもしれないというような話もありましたけれども、これはスポーツをやっている死んだとかということではないようで、自分の胸にナイフを刺して亡くなっていたというような方だったようです。

また、不審者情報も時々聞かされておまして、私どももそのたびに学校のほうに連絡をしているところでございます。これにつきましては、一般的に市街地の不審者情報だと死亡事故、それと同じような扱いに考えており、そこをパークゴルフ場だけに限ってということではなくて、そういう事件が起きたときには、私どものほうからも警察のほうにパトロール強化してくださいというようなお願いもしております。そういう中で、常識的な範囲の中で警備強化、事故防止、そういうものに取り組んで、警察や何かとも一体となって行っていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 現状において、すぐ全ての場所に人を配置するという部分については、今後、検討事項かなというふうには認識しますが、では、どこに置くべきか、あるいはどこは置かなくていいかといった分析あたりもしっかりしていただきたいなというふうに、やっぱり必要であれば置くべきだというふうに思いますし、実際そのスポーツによる事故でないからこそ、ここは問題なのかなというふうに考えております。スポーツによる事故であれば、その団体のやはり責任というものも生じて

きますけれども、いわゆる公園、町民の皆さんが憩いの場であり、そして自然に楽しむ、本来であれば非常に楽しい場所である場所が、死亡事故が何件か起きているという部分については、非常に大きな問題だというふうに認識していただきたいなというふうに要望します。

そういったことも含めて、やはり指導員等々も含めて、質の向上あるいは指導員配置という部分におきましても、いざ何人配置するよというふうにならざるを得ない場合においても、やはりどんな人を置くかということが非常に大事になってくるというふうに思っています。毎年、スポーツ指導員におきましても、人員不足ということで募集、募集、募集というふうにならざるを得ないで、昨日配られたこの教育委員会の評価報告書のほうにも確保、充実が必要であるというふうな課題が出ておりました。そういった部分におきまして、賃金ですね、賃金という部分におきまして、ほかの施設と、あるいは市町村とのバランスというものも重々わかりますけれども、やはり優秀な人材を確保するために、物にやはりお金を出すということではなくて、やはり人を育てるという部分についてよりお金を投資していくべきだというふうに考えております。また、それが若者への新たな雇用というものを生み出すと思えますし、現在活躍している幕別町出身のアスリートが戻ってきてというようなところで仕事場があると、そういったことにもつながるのかなというふうに思いますが、そのあたり見解をいただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 指導員の配置についてでございます。今、議員のほうからご指摘がありましたように、指導員の配置につきましては、大変、毎年度その配置をするという面においては、正直に申しまして苦労しているところでございます。

現在、私どもの指導員の応募資格といたしましては、保健体育の教員免許を有している者、また体育協会の公認、インストラクターなどを有している者ということになりますと、確かにそういう資格を有しているというのはさほど多くないという中で、うちは人材を求めているということでございます。その中で、確かに賃金なんか影響している部分もあるかというふうに思いますが、1市3町の部分で申し上げますと、本町については、指導員については直営で配置しておりますが、帯広、芽室、音更については、これに関しては指定管理制度を導入しているということで、直接私どもの賃金と比較するということはこれはできませんが、その指定管理の要望、配置基準等、配置の賃金等の設計で見ると、確かに私どもの賃金との差異は大きいなということは認識しております。そういう面から、先ほど教育長から答弁申し上げましたとおり、今後につきましては、他の市町村、1市3町では人員の配置については比較はできませんけれども、他の市町村の動向、それとまた町全体の管理等を行う人員に関する給与等を勘案しまして、かつ先ほど私ども申しましたように特殊な業務を行っている、資格を有している者ということにおいて、十分にその辺のことは今後とも検討していかなければならない課題だというふうには認識しております。

それとあと、指導員の配置に関してなのですが、今5人を配置している、4人プラス代替職員ということで5人体制にしておりますけれども、今、勤務における体制、早番・遅番、開館時間が長いものですから、それらの体制をどうすべきかということは内部の中で今現在検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 幕別町から巣立っていった子どもたちに、そういったスポーツにかかわって、かかわりたいというふうに思っている20代、10代後半、そういった若者がたくさんいます。資格を持っている子たちもたくさんいます。ただ、そういった仕事あるよといっても、やはり生活するための賃金という部分については、そこでどどまってしまうという現状もありますので、各種バランス等々もあると思えますけれども、そういった人材が有効にやはり町に戻ってきて働けるというような状況を、またスポーツで働けるという夢のあるような話ができれば非常に素晴らしいことだと思います。指導員も、職員と同じ時間で、同じ仕事の量をされているかと思えますので、そのあたりの賃金の見直しという部分も積極的に行って、優秀な人材を確保していただきたいというふうに思えます。

次に、行きたいと思いますが、利用料徴収についてということです。

答弁の中にも施設の利用者含め、町民が適正な負担を分かち合いながら施設を長く使っていきうような言葉ありました。全くもって共鳴するところでありますけれども、現在それだけに利用している方はもちろんですけれども、利用していない町民の皆さん、いわゆる税金を払っているわけですから、そういった方にも今後積極的に利用してもらえ、それからまた利用している町民の方にもしっかりメリットを感じるような内容であるべきかなというふうに考えますが、そのあたり今後の見直しというところで検討するというふうにあります、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 利用料の件についてであります。先ほど、答弁させていただきましたけれども、これを実施するということになりましたら、非常に慎重に考えなければならない問題だと思っております。小田議員ただいま申し上げましたとおり、利用していない人たちに負担してもらうということになった場合に、どういう、どれだけ理解してもらえるか、あるいは利用してもらうようにさまざまなサービスを向上させるということ、さらには利用料を徴収することによって、逆に利用が減るのではないかという、そういう心配もあろうかと思っております。そういうようなことも含めて考えていかなければならないのかなと思っております。

これは先ほど答弁させていただきましたけれども、町内の施設全体で利用料をどうやって徴収する、徴収するのがいいのか悪いのか、施設の性格にもよりますし、そういうことも含めて、以前から幕別町行政改革大綱の中でそういうのを協議して、検討してきた経緯がございます。引き続き、その中で検討いたしまして、もちろん例えばスポーツ施設に限って言うのであれば、関係団体、利用者の団体、そういうような方々にもご意見は聞いていかなければならないのかなと思っておりますので、ただ、いずれにしても、サービスの向上ということは、これは議員おっしゃられるとおり、利用者をふやすということでは必要なことなので、これは引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 無料というのが一見非常に住民にとって大きなサービスというふうに捉えられるところもあるかもしれませんが、実際は、無料というのは非常に無責任だというふうにも思うところもあります。いろんなところで有料の中で、この施設については無料だよ、この種目については無料だよ、そういった町としての施策があるということであれば、またそれはそれで理解できることでもありますけれども、結局無料により先ほども言ったとおり無法状態になっているわけです。そして、無人、無関心というような状況で、非常に無責任な状況になっていると。実際、無料によって普及も広がってきたと、いろんな部分でスポーツをする人たちもふえてきたというふうに思いますが、実際、例えば昨日いただいた評価のところていきますと、70ページになりますが、体力づくり講座というのを指導員がされているということで、これらも無料でやられているかと思っております。実際、これ、平成24年、25年、26年とありますが、ちょっと計算してみると、1回当たり10人前後というようなことで、決して無料によって人がふえるというようなことでもないのかなと。中身、質という部分が非常に大事になってきますし、またやはり必要な財源は確保するという部分については、今後の町の施策においても必要かというふうに思っております。

また、あるいは有料にするにしても町民と町外の皆さんとのその辺の区別という部分も少し検討していかないと、町民にとって一体メリットは何だと、幕別町に住むメリットは何だと。幕別に、住みたい町というふうにおっしゃいますけれども、今のスポーツにおいては、住まなくても別にいい町と、誰か幕別町に知り合いがいればいい町というような状況に陥っているのも事実です。そういった部分で、これから検討事項ということではありますが、若干方向性等あれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） これまで施設無料だという考え方につきましては、基本的にはまずスポーツ振興、町民の健康増進と、そういう意味で基本的に無料にしていたという経緯がありますので、これに

つきましては、使用料を取るとか取らないという問題の以前の問題で、大前提としてこれは考えていただかなければならない問題だと思います。

ただ、この町民、町外者の利用ということでどうするかというのは、これは庁舎内の中でもいろいろ意見がありましたし、以前もたしか議会の中でもそういうような議論をされたことあるかと思えます。そうした場合に、町民と町外の区分をどうやって確認するのか、あるいは今議員おっしゃられたとおり、何人ぐらいいけば、町民のグループに町外の人が入ってもいいのかというような、そういう確認の作業ですとか、さまざまなことがまだまだ解決しなければならない問題があると思っております。そういった面で、先ほど言ったように、利用者の気持ち、町民の気持ちと、そういう他の施設との関係と、そういうのも含めて、これから慎重に検討していくという作業を進めたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） いずれにしても、施設の維持管理という部分については、町民の、直接、間接あるかと思いますが、町民の税金によって賄われていると、維持管理されているという部分において、町外の方がパークゴルフに来て、自分で飲み物は帯広市で買ってきて、そしてパークゴルフみんな楽しんで、そしてそのまま帰って、昼ごはんはまた帯広市で食べるというようなことで、本当に幕別はいい意味で利用されているというようなことも考えられるのかなというふうに思いますし、実態としてそうだとすることがあります。

使用料、負担金、受益者負担の見直しについては、ここにもありましたとおり、第3次幕別町行政改革大綱において推進計画として出ております。23年度から26年度まで検討ということで、27年度実施という予定になっているはずですが。そういったところも、もう待たないというような状況だと思いますので、いよいよという部分でやっぱり施策に踏み切っていただきたいというふうに要望させていただきます。

三つ目に行きます。三つ目、四つ目、若干重なる部分もありますけれども、スポーツを通じた地域コミュニティの醸成並びに地域活性化という部分におきましてですが、よく聞くとおり、今スポーツ合宿と、そういったような話もあります。町民によるイベントというものもあるかと思えます。町民の主催によるイベントあるいは町主催のイベントというものについては、またいろいろと試行錯誤しながらやっていかなければいけないというふうに思いますし、思いますが、現在、帯広市等々で、全道大会、全国大会、そういったものが数多く開催されております。そこで今現在、例えば8月3日から12日にかけて行われた3年間、これ行われておりますけれども、全国クラブユースサッカー選手権、中学生世代の全国大会ということで、十勝開催で、全国から本当に有力なチーム、Jリーグの下部組織等々も来ているのですけれども、彼らが練習場としてに札内川の河川敷を使っていますよね。実際それも無料で利用されておまして、その場所確保のために、日ごろ中学生の部活とか少年団が制限されているというのも、ちょっと不可思議な話だなというふうには思うのですけれども、そういったところから、やはりお金を取らせてもらう、必要なら経費を取らせてもらうというようなことも必要です。実際、帯広のサッカー協会も有料でももちろん使うと、実際、帯広市のほうでももう場所がない、受け入れ先がないという困った状況の中で、またこれ幕別がいいように利用されているというような状況です。そういった全道大会、全国大会等々の選手等の活動場所、そういったものであったりとか、それから宿泊という部分、宿泊施設、ホテル等々ないということもありますけれども、コミュニティセンターを活用するとか、そういった部分でスポーツを活性化する。大きなスポーツ合宿、日本代表とか、そんなことではなくて、小さな誘致というものも、スポーツを通じた地域コミュニティ醸成というような位置づけになるかというふうに考えますが、そのあたりの見解、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 札内川河川敷におけるスポーツ、サッカー場なんかそういう団体において使用されているときに、町民なんか利用できないということでございますけれども、先ほど、利用

料の中でもお話ししましたけれども、札内川にある施設、野球場、それとサッカー場、あとバスケット場、それとテニスコートというのがあるのですが、もともと札内川に設置しているスポーツ施設については、利用料金を取る規定がない。うちでいう条例において設置していない施設であるということでございます。なぜ取らなかったかといったところの歴史的背景というのは定かではございませんけれども、要は河川敷だといったところの捉えもあったのかなというところでございます、その辺の利用料金の設定の施設が、取るところと取らないところもあるといったところも、今後使用料等の見直しの中で、あるべき姿というのは検討してもらわなければならないというふうには考えております。

また、使用料は他の施設については使用料は基本的には取る仕組みになっているのですが、要はなぜ無料化になっているかという、町民は無料という減免規定があるといったところが一つあるということです。そういう面から、減免規定に対してどうするかといったところも、行革大綱の中で、先ほど議員のお話ありましたように、26年までに経過報告するといったところも記載しておりますので、それについては、町長部局とも含めて今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私のほうから後段のスポーツを通してのコミュニティ醸成という点についてお話しさせていただきたいと思っております。

議員、先ほど言われたように、町民によるイベントですとか、町主催のスポーツ大会、こういうの、私たまたまちょっと今手元に資料持っているのですがけれども、町内で体育連盟ですとか、町が主催している大会が、スポーツの関係の大会が、80大会行われているということになっております。この中には、日本パークゴルフ協会が主催しているパークゴルフ国際大会というのも入っております。そのほかにも、パークゴルフの関係では、公区対抗秋季大会とか、そういうのが入っています。また、野球連盟では、町民朝野球大会、スキー協会では、町民大会というのが入っております、これは町民が本当に参加して行うというスポーツ大会だと思います。

これらに関しましては、もちろんそういう団体の方が中心になって開催・運営していただいておりますけれども、町の生涯学習課の職員もお手伝いさせていただいて、ほとんどのこの大会に参加というか、お手伝いさせていただいているところがございます、こういう大会はやはり町民の方々が集まって、親睦を深めながら、スポーツをやって健康増進というようなことを目指している大会ですので、町、町教育委員会といたしましては、お手伝いというか、そういう形で今後とも支援していきたいと考えております。それらが、またコミュニティ醸成につながるものだと信じておりますので、おおいに振興していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 有料にこだわるわけではございませんけれども、いずれにしても不公平感というのを町民が感じているのはもう間違いないということで、先ほどいった練習場とか、そういったものにおいても、それを無料で利用してもらうというのは、それはそれで施策としていいのですが、それであれば何か幕別にメリットというか、いわゆるお金が落ちるといような仕組みというものも考えていくべきかなというふうに強く思います。

幕別あたりですと、やはり第一の基幹産業が農業でありますし、食というようなことが非常に北海道、そして幕別、十勝の一番の売りでもあります。そういったものを絡めながらとかということなんかもできるでしょうし、いろんなアイデアというのはできると思います。いろんな条例等あって、これはできない、できないということではなく、さらに一歩進んだ、新たな形というものをしっかり生み出していきたいなというふうに思っております。

最後の4点目になります。管理運営施策という部分になりますけれども、指定管理というような言葉もございました。指定管理というものについても、よくあるのが営業成績を伸ばすために燃料費削減してしまったりとか、あるいは修繕費を削減したりとか、かえって人員を削減したりとかというような、サービス低下というものを招くようなこともあります。どういったところにこうお願いするかということも大事になってきますけれども、住民にとって公益性の高い事業を積み上げられるように

なっていくということを重要視していくべきというふうに考えております。そのあたりのみ、見解をお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私、答弁させていただいたのは、一例として指定管理という方法もあるということでも答弁させていただきましたけれども、いずれにいたしましても、今、利用している方々が不便を感じないように、また利用者が新たな事業、例えば健康講座とか、そういうことで恩恵をさらに受けるのが向上すると、そういうようなことを考えながら管理体制を考えていかなければならないのかなと思っております。前段に、リスクマネジメントの話もありました。そういうことも含めて、事故の防止、あるいは災害だとか、そういうときに施設の中で災害に遭ったときの安全確保、そういうようなことも含めて、とにかくまずは利用者第一に考えていくという考え方でおりますので、ご理解ください。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） まさに、その利用者第一、住民第一という部分が、本当に必要になってくると思います。今回の質問に関しては、その部分が今後新たな体制でやっていくべきだというふうな思いで質問させてもらっておりますので、検討していただければというふうに考えます。

いろんな先進事例に学ぶということもありますけれども、幕別町というのは、実はスポーツということに関しては、本当に先進事例になっていくべき町だと、存在だというふうに認識しています。環境も本当に素晴らしいですし、オリンピックに行っている、世界で戦っている選手が20代で4名、さらにリオオリンピックで何か1名ふえそうだというような話もあります。そんな町、なかなかないです。前町長甲子園出場決定していると、現飯田町長もスケートの名選手といった部分で、本当にスポーツの訴えられる、誇りに持てるような町だというふうに考えておりますので、自信を持って先進的な施策を検討していただければと思います。

また、教育委員会のみならず、町長部局でというようなお話もありましたので、町全体を挙げて、今後住民サービスに努めるような環境づくりに努めていただきたい、そういったことを期待申し上げて、質問終了いたします。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第66号から日程第17、議案第82号までの15議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第66号から日程第17、議案第82号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、議案第 66 号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例から日程第 5、議案第 68 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例までの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 66 号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第 67 号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第 68 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 19 ページ、議案説明資料は 15 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 25 年 5 月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴い、平成 27 年 10 月 5 日からマイナンバー制度が導入されます。

マイナンバー制度につきましては、住民票を有する全ての人に対して、1 人 1 番号が指定されるものであり、国や市町村など複数の機関が管理する個人情報が、マイナンバーとひもづけされることにより、情報が正確かつ迅速に確認できることとなりますことから、地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策などの分野において活用していくこととなります。

ただし、業務内容や情報の範囲は、法律や条例で定められることから、目的以外に利用することは禁止されているところであります。

また、個人情報保護の観点から、他人のマイナンバーを利用した成り済ましを防止するために、厳正な本人確認の仕組み、マイナンバーを保有する機関の情報管理、さらに情報連携における個人情報保護の措置が番号法により厳格に定められているところであります。

マイナンバーにひもづけされる個人情報の取り扱いやその情報における提供などの記録の取り扱いなどにつきましては、番号法第 31 条の規定に基づき「番号法」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、さらに「個人情報の保護に関する法律」などの規定内容を踏まえた上で、条例などにより必要な措置を講じなければならないことから、このたび、関係条例につきまして所要の整備をしなければならないものであります。

初めに、議案第 67 号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 15 ページ及び 16 ページをごらんください。

これは、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について記載したものであります。

改正点は、大きく九つの事項となります。

1 番「用語の定義」についてであります。関係条項は、条例第 2 条となります。番号法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、用語の定義を整理するものであります。

「条例における個人情報の関係」につきましては、このイメージ図のとおりであります。

次に、2 番「保有特定個人情報の利用の制限」についてであります。関係条項は、条例第 8 条の 2 の追加部分になります。

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限り、情報提供等記録を除く保有特定個人情報を利用目的以外に利用することができるものとしてあります。

次に、3 番「特定個人情報の提供の制限」についてであります。関係条項は、条例第 8 条の 3 の追加部分になります。

特定個人情報の提供は、番号法に掲げられた場合に限定されているため、本条例においても同様とするものであります。

次のページになりますが、4 番「裁量的開示」についてであります。関係条項は、条例第 13 条の 2 の追加部分になります。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、不開示情報が含まれている場合であっ

ても、個人の権利利益を保護するために、実施機関が特に必要があると認めるときは、保有個人情報を開示することができるとするものであります。

次に、5番「保有個人情報の存否に関する情報」についてであります。関係条項は条例第13条の3の追加部分になります。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、開示請求に当たり、保有個人情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することと同じ扱いになる場合、実施機関は、存否を明らかにしないことができるとするものであります。

次に、6番「保有個人情報の利用停止等請求権」についてであります。関係条項は条例第15条の改正部分になります。

保有個人情報の利用停止等の請求をすることができる事由を規定しているものであります。

次に、7番「罰則」についてであります。関係条項は条例第26条から第30条までの追加部分になります。

実施機関の職員等が、保有個人情報を正当な理由がなく利用した場合の罰則を規定しているものであります。

このほかに、番号法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の用語に準じた文言の整理をしているところであります。

議案説明資料5ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、改正条例第1条関係についてであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、文言の整理であります。

第2条につきましては、用語の定義に関する文言の整理であります。

次のページをごらんください。

第8条につきましては、保有個人情報の利用及び提供の制限等に関して規定するものであります。

第8条の2につきましては、保有特定個人情報の利用の制限に関して規定するものであります。

次のページになりますが、第8条の3につきましては、特定個人情報の提供の制限に関して規定するものであります。

次に、第9条から次のページになりますが、第13条までにつきましては、文言の整理等であります。

次に、9ページをお開きください。

第13条の2につきましては、裁量的開示に関して、また、第13条の3につきましては保有個人情報の存否に関する情報に関して、いずれも行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、規定するものであります。

次に、第14条につきましては、文言の整理であります。

次に、第15条につきましては、自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権の事由を、番号法の趣旨を踏まえた上で規定するものであります。

次に、10ページの第17条から11ページの第24条までにつきましては、文言の整理であります。

次に、第26条から12ページの第30条までにつきましては、罰則について規定するものであります。

次に、13ページをお開きください。

改正条例第2条関係についてであります。

第2条につきましては、番号法の規定にあります「情報提供等記録」に関する定義を、規定するものであります。

次に、第8条の2につきましては、保有特定個人情報の利用及び提供の制限についての規定であります。情報提供等記録に関しては、一切、利用目的以外の利用が認められていないことに伴う条文の文言整理であります。

次に、第8条の3につきましては、特定個人情報の提供の制限についての規定であります。情報提供ネットワークシステムの稼働に伴い、その条文を削除するものであります。

次のページになりますが、第 15 条につきましては、第 8 条の 2 と同様の内容であります。

議案書に戻りまして、24 ページをお開きください。

附則であります、改正条例第 1 条における施行期日を平成 27 年 10 月 5 日からとするものであります。

ただし、改正条例第 2 条における施行期日につきましては、情報提供等記録に関する規定が番号法での施行期日が決まっていないことから、番号法附則第 1 条第 5 号に規定する日からとするものであります。

次に議案第 66 号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書 18 ページ、議案説明資料 2 ページをお開きください。

幕別町情報公開条例につきましては、議案第 67 号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例との整合性を図るために一部改正を行うものであります。

議案説明資料 2 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条につきましては、第 2 号の公文書及び第 3 号の事業者に関する定義を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に準じて、文言の整理をするものであります。

第 10 条につきましては、公開請求に対する決定等に関する規定であります、第 2 項では、決定の中に公開請求の拒否を追加し、次のページになりますが、第 4 項では、条文の文言整理をするものであります。

第 12 条につきましては、非公開とすることができる公文書に関する規定であります、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の定義に準じまして、文言の整理をするものであります。

次のページになりますが、第 12 条の 2 につきましては、公文書の存否に関する情報に関する規定であります。

第 13 条につきましては、条文の文言整理であります。

議案書の 18 ページに戻りまして、附則についてであります、本条例の施行期日を平成 27 年 10 月 5 日からとするものであります。

次に、議案第 68 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書 25 ページ、議案説明資料 17 ページをお開きください。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務ごとに、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものであり、別表にその対象となる事務を掲げているところであります。

このたび、「番号法」の施行に伴い、個人番号の通知カードにつきましては、本年 10 月 5 日以降から全国民に対して交付され、個人番号カードにつきましては、来年 1 月 1 日以降から希望者に対して交付されることとなります。

両カードとも最初の交付に当たりましては、国の制度として手数料は無料となりますが、追記欄の余白がなくなった場合を除く 2 回目以降の再交付におきましては、総務省が示している手数料金額に沿って、通知カードにつきましては 1 枚につき 500 円、個人番号カードにつきましては 1 枚につき 800 円と定めるものであります。

また、番号法の施行に伴い、平成 28 年 1 月から住民基本台帳カードの交付が廃止されることとなりますことから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものであります。

議案説明資料 17 ページをごらんください。

初めに、改正条例第 1 条関係についてであります。

別表の中に、30 の 4 として、通知カード再交付手数料を 1 枚につき 500 円と追加規定するものであります。

次に、議案説明資料の 19 ページをごらんください。

改正条例第 2 条関係についてであります。

平成 28 年 1 月から住民基本台帳カードの交付が廃止され、個人番号カードが交付されることから、

別表 30 の 3 を改正し、個人番号カード再交付手数料を 1 枚につき 800 円として規定するものであります。

議案書の 25 ページに戻りまして、附則についてであります。第 1 条における施行期日を平成 27 年 10 月 5 日からとするものであります。ただし、第 2 条における施行期日につきましては平成 28 年 1 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○16 番（中橋友子） なかなか膨大な改正で、今の説明だけでは十分わからなかったというか、理解できなかったところもあるのですけれども、ただ、個人情報保護でありますから、幕別町町民の個人の情報を保護するために条例を改正していくと。その理由としては、10 月 5 日から実施されるマイナンバーの発行によって、そこに集約される情報が漏れることのないように、そのための条例改正だということであります。

それで、きのうの一般質問もありましたので、ずっとこうやりとりを聞いている中で、情報が漏れないような最大の努力をして活用するという方向になるのだということが、最終的な理事者の方の姿勢でありましたけれども、不安がぬぐえなかったのは、それでも意図的な犯罪も含めて、完璧に守り抜くということが言い切れなかった場面もあったのですよね。そのときに、お答えであったのは、要するに今回の年金情報が漏れたときのような不正アクセスが入ったときには、遮断するというようなこと、速やかに遮断するということっておられました。それで、ネットそのものも、基幹系と情報系分けてやることも検討するということでもありますから、体制の面でそういうふうに整備しながら、漏れないようにしていくと。そして、そこに不正に入ってきたときには、とめる、遮断するということによって、情報が漏れないように守るということであったと思うのです。そうすると、今回の条例改正の中に、そういった中身が全部網羅されるのか、つまりネットを切るよというところまで、きちっと明文化して、今回もここに出されておりますので、今ここで直してくださいということではないのですが、そういうことも考えて、条例の改正というのはやっていかなければならないのではないかなというふうに思うのです。そういった条文の必要性などは、どのように考えていられるでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今回の条例改正につきましては、あくまでも制度上の保護措置ということで、制度における規制、利用の制限ですとか、例えば職員の罰則の規定ですとか、そういった制度上における保護措置を規定したものでありまして、条例上では、そういったものしか規定はできないということでございます。それとあわせて、昨日の一般質問にありました技術的な関係につきましては、条例とは別にシステム上の関係、あるいは職員に対する研修、周知、教育等々につきましては、別途条例とは別に措置をしなければならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） それでは、その条例とは別のものというのは、どのようなものがいつまでに準備されていくのか。10 月の 5 日からということであると、そんなに期間がないと思うのです。ですから、研修もこれからなのではないでしょうか。いずれにしても、事業がスタートするときに、考えられる防御措置というのは、最大限とってスタートしなければいけないと思うのですが、その条例を補完するといえますか、保護するためにさらに必要なものの内容と、いつまでにどういうことをしようと考えてられるのか、関連になってしまいますけれど、お答えいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 現在のネットワークの管理に関しましては、幕別町電子計算組織管理運営規則がございまして。この中で、安全総括責任者を定めるとともに、電子計算機器、またその情報の管理について必要な規定を網羅している規則であります。また、今回の特定個人情報の適正な取り扱いに関しましては、特定個人情報保護委員会のほうから、行政機関、地方公共団体に対するガイドライン

も示されておりますから、それを参考にしながら適正な管理に努めていくということで、今回新たに規則等を制定するという考えはございません。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） 結局、では、今新たに規則等つけ加えるなり、見直す必要がないということであれば、きのうのお話のような不正なアクセスについて直ちに遮断するとか、そういったことについては、既に今までの電算機器にかかわる管理運営規則の中に、きちっと含まれているということなのでしょうか。それと、そういう職員の皆さんに対する講習、かかわる方たちに対する講習などというのは、お答えなかったのですけれども、準備されているのですか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） そういう事件が発生した際に遮断するということでの具体的な文書化はされておられませんけれども、適正な管理ということの中で、情報をどういうふうに通っていくのだということで、その必要な手段として遮断、ネットワークの切断というものがあるというふうに理解しております。

また、職員の研修に関しましても、この運営規則の中に規定しているものではございませんけれども、今回のマイナンバーの取り扱いに関して、職員に関して必要な研修を行う必要があるということで、職員研修の一環として行う必要があるだろうというふうに思っております、それは早急に時期を見定めて行いたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第66号、幕別町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第67号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第68号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第69号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第70号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第69号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例及び議案第70号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 26 ページ、議案説明資料は 20 ページをお開きください。

これら 2 件の議案につきましては、本町のへき地保育所が、このたび、本年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度における、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である「離島その他の地域」に該当することとなり、特例地域型保育給付の対象になりましたことから、へき地保育所の保育料の取り扱いにつきましても、特定教育・保育及び特定地域型保育施設における保育料の取り扱いと同様になりますので、所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第 69 号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案説明資料は 20 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 8 条につきましては、月の途中に入所、または退所した場合の保育料の額を、日割りにより算出した額とするものであります。

次に、別表につきましては、表題を「保育料金表」に改めることとし、階層区分及び保育料の額に関しましては、基本的に現行と同様の内容といたしますが、いわゆる認可保育所の保育料と同様に、低所得者に対する軽減措置として第 2 階層の保育料を 2,000 円とするものであります。

次のページになりますが、備考についてであります。

1 につきましては、階層区分の根拠となる均等割、所得割の額について規定するものであります。

2 についてであります。保育料の額は、4 月から 8 月までの月分に関しては前年度分の所得割課税額をもとに、9 月から 3 月までの月分に関しては当該年度分の所得割課税額をもとに決定することと規定するものであります。

3 につきましては、階層区分を証明できない場合の取り扱いを規定しております。

4 につきましては、「母子世帯等」などへの保育料の軽減措置であり、(1)から(3)までのいずれかの世帯に属する世帯の保育料の額を、第 2 階層は無料とし、第 3 階層は 1,000 円減とするものであります。

次のページになりますが、5 につきましては、同一世帯から 2 人以上の入所がある場合の、いわゆる多子世帯への保育料の軽減措置でありまして、現行では 2 人目以降の保育料を一律 2 分の 1 の額としておりますが、改正後では最年長児が全額、2 人目が 2 分の 1、3 人目以降が無料となるものであります。

次に、議案書の 28 ページに戻りまして、附則についてであります。本条例は公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用するものであります。

次に、議案第 70 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書 29 ページ、議案説明資料 23 ページをお開きください。

初めに、議案説明資料をごらんください。

幕別町忠類へき地保育所の保育料の取り扱いにつきましては、基本的には議案第 69 号と同様の内容となるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 8 条につきましては、議案第 69 号と同様の内容であります。

次に、別表につきましては、表題を「保育料金表」に改めることとし、階層区分及び保育料の額に関しましては基本的に現行と同様の内容といたしますが、いわゆる認可保育所の保育料と同様に、低所得者に対する軽減措置として第 2 階層の保育料を 2,000 円とするものであります。

次のページになりますが、備考についてであります。

1 及び 2 につきましては、議案第 69 号と同様の内容であります。

3 につきましては、年齢区分の取り扱いを年度内同一とするものであります。

4 につきましては、階層区分を証明できない場合の取り扱いを規定しております。

5につきましては、「母子世帯等」などへの保育料の軽減措置であり、議案第 69 号の備考 4 と同様の内容となります。

次のページになりますが、6につきましては、同一世帯から 2 人以上の入所がある場合のいわゆる多子世帯への保育料の軽減措置でありまして、現行では 2 人目以降の保育料を一律 3 分の 2 の額としておりますが、改正後では、最年長児が全額、2 人目が 2 分の 1、3 人目以降が無料となるものであります。

議案書の 31 ページに戻りまして、ください。

附則についてであります。本条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 69 号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 71 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第 10、議案第 73 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 71 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 72 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第 73 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案書は 32 ページ、議案説明資料は 26 ページをお開きください。

これら 3 件の議案につきましては、各一部事務組合における構成団体に関して、解散による脱退、及び新たに加入する団体が生じたことから、各組合の規約の一部が変更を要することとなりましたので、規約の変更についての議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続といたしましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受けなければならないとされており、さらに同法第 290 条の規定に基づき、規約の変更に係る議会の議決を経なければならないとされているところであります。

初めに、議案第 71 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案説明資料 26 ページをごらんください。

別表についてであります。本組合の構成団体を規定しているところであります。

この中で「道央地区環境衛生組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」が平成 27 年 3 月 31 日

付で解散し脱退したこと並びに「西十勝消防組合」「北十勝消防事務組合」「東十勝消防事務組合」及び「南十勝消防事務組合」が平成 28 年 3 月 31 日付で解散し脱退する予定であることに伴い、これらの組合を構成団体から削るものであります。

また、「とかち広域消防事務組合」が総務大臣の許可の日から加入する予定であることに伴い、当組合を構成団体に加えるものであります。

議案書の 32 ページに戻りまして、附則についてであります。第 1 項におきまして、施行期日を地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日からとするものであります。

ただし、別表の（十勝）の項の改正規定につきましては、「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除き、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

また、第 2 項におきまして、変更後の当組合の規約を左横書きに改めるものであります。

次に、議案第 72 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

議案説明資料 27 ページをごらんください。

別表第 1 につきましては、本組合の構成団体を規定しているところでありましたが、改正内容につきましては、議案第 71 号と同様であります。

次に、28 ページをごらんください。

別表第 2 につきましては、共同処理する事務ごとに関係団体を規定しているところでありまして、

初めに、1「消防組織法の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務」から次のページの 7「非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務」までを共同処理する団体につきましては、28 ページに戻りまして「東十勝消防事務組合」「西十勝消防組合」「南十勝消防事務組合」「北十勝消防事務組合」及び「池北三町行政事務組合」が平成 28 年 3 月 31 日付で解散し脱退する予定であることに伴い、これらの組合を構成団体から削るものであります。

また、これらの事務が町村ごとの事務になりますことから、十勝管内 18 町村全てが新たに加入することになるものであります。

次に、29 ページになりますが、9「地方公務員災害補償法の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」を共同処理する団体につきましては、別表第 1 と同様の内容であります。

議案書の 33 ページを覧に戻りまして、附則についてであります。施行期日を地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日からとするものであります。

ただし、別表第 1 の改正規定につきましては、「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除き、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

また、別表第 2 の改正規定につきましては、「道央地区環境衛生組合」「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定と「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除き、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 73 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

議案説明資料 30 ページをごらんください。

第 1 条につきましては、本組合の目的を規定しているものであります。条文の文言整理をするものであります。

別表第 1 に係る改正内容につきましては、議案第 71 号と同様であります。

議案書の 35 ページに戻りまして、附則についてであります。施行期日を地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日からとするものであります。

ただし、別表第 1 の改正規定の中で「東十勝消防事務組合」「西十勝消防組合」「南十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合」を削る部分につきましては、平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第72号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第73号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第74号、訴えの提起についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第74号、訴えの提起につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は36ページ、議案説明資料は32ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成17年3月に北海道及び北海道社会保険事務局が共同で実施した監査において、診療報酬の不正・不当請求が発覚し、平成17年9月に保険医療機関の指定を取り消された帯広脳神経外科病院の経営者に対して、診療報酬の返還を求める訴えを提起するものであります。

議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1「医療費の支払いの流れ」についてであります。被保険者である患者が当該病院にて①のとおり治療を受けてから、②、③という順番のとおりに進み、最終的には⑥のとおり北海道国民健康保険団体連合会から当該病院に対して診療報酬が支払われるということになります。

次に、2番「不正・不当請求の内容等」についてであります。不正請求としては勤務実態のない海外研修中の医師を常勤医師として虚偽報告したことなどであり、不当請求としては患者の症状等を診療録に記載せずに、痴呆性加算を算定したことなどであります。

また、診療報酬返還金額につきましては、幕別町に係る未収額として2,938万7,484円となっております。

町の対応につきましては、次のページになりますが、3「これまでの経過」のとおりであります。

町は、平成18年12月に北海道からの通知により、当該不正請求等の事実を把握するとともに、相手方に返還請求を行い、分割により一部の返還を受けたところであります。

その後、相手方は国税等の滞納分について国税局等から財産の差し押えを受け、納付を継続することが困難な状況になったことから履行延期の申請をしてきましたので、町としては審査の結果、相手方が無資力、またはこれに近い状態であると判断し、履行期限を延期してきたものであります。

しかしながら、平成26年11月に国税の滞納について解消したことが判明したことから、相手方に対し改めて返還を求めましたが、その意思がないことが確認されたため、これ以上徴収を猶予するこ

とはできないと判断したものであります。

次に、議案書の 36 ページをごらんください。

訴えの相手方につきましては、旭川在住の男性であります。

請求の理由につきましては、先ほどの説明のとおりであります。

請求の趣旨につきましては「相手方は、町に対し金 2,938 万 7,484 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。」とすることと、「訴訟費用は相手方の負担とする。との判決及び仮執行の宣言を求め。」とすることとであります。

また、本件に関する取り扱いにつきましては、訴訟を弁護士に委任するものであります。

なお、本件に関する所要の経費につきましては、このたびの補正予算に計上させていただいているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 75 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 75 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,741 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 170 億 7,876 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

追加でございますが、「忠類地域通所介護事業送迎車両購入費補助事業」450 万円を限度額といたしまして、地方債を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 54 万 7,000 円の追加でございます。

議案第 74 号でご説明いたしました診療報酬返還請求の訴えについて、訴訟手続を弁護士に委任することに伴う補正であります。

次に、5 目一般財産管理費 25 万円の追加でございます。

高規格道路忠類インターチェンジの開通に伴い、忠類上当間線の交通量が増加しておりますことから、交通の安全を確保するため、当該路線沿いの町有地（忠類栄町 362 番地 1（約 2,500 平方メートル））におけるカラマツ、雑木等の伐採に要する費用を追加するものであります。

次に、19 目総合支所費 9 万 9,000 円の追加でございます。

忠類地域における観光誘客施設の整備事業予定地として計画しております、国道 236 号線沿いの忠類白銀町 384 番地と 386 番地の一部の町有地の有効活用について、プロポーザル方式により広く提案

を求めることといたしました。

そこで、事業者を選考することを目的に選考委員会を設置いたしますことから、地域住民や専門家など外部委員に対します「選考委員会委員謝礼」を追加するものであります。

なお、選考委員会の委員につきましては、町職員と外部委員を合わせまして10人程度で組織し、選考委員会の開催は2回を予定しております。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費17万5,000円の追加でございます。

平成28年7月1日から平成37年6月末までの時限措置として、国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢が30歳以上から50歳未満に拡大されることに伴い、既存システムの改修に係る費用を追加するものであります。

3目障害者福祉費68万4,000円の追加でございます。

平成26年度分の障害者医療費等に係る国・北海道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

12目ふれあいセンター福寿管理費450万円の追加でございます。

忠類デイサービスセンターにおける通所者の送迎車両につきましては、町から幕別真幸協会に無償貸与しているところでありますが、現在の送迎車両は購入後18年近く経過し、車両の老朽化が著しいことから、このたび幕別真幸協会が新たに送迎車両を購入することとなりました。その購入費用の9割相当額の費用を補助するため、所要の費用を追加するものであります。

8ページになります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費79万8,000円の追加でございます。

幕別中央保育所で使用しております「食器消毒保管庫」が故障し、修理による対応が不可能であるため、食器消毒保管庫の更新を行うものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費111万3,000円の追加でございます。

保健師の産休代替職員に係る所要の経費を追加するものであります。

次に、5目環境衛生費119万6,000円の追加でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

9ページになります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費4,900万4,000円の追加でございます。

細節29環境保全型農業直接支援対策事業補助金につきましては、有機農業など化学肥料、化学合成農薬の低減により、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織に対する補助金であります。

細節30地域づくり総合事業補助金につきましては、札内農協が実施するジャガイモシストセンチュウの蔓延防止対策に対する補助金であります。

続いて、細節31の6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金につきましては、農業者等が農産物の生産、加工、販売等に取り組む6次産業化のプロジェクトに対して支援を行うものであり、細節30と細節31の2事業につきましては、北海道からの間接補助事業であります。

7目農地費30万3,000円の追加でございます。

上統内排水機場の設備更新により発生した鉄くずの売却に伴い、道補助金の一部を返還するものであります。

7款1項商工費、1目商工振興費1,800万円の追加でございます。

中小企業融資の利用が増加し、今後の要望額が貸付枠を上回る見込みでありますことから、所要の補正を行うものであります。

10ページになります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費700万円の追加でございます。

15節細節1は歩道及び車道の補修工事の追加に伴う補正であります。

細節2につきましては、札内北大通ほか3路線の街路樹剪定に係る所要の費用を追加するものであります。

次に、3項都市計画費、1目都市計画総務費10万1,000円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

9款1項消防費、1目常備消防費364万5,000円の追加でございます。

来年4月からの消防広域化に向けて、とかち広域消防事務組合における財務会計システムや事務用什器類などの整備に伴う共通負担分と、事務組合が一括して発注を行う活動服など個別負担分に要する費用を追加するものです。

11ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費1,000万円の追加でございます。

11節につきましては、小中学校の屋根防水補修等の修繕に要する費用を追加するものであります。

15節につきましては、幕別中学校の排水用加圧ポンプ取替工事、札内東中学校屋体屋根改修工事等に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料50万2,000円の減額でございます。

議案第69号と議案第70号でご説明をいたしました、へき地保育所条例の改正に伴い、保育料の還付金が生じますことから、所要の額を減額するものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,400万円の追加でございます。

子ども・子育て支援新制度におけるへき地保育所に係る国の負担金であります。

3項国庫委託金、2目民生費委託金17万5,000円の追加でございます。

国民年金システムの改修に係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金700万円の追加でございます。

子ども・子育て支援新制度におけるへき地保育所に係る道の負担金であります。

6ページになります。

2項道補助金、4目農林業費補助金4,738万3,000円の追加でございます。

細節11につきましては、有機農業等の取り組みを行う農業者組織に対する補助金、細節12は札内農協のジャガイモシストセンチュウの蔓延防止対策に係る補助金であり、

細節13につきましては、6次産業化のプロジェクト支援に係る補助金であります。

20款1項1目繰越金685万9,000円の追加でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、7目中小企業貸付金元金収入1,800万円の追加でございます。

22款1項町債、2目民生債450万円の追加でございます。

忠類地域通所介護事業送迎車両購入費補助事業の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○7番（小島智恵） 9ページの札内農協のシストセンチュウのジャガイモの蔓延防止対策ということなのですが、今の現状としては被害が大分広がっている状況なのではないでしょうか。それとも、それほど広がりなく防止していくという形で行われようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 現在は、発生している状況にはございません。予防対策ということで、設備をするものであります。以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、14時10分まで休憩いたします。

13:53 休憩

14:10 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第76号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から日程第16、議案第79号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)までの4議件までを一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第76号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,770万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億5,124万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,770万4,000円の追加でございます。

平成26年度の療養給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

8款1項1目繰越金3,770万4,000円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第77号、平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,005万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ23億9,906万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,005万3,000円の追加でございます。

平成26年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページになります。

9款1項1目繰越金3,005万3,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第78号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第1号)につきましてご説

明を申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 568 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 3,473 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 10 万 1,000 円の追加でございます。

幕別浄化センター及び札内中継ポンプ場の設備更新により発生した鉄くずの売却に伴い、国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 558 万 7,000 円の追加でございます。

公共ます補修工事、汚水管補修工事等の実施に係る所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 10 万 1,000 円の追加でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 558 万 7,000 円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

16 ページになります。

議案第 79 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 789 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1 億 9,297 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。個別排水処理施設整備事業につきまして、事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものであります。補正前の限度額に 650 万円を追加し 4,670 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 789 万 5,000 円の追加でございます。

浄化槽の設置基数の増加と処理人槽の変更に伴い、事業費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

20 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 19 万 9,000 円の追加でございます。

処理人槽等の変更に伴う、受益者分担金の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 119 万 6,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 650 万円の追加でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 76 号、平成 27 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 77 号、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 78 号、平成 27 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 82 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 82 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思っております。

今回取得いたします財産は、役場新庁舎 3 階の議場内に設置します議場机一式であります。

現在、使用しております議場机は、現庁舎が建設された昭和 47 年に設置したもので、老朽化が進んでおりますことから、今回、新庁舎の建設に合わせて、更新しようとするものであります。

議案説明資料の 1 ページをごらんいただきたいと思っております。

取得しようとする議場机一式の総括表になります。

表の一番上の議長席机から表の一番下のひな壇までの品目で、合計 59 台であります。

2 ページをごらんください。

議長席の机になります。

形状は図に示したような形になり、側面の図をごらんいただきたいと思っておりますが、天板までの高さが 73 センチメートルで、天板の奥行きが 72 センチメートルになります。

背面の図をごらんいただきたいと思っておりますが、天板の横幅が 1 メートル 14 センチメートルになります。

以下、3 ページは事務局長席机と脇机、4 ページは演台机、5 ページは副演台机、6 ページは議員席机と説明員席机、7 ページは書記席机、8 ページはひな壇ということになります。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

取得の方法、取得金額、取得の相手方についてであります。平成27年9月2日、笹島産業、有限会社ありさわ商会、東光印刷株式会社の3社により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,533万6,000円をもちまして、有限会社ありさわ商会が落札することとなりましたので、同社の代表であります中川郡幕別町錦町13番地4有限会社ありさわ商会代表取締役有澤公平氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成28年3月31日を予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月10日から24日までの15日間は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明9月10日から24日までの15日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日午後2時からであります。

14:22 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第3回幕別町議会定例会
(平成27年9月25日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
9 田口廣之 10 谷口和弥 11 小川純文
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 議案第83号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第84号 工事請負契約の締結について（札内中学校屋内運動場改修工事）
- 日程第5 議案第64号 幕別町消防団条例
- 日程第6 議案第65号 幕別町消防団員等報賞金条例
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第7 認定第1号 平成26年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第16 議案第80号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第81号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成27年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 都 市 施 設 課 長 笹原敏文
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9 田口廣之 10 谷口和弥 11 小川純文

議事の経過

(平成27年9月25日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番田口議員、10番谷口議員、11番小川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） お謀りいたします。

日程第2、発議第9号から日程第4、議案第84号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第9号から日程第4、議案第84号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○9番（田口廣之） 発議第9号

平成27年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員小島智恵

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、京都議定書第2約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第83号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第83号、平成27年度幕別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,242万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ170億9,118万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、17目電算管理費1,242万6,000円の追加でございます。

本年5月に、日本年金機構において、大量の個人情報漏えいするという事案を受け、社会保障・

税番号制度が施行される 10 月 5 日までに、既存の住基システムがインターネットを介して、不特定の外部との通信を行うことができないようにする対策を早急に講じるよう、国及び北海道から対策の強化が求められているところであります。

本町といたしましても、外部との通信経路における情報漏えいを未然に防止するため、情報システムに関するセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護・管理の強化を早急に行う必要があるものと考えているところであります。

具体的な対策といたしましては、既存の住基システム等に接続された、いわゆる基幹系のネットワークと、インターネットに接続された情報系のネットワークを切り離し、個人情報が保存されている住基システム搭載のパソコン端末機をインターネット回線から遮断された環境で使用するようするというものであります。

これに伴いまして、現在、業務に利用しております端末機を、基幹系と情報系のネットワークの「共用端末機」として使用しないこととなりますことから、新たに必要となります 93 台分の端末機の購入等に要する費用を追加しようとするものであります。策に要する

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1,242 万 6,000 円の追加でございます。

普通交付税の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 84 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 84 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日追加でお配りいたしました議案書の 1 ページ及び議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、札内中学校屋内運動場改修工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成 27 年 9 月 16 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の 4 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,252 万 1,200 円をもちまして株式会社大野建設が落札することになりましたので、同社の代表であります中川郡幕別町札内豊町 5 番地の 26、株式会社大野建設代表取締役大野圭市氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 28 年 3 月 7 日までの工期を予定しているところであります。

札内中学校屋内運動場につきましては、学校教育活動のほか、災害時の指定避難所に指定されている施設であり、つり天井を含む非構造部材が地震等により落下した場合、事故につながる可能性がありますことから、このたび落下防止対策を講じるものであります。

また、屋根についてであります。経年劣化により恒常的に雨漏りが発生している状況にあります。

ことから、屋根全体の改修工事を行うものであります。

議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。

改修する建物の屋根面を上空から見た屋根伏せ図であります。

このたび、勾配のある屋根全面について改修を行うとともに、不要となりますルーフファンを解体撤去するものであります。

次に、2ページをごらんください。

建物を横方向から見た展開図であります。

図の中の斜線部分の斜めのつり天井が、一部アリーナにはみ出していることから、落下防止対策として、つり天井を撤去するものであります。

次に、3ページをごらんください。

バスケットゴールに関する詳細図であります。

右側の図は、バスケットゴールの配置図であります。①と②は屋根の鉄骨材に取りつけられているメインバスケットゴールであり、⑦と⑧はギャラリーに取りつけられているサブバスケットゴールとなっております。

また、左側の図はメインバスケットゴールを真横方向から見た図面であります。

メインバスケットゴールにつきましては、落下防止金具の取り付け、鉄骨フレームのブレース交換、ゴールの上げ下げ用のワイヤーと滑車と電動引き上げ装置の取り付けを行うものであります。

また、サブバスケットゴールにつきましては、経年劣化による破損が確認されましたので、新しいものに交換するものであります。

これらの改修工事を行うことにより、生徒及び地域住民の皆さんが、安全・安心に施設を利用していただけるようになるものと考えているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第5、議案第64号、幕別町消防団条例及び日程第6、議案第65号、幕別町消防団員等報賞金条例の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長寺林俊幸議員。

○13番（寺林俊幸） 総務文教常任委員会に付託されました2議件の報告をいたします。

平成27年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成27年9月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 9 月 9 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 64 号、幕別町消防団条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について総務部から説明及び質疑が行われ、慎重に審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 9 月 25 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 27 年 9 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 9 月 9 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 65 号、幕別町消防団員等報賞金条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について総務部から説明及び質疑が行われ、慎重に審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 64 号、幕別町消防団条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 65 号、幕別町消防団員等報賞金条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 7、認定第 1 号、平成 26 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 15、認定第 9 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたし

ます。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○11 番（小川純文） それでは、報告いたします。

平成 27 年 9 月 25 日

幕別町議会議長芳滝仁様

決算審査特別委員会委員長小川純文

決算審査特別委員会報告書

平成 27 年 9 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 9 月 2 日、16 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

認定第 1 号、平成 26 年度幕別町一般会計決算認定について

認定第 2 号、平成 26 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号、平成 26 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 4 号、平成 26 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第 5 号、平成 26 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第 6 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第 7 号、平成 26 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第 8 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第 9 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第 1 号、平成 26 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○16 番（中橋友子） 平成 26 年度幕別町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

安倍内閣発足後、地域経済の好転は実感できず、特に平成 26 年 4 月からの消費税 8 %への増税、年金の 0.7%の引き下げ、70 歳からの医療費自己負担を 1 割から 2 割に引き下げるなど、町民の負担は増大しました。

一方、所得においては、給与年金の合計所得で年間 200 万円以下が全体の 70.8%を占め、前年より 0.6%下がったものの、負担増が上回り、厳しさを増しています。

国全体の経済状況を示す平成 26 年の国内総生産（GDP）は前年比マイナス 0.03%でアベノクスの経済効果は後退となり、さらに TPP の推進や 2017 年からは消費税の増税をもくろむなど困難に追い打ちをかける政治となっています。

こうしたときだからこそ町政は、地域と暮らしを守るために、町民の立場から国に積極的に発信するとともに、自治体としてでき得る施策を最大限取り組んでいく必要があります。

この視点から、平成 26 年度一般会計決算認定について、次の点を申し上げたいと思います。

初めに、平成 26 年度の一般会計決算は歳入総額 152 億 1,524 万 7,000 円、歳出総額は 147 億 4,213

万2,000円となり、3億8,772万円が実質収支額となりました。

歳出においては、町民の要望に応え、へき地保育所の通年化、保育所待機児童の解消、障がい者チャレンジ雇用など実施されたことは評価をするものであります。

しかし、以下の点について申し上げたいと思います。

初めに、毎回指摘をさせていただいておりますが、平成19年から実施している滞納整理機構への税の徴収は、13件委託されております。今回も費用対効果から見て有効であると示されましたが、本来、賦課徴収業務は全ての過程において町民に直接責任を負う町職員が行うべきであり、コスト面だけで評価すべきものではありません。心ならずも滞納に至る背景には、貧困と格差を拡大してきた今日の政治的要因が強く、担税能力を超えた賦課に苦しむ町民一人一人に心を寄せた対応がより必要であると考えます。十勝圏全体で見直しを行うよう声を上げていくべきではないでしょうか。

同じく、賦課徴収では、国保税の滞納世帯が加入世帯4,332世帯中743世帯で、全加入者の17.15%を占めています。うち、140世帯に差し押さえの滞納処分が行われていますが、滞納者の約7割は所得100万円以下か未申告者となっています。

町として、一般会計から繰り入れを行い、税の引き上げを抑える努力を続けてこられていることは評価をするものではあります。平均世帯18万2,000円の保険料負担は大変重く、差し押さへの制裁ではなく、負担の軽減に向けた努力が必要ではないでしょうか。

また、いつでも誰でも必要なときに使える国民健康保険、そして安心して尊厳を持って老後を暮らせる介護保険制度も制度崩壊の危機的な状況と言える現状です。介護保険の保険料は、第1期導入時の3,012円から第6期では5,150円と実に1.7倍強の引き上げとなっています。

低所得者でも入所でき、短期間で転居を求められない特別養護老人ホームの待機者は、施設をふやし対処してきたにもかかわらず、なお前年度139人から平成26年度は172人にふえています。町独自の対策とあわせて、国に対して制度に見合った財政の保障をより強く求めていくことが大切と考えます。

第3に、第3次行政改革の後期推進計画、これは平成23年から27年、今年度が最終年度となっておりますが、その効果額は6億730万3,000円となり、そのほとんどが人件費の削減によるものとの報告でありました。平成26年度職員総数は237人、合併時の平成18年と比較するとマイナス37人、定数条例から見て50人の減少となっています。

一方、臨時的職員は300人を超え、ふえ続けています。時間外の手当も8,890万5,000円で平成25年度と比較すると1,500万円上回っています。

地方分権以来、行政の仕事はふえ続ける中で、正職員を減らしても臨時職員や残業で補ってきており、財政負担の軽減とは言えない現状があります。むしろ、低賃金の臨時職員を増加させ、官製ワーキングプアをつくり出してきた現状があるのではないのでしょうか。

行政改革の評価は、単に削減金額だけではなく、職員の過重負担や臨時職員の待遇改善、残業の短縮や、そして何よりも住民サービスの向上など大きな視点での評価が大切であり、負担の増大やサービスの低下を招くべきものではないと考えます。

今の国の政治は、地方の減少を問題化し、地方創生の名のもと、消滅論まで持ち出されている現状があります。その原因がどこにあるのか、格差があらゆる分野で拡大し続けるのはなぜなのか、その分析も行わずして、頑張った自治体には支援と、他人事のように税金を使う政治となっています。

その上、立憲主義や民主主義が踏みにじられる平和を保てず、こんな政治への未来はなかなか見出すことはできません。

地方自治体と住民が、こんなときこそ協力し合い、ともに汗を流し、一人一人の生活の質が維持向上されること、そして地域づくりが前進し、住民が豊かさを享受できる、これこそ安心して住み続けられる、また、移り住んでよかったと言える町につながるのではないのでしょうか。

地方自治の本旨は、住民福祉の向上にあります。この本旨を大いに発揮されて、幕別町が大きな役割を果たし得ることを求め、平成26年度一般会計決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（芳滝 仁） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○13番（寺林俊幸） 認定第1号、平成26年度幕別町一般会計決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済は、自民・公明党の連立政権により、経済再生に向けた政策が打ち出されたことにより徐々にではありますが株式市場の株価は好調に推移し、景気が穏やかに持ち直し始めているものの、地方にあっては、まだまだ景気の回復を十分に実感できる状況とは言えません。

こうした中、厳しい財政運営を強いられているにもかかわらず、自主財源の確保に努められるとともに、各種事務事業に取り組みられたことに対しまして、大いに評価するところであります。

平成26年度に取り組みられた主な施策としては、総務費においては新庁舎建設に着手する一方、住民の足を確保するための幕別、札内市街地でのコミュニティバスの運行や、幕別本町と忠類地域の活性化のための定住促進事業を行うなど、施策を実施されたところであります。

このことは、まさに岡田前町長が合併以来常に言われた、幕別全町の均衡ある発展の具現化であると、改めて認識しているところであります。

民生費においては、へき地保育所の通年開所、保育時間の延長や子育て支援センターの一時保育室を活用したゼロ歳から1歳児の入所定員の拡大、さらには新たに札内南保育園の運営委託や建設費補助を行うなど、子育て支援にかかわる事業の充実が図られているものと考えています。

農林業費においては、道営畑総事業を初め、有害鳥獣やふるさと土づくり支援事業の継続、商工費においては、住宅新築リフォームの奨励、商店街活性化、店舗開店等に対する支援など、産業の振興にも努められたところであります。

さらに、土木費においては、道路整備事業、公営住宅事業、公園施設などの整備事業、教育費では町民会館耐震改修事業、忠類小学校屋内運動場床改修事業、小中学校の整備事業など多岐にわたり住民の要望に応えるべく、バランスよくさまざまな事業を実施されたものと考えております。

一方では、人件費の抑制や町税の収納率向上に取り組み、自立した健全な財政の強化に向け、行財政改革にも積極的に取り組まれているところであり、特に経常経費の削減に努めることは多いに評価するものであります。

町税の収納率につきましては95.2%と、前年度に比べ0.1ポイントの向上をしており、滞納整理機構への引き継ぎについては、税の公平性の維持と自主財源の確保のために有効な手立てであると理解しているところであります。

起債残高につきましては、平成22年度末には約159億円であったものが、平成26年度末には約169億円と、約26億円の減少をされており、実質公債比率も14.3%と前年度に比べ1.8ポイント改善し、今後も順調に下がる見込みであるとお聞きしているところであり、堅実な財政運営に対しまして敬意をあらわすところであります。

しかしながら、本決算では町税の収入未済額が1億2,000万円近くある状況であり、収納率の向上に向けてのさらなる努力を期待するところであります。

また、実質公債費比率につきましても、下がったとはいえ十勝管内においてはまだまだ高い数値であり、引き続きその改善を進めていただきたいと考えております。

昨今の政局が混迷する中であって、震災復興、TPP問題、停滞する景気や雇用の改善など社会経済情勢はなお厳しい状況にあると言えます。こうした状況の中、今後さらに地方分権、地域主権が強くと求められるものと考えられますが、こういう時代だからこそ多様化する住民ニーズを的確に把握し、住民が安心して暮らせるまちづくりの推進のために、さらなる努力を期待いたしまして、本決算に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成26年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第2号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成26年度幕別町介護保険特別会計決算についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号、平成26年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

- 議長（芳滝 仁） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本件は、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（芳滝 仁） 起立多数であります。
したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第5号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算についての討論を行います。
討論はありますか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りいたします。
認定第5号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第6号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算についての討論を行います。
討論はありますか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りいたします。
認定第6号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第7号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算についての討論を行います。
討論はありますか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りいたします。
認定第7号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第8号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算についての討論を行います。
討論はありますか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第8号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成26年度幕別町水道事業会計決算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第9号、平成26年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(芳滝 仁) 日程第16、議案第80号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第80号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

本件は、現公平委員会委員であります加藤正則氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

加藤委員におかれましては、平成7年から20年間の長きにわたり公平委員を務めていただいたところであり、そのご功労に対しまして、ここに深く謝意を表すものであります。

後任といたしまして、札内中央町で司法書士を務めておられます酒井勝己氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日までの4年間です。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の34ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(芳滝 仁) ただいま、私を除く出席議員は、19人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 議長（芳滝 仁） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。
（投票箱点検）
- 議長（芳滝 仁） 異状なしと認めます。
念のために申し上げます。
本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。
なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。
点呼を命じます。
事務局長。
- 議会事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。
1 番板垣議員、2 番荒議員、3 番高橋議員、4 番小田議員、5 番内山議員、6 番若山議員、7 番小島議員、8 番野原議員、9 番田口議員、10 番谷口議員、11 番小川議員、12 番岡本議員、13 番寺林議員、14 番東口議員、15 番千葉議員、16 番中橋議員、17 番藤谷議員、18 番乾議員、19 番藤原議員。
以上であります。
- 議長（芳滝 仁） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
- 議長（芳滝 仁） 開票を行います。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、1 番板垣議員及び 2 番荒議員を指名いたします。
よって、両議員の立会をお願いいたします。
（開票）
- 議長（芳滝 仁） 投票の結果を報告いたします。
投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成 19 票。
以上のとおり、賛成が満票であります。
したがって、本件は同意することに決定いたしました。
日程第 17、議案第 81 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 議案第 81 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書 38 ページをお開きください。
本件は、現教育委員会委員であります沖田道子氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。
沖田委員におかれましては、平成 15 年から 12 年の長きにわたり教育委員会委員を務めていただき、この間、平成 22 年 10 月からは委員長として本町教育行政の推進にご尽力をいただきましたことに対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、札内青葉町の國安環氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものがあります。

任期につきましては、平成 27 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 35 ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（芳滝 仁） ただいま、私を除く出席議員は、19 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（芳滝 仁） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（芳滝 仁） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番板垣議員、2 番荒議員、3 番高橋議員、4 番小田議員、5 番内山議員、6 番若山議員、7 番小島議員、8 番野原議員、9 番田口議員、10 番谷口議員、11 番小川議員、12 番岡本議員、13 番寺林議員、14 番東口議員、15 番千葉議員、16 番中橋議員、17 番藤谷議員、18 番乾議員、19 番藤原議員。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（芳滝 仁） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番高橋議員及び 4 番小田議員を指名いたします。よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（芳滝 仁） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19 票。

以上のおおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（芳滝 仁） 日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る 10 月 13 日から 16 日までの 4 日間、鳥取県伯耆町ほか行政視察先として総務文教常任委員会委員 6 人を、10 月 19 日から 22 日までの 4 日間、東京都立川市ほか行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、10 月 27 日から 30 日までの 4 日間、宮城県利府町ほか行政視察先として産業建設常任委員会委員 6 人を、10 月 23 日土幌町で開催される十勝町村議会議員研修会に議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、10 月 13 日から 16 日までの 4 日間、鳥取県伯耆町ほか行政視察先として総務文教常任委員会委員 6 人を、10 月 19 日から 22 日までの 4 日間、東京都立川市ほか行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、10 月 27 日から 30 日までの 4 日間、宮城県利府町ほか行政視察先として産業建設常任委員会委員 6 人を、10 月 23 日土幌町で開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第 77 条の規定によって所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 27 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 12 閉会